

習志野市子ども・子育て支援事業計画

(案)

～子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさで支えるまち 習志野～



平成 27 年3月
習志野市



(表紙・裏)

(市長あいさつ文)

(市長あいさつ文・裏)

もくじ

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ・計画期間	3
4 計画の策定体制	5

第2章 習志野市の現状

1 習志野市の現状	7
2 少子化等の現状	8
3 子育て支援施策の状況	15
4 児童数の推移と推計	23
5 習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	25
6 子どもの満足度調査結果の概要	38
7 課題の整理	43

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	49
2 基本視点・基本目標	50
3 施策体系	52

第4章 基本施策

1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む	53
2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる	59
3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる	68
4 その他の施策の展開	71

第5章 必要量と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	73
2 教育の必要量と確保方策	76
3 保育の必要量と確保方策	81
4 地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策	96

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	115
2 家庭・地域・事業者の役割	116

参考資料

習志野市子ども・子育て会議条例	117
習志野市子ども・子育て会議 委員名簿	119
習志野市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	120
用語解説	122

第1章

計画策定にあたって

(中扉・裏)

1 > 計画策定の背景

～少子化の進行～

我が国では、平成元（1989）年の合計特殊出生率^{※1}が統計史上最低の1.57となり、その後も少子化は進行しています。平成25（2013）年の合計特殊出生率は1.41で、平成24（2012）年と同率となっており、平成23（2011）年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準である2.07を大きく下回っています。

少子化の要因としては、晩婚化、未婚化に加え、長時間労働など仕事と家庭生活との両立の難しさ、若年層の失業や非正規雇用者の増加、子育てに対する負担や不安・孤立感の増大があります。さらには結婚観、家庭観等の個人の価値観の変化があり、これらの要因が複雑に絡み合うとともに、個々の環境によってその背景も異なることが、少子化の流れを変えることを難しくしていると考えられます。

また、こうした急速な少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済面では労働力人口の減少や社会保障費負担の増加による経済成長や生活水準の低下といった影響が、また、社会面では家族の変容や子どもへの影響、さらには地域社会の変容という影響があると懸念されています。

～少子化対策の取組～

国においては、平成15（2003）年には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

本市においては、平成17（2005）年度から、「習志野市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、そして元気に成長していくような、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

※1 合計特殊出生率…1人の女性が一生の間に産む子どもの数

2 > 計画策定の趣旨

子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に応じて、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもの最善の利益を実現することを基本として、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の構築を目的としています。

子どもの育ちにおいては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として育まれることが必要です。また、子どもの健やかな育ちを保障するために、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる環境を整えることは社会全体の務めです。

子どもは社会の希望、未来を創る力であり、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。この実現のため、本市では、多くの保育需要に対して積極的に受け皿の確保に努めるとともに、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援を提供する体制の整備に取り組んでまいります。

次の世代に誇りある魅力的な習志野市を築くため、社会経済情勢や新たな市民ニーズ、地域状況を踏まえ、これまで本市が築き上げてきた子育て支援の取組を継承しつつ、引き続き「子育て日本一」をめざす新たな指針として「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

■子ども・子育て支援新制度のポイント

▷質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼児期の教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する
「認定こども園」の普及や設置手続きの簡素化等を進めます。

▷保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

人材確保や配置の改善等により、教育・保育の質を確保しながら、
計画的な施設整備を行い、待機児童の解消を図ります。

▷地域の子ども・子育て支援の充実

すべての家庭を対象に、一時預かりや放課後児童会等の事業の拡充を図り、
地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実します。

3 > 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」に基づき、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に推進します。

本計画の策定にあたっては、習志野市基本構想や関連する個別計画との整合、連携を図ります。また、27（2015）年3月までの时限立法であった「次世代育成支援対策推進法」は、平成37（2025）年3月まで10年間延長することとなりました。

そのため、本市では、本計画において次世代育成支援対策行動計画の内容を引き継ぐこととし、母子保健計画や新たに位置づけることを定められた「放課後子ども総合プラン」についても包含し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

■ 子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

習志野市文教住宅都市憲章

習志野市基本構想・基本計画

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」

「市町村子ども・子育て支援事業計画」

「次世代育成支援対策行動計画」

第1章 計画策定にあたって

(2)計画の期間

本計画は、平成 26（2014）年度までを期間とする習志野市次世代育成支援対策行動計画（後期）を引き継ぎ、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの5年間を計画期間とします。

■計画の期間

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
習志野市次世代育成支援対策行動計画(後期)					習志野市子ども・子育て支援事業計画				

(3)計画の対象

本計画は、「主に 18 歳未満の子どもと妊産婦を含めた子どもを持つ家庭」とその子どもを取り巻く、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など様々な主体を対象とします。



4 計画の策定体制

(1)習志野市子ども・子育て会議

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、子どもの保護者、さらには一般公募の市民の方 15 名で組織する「習志野市子ども・子育て会議」を、事業計画策定までに 15 回開催し、計画内容について協議しました。

(2)習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会

計画内容を実務的に検討するため、庁内の「習志野市子ども・子育て支援事業計画 庁内検討委員会」等で、計画内容を検討しました。

(3)習志野市子育て支援に関するニーズ調査

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために、習志野市内で就学前児童を持つ保護者 5,000 人を住民基本台帳から無作為抽出し、平成 25 (2013) 年 2 月 7 日から 2 月 25 日に実施しました。

(4)習志野市子どもの満足度調査

習志野市次世代育成支援協議会からの提言を踏まえ、子ども自身の声や思いを把握し、次世代育成支援対策行動計画の推進による成果や課題の検証を行うとともに、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の策定等に反映させることを目的とし、市内在住の小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象に、平成 26 (2014) 年 2 月 12 日から平成 26 (2014) 年 2 月 28 日に実施しました。

(5)パブリックコメント

「広報習志野」等でパブリックコメントの実施について周知し、「習志野市子ども・子育て会議」で協議された計画案を、平成 26 (2014) 年 11 月 14 日から平成 26 (2014) 年 12 月 10 日まで、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

第2章

習志野市の現状

(中扉・裏)

1 習志野市の現状

本市は、昭和 29（1954）年8月1日、津田沼町を母体に千葉県内で 16 番目に市制を施行し、人口 30,204 人、面積 17.66 km² を有する都市として誕生しました。

市制施行までは軍郷として知られてきましたが、戦後、旧軍用地の転用が進み、大学等の教育施設や商工業施設、住宅街が形成され、文教住宅都市への転換が図られました。

昭和 40 年代から 50 年代（1965 年から 1984 年）にかけては、我が国の高度経済成長と首都圏の人口急増等を背景に、JR 総武線の複々線化、2 度の公有水面埋立による市域の拡大やそれに伴う住宅団地開発が行われるなか、学校・幼稚園や社会福祉施設等の公共施設整備を実施し、教育・福祉及び文化の振興や住環境の保全等に力を注ぐとともに、昭和 45（1970）年3月 30 日には「習志野市文教住宅都市憲章」を制定しました。昭和 60（1985）年代以降は、JR 京葉線の開業等によって、急速に市街化が進展し、住宅都市として発展するなかで、都市計画道路や公園、下水道といった都市基盤に重点を置いた整備を進め、更には習志野緑地の整備、谷津干潟のラムサール条約への登録をはじめとする都市基盤の充実、環境の保全等に努めてきました。

市域面積は、20.99 km² と県内自治体で 4 番目に小さな面積となっています（平成 26（2014）年4月1日現在）。昭和 30（1955）年代後半より、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。現在、本市は全域が都市計画区域に指定されており、市街化区域は 18.59 km² で市域の 88.6%、市街化調整区域は 2.4 km² で市域の 11.4% を占めています。また本市は、東京湾に面した千葉県北西部に位置し、千葉市・船橋市・八千代市に隣接しています。

本市の常住人口は 167,153 人、人口密度は 7,963 人/km² であり（平成 26（2014）年4月1日現在）、千葉県内で 3 番目に高い人口密度となっています。

主要交通である鉄道が市内中心部を横断し、5 路線 7 駅が設置され、市内どの地域からも約 2 km で駅へ行くことができ、鉄道へのアクセスは大変優れています。京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道 14 号・国道 357 号の国道等、数多くの道路が設置され、充実した交通網が発達しています。更には、新たに谷津船橋インターチェンジが平成 25（2013）年に完成し、周辺地域の混雑緩和や利便性の向上が期待されます。この充実した交通網により、都心まで約 30 分、成田空港まで約 40 分と交通至便な地域となっています。

2 > 少子化等の現状

※推計値は習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」(平成 25 年 5 月改訂・基準日各年 4 月 1 日)

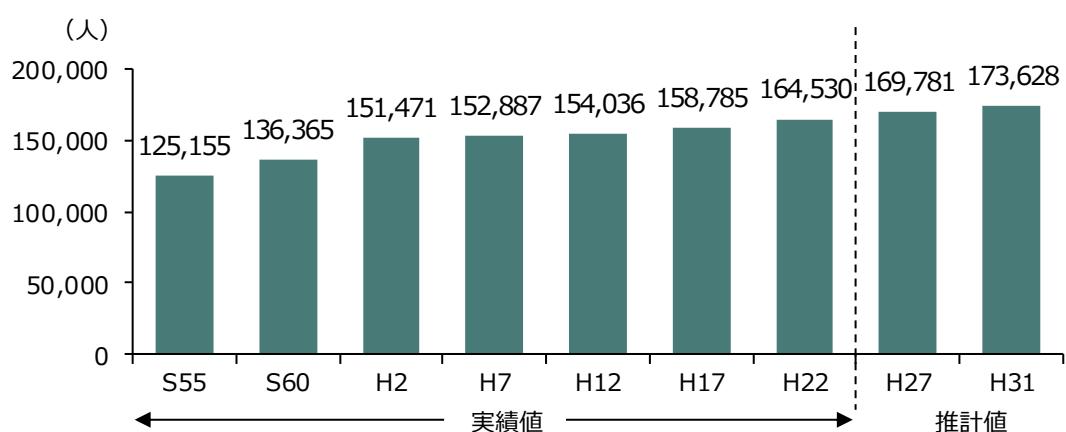
(1) 人口の推移

① 総人口の推移

本市の総人口は、年々増加しており、本計画の最終年度となる平成 31 (2019) 年には 173,628 人となることが予測されます。

図 1

■ 総人口の推移



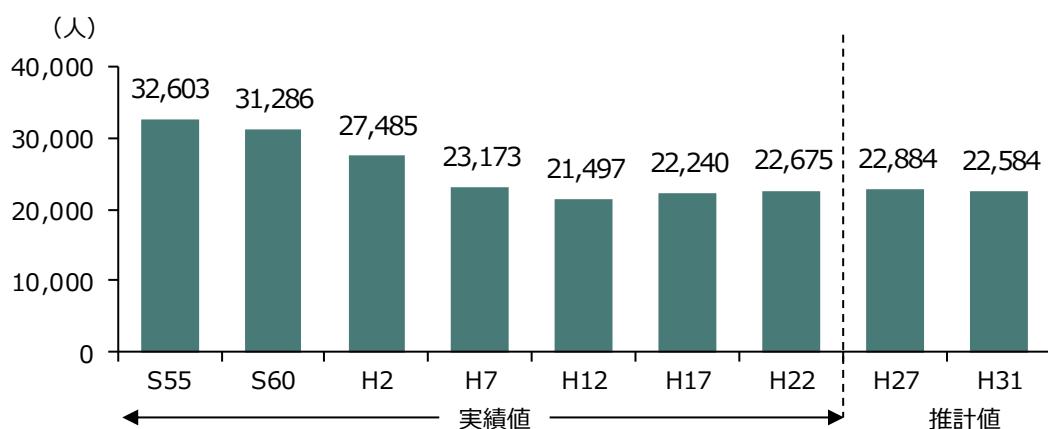
資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

② 年少人口の推移

本市の 15 歳未満の年少人口は、平成 17 (2005) 年からは増加傾向にあります。が、平成 29 (2017) 年には再び減少に転じることが予測されます。

図 2

■ 年少人口の推移



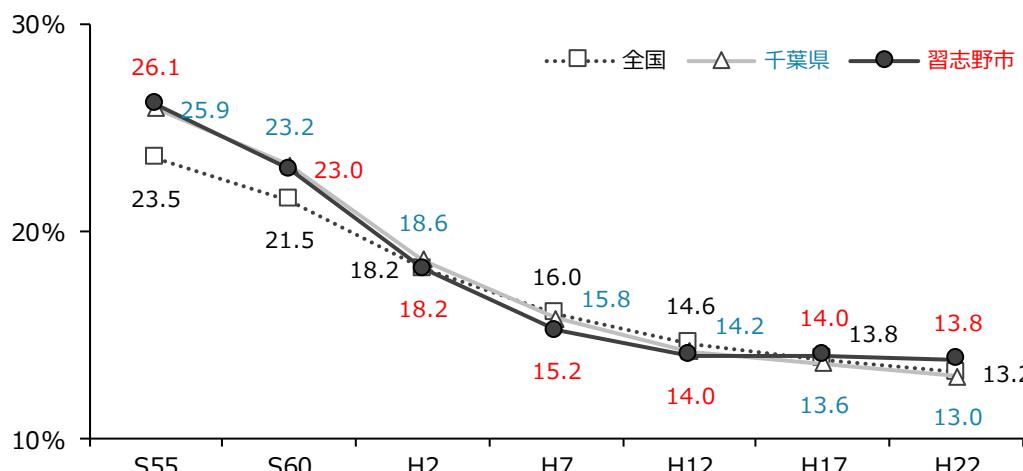
資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

③年少人口割合の比較(全国・千葉県・習志野市)

本市の15歳未満の年少人口割合は昭和55(1980)年をピークに、年々減少していますが、全国、千葉県と比較すると、近年は全国、千葉県よりもやや高い比率で推移しています。

図 3

■年少人口割合の比較



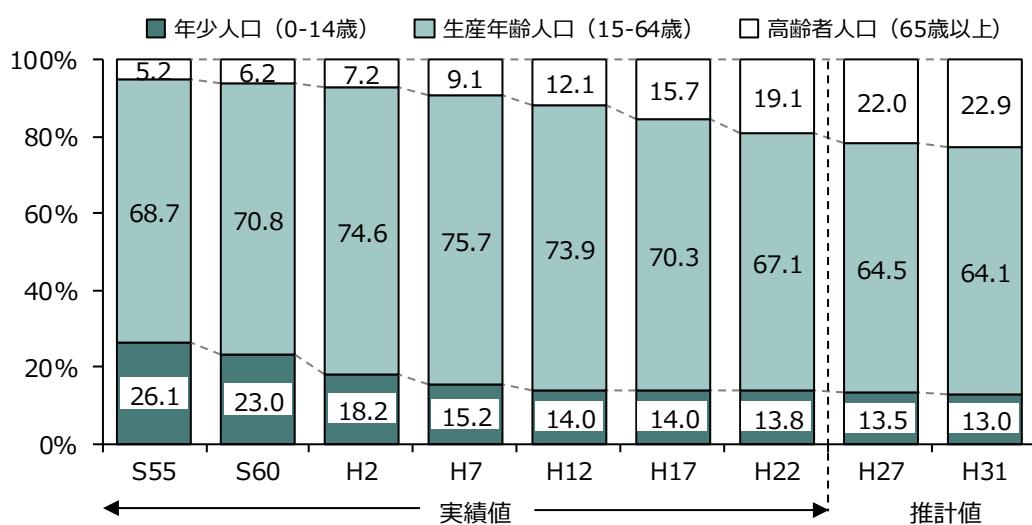
資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

④年齢3区分別人口の比率

近年、本市の65歳以上の高齢者人口は年々増加を続けており、15歳未満の年少人口割合と、15歳以上65歳未満の生産年齢人口割合は減少しています。

図 4

■年齢3区分別人口の比率



資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

第2章 習志野市の現状

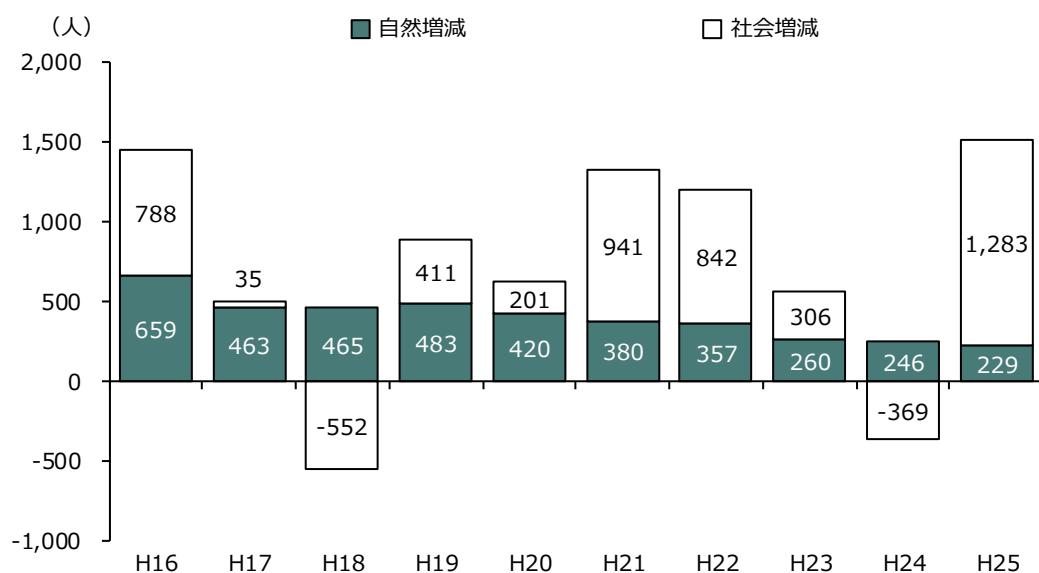
⑤人口動態

平成 16 年度から直近の平成 25 年度までの人口動態をみると、自然増減（出生－死亡）は増加傾向で推移していますが、近年の増加幅は前年を下回っています。

社会増減（転入－転出）は平成 19（2007）年以降増加傾向で推移しており、平成 24（2012）年に減少していますが、平成 25（2013）年には再び増加しています。

図 5

■人口動態



資料：千葉県毎月常住人口調査票（習志野市 市民課）

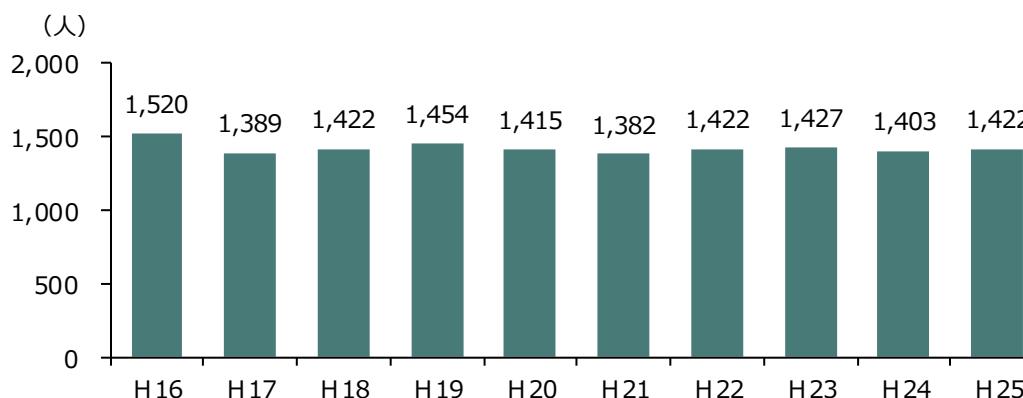
(2)出生の動向

①出生数

平成 16 年度から直近の平成 25 年度までの出生動向をみると、増減を繰り返しており、1,400 人前後で推移しています。

図 6

■出生数の推移



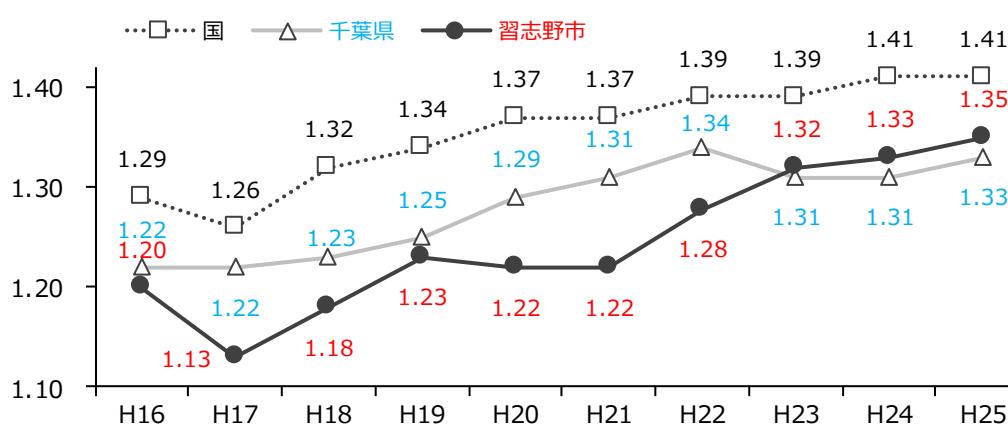
資料：厚生労働省「人口動態統計」

②合計特殊出生率

合計特殊出生率は、国の平均値を下回って推移していますが、近年は増加傾向にあり、平成 23 (2011) 年度以降は千葉県の平均値よりもやや高く推移しています。

図 7

■合計特殊出生率の比較



資料：厚生労働省「人口動態統計」

第2章 習志野市の現状

(3) 婚姻の動向

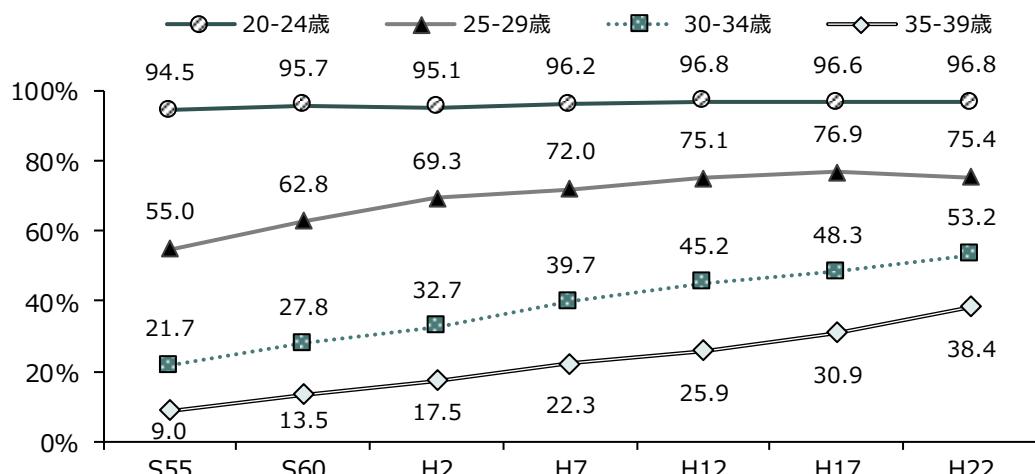
① 年齢階級別未婚率

本市の年齢階級別未婚率は、男性では、30歳代が年々増加傾向にあります。

女性では、いずれの階級においても、男性を下回っているものの年々増加傾向にあります。

図 8

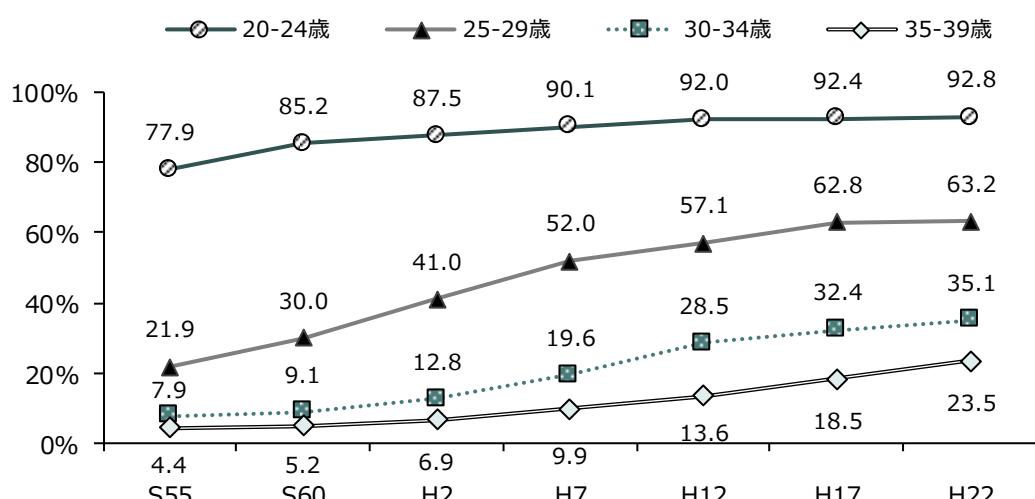
■ 年齢階級別未婚率（男性）



資料：習志野市「国勢調査」（各年10月1日現在）

図 9

■ 年齢階級別未婚率（女性）



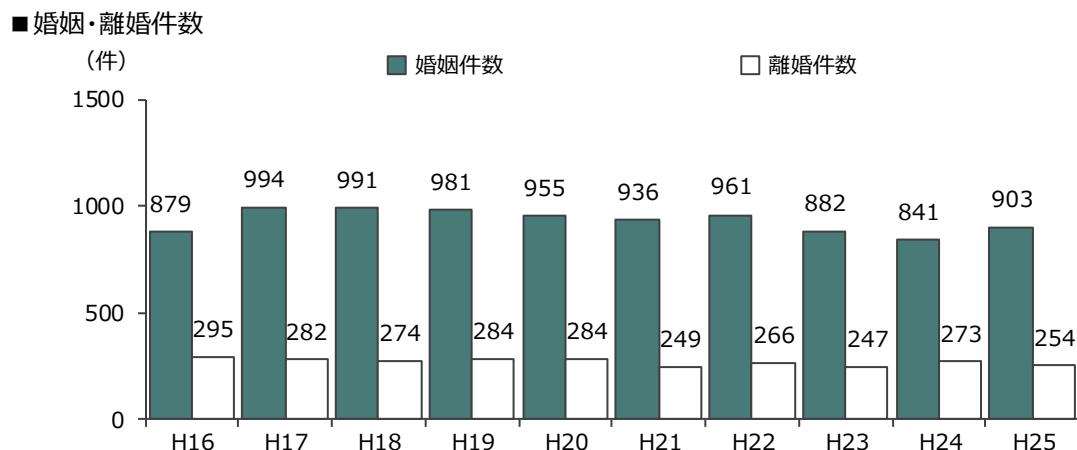
資料：習志野市「国勢調査」（各年10月1日現在）

②婚姻・離婚件数

平成 16 年度から直近の平成 25 年度までの 10 年間の婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は、平成 25 (2013) 年で 903 件となっており、前年度から 62 件増加しています。

離婚件数は、300 件を下回って推移しています。平成 25 (2013) 年では 254 件となっており、前年度から 19 件減少しています。

図 10



資料：厚生労働省「人口動態統計」

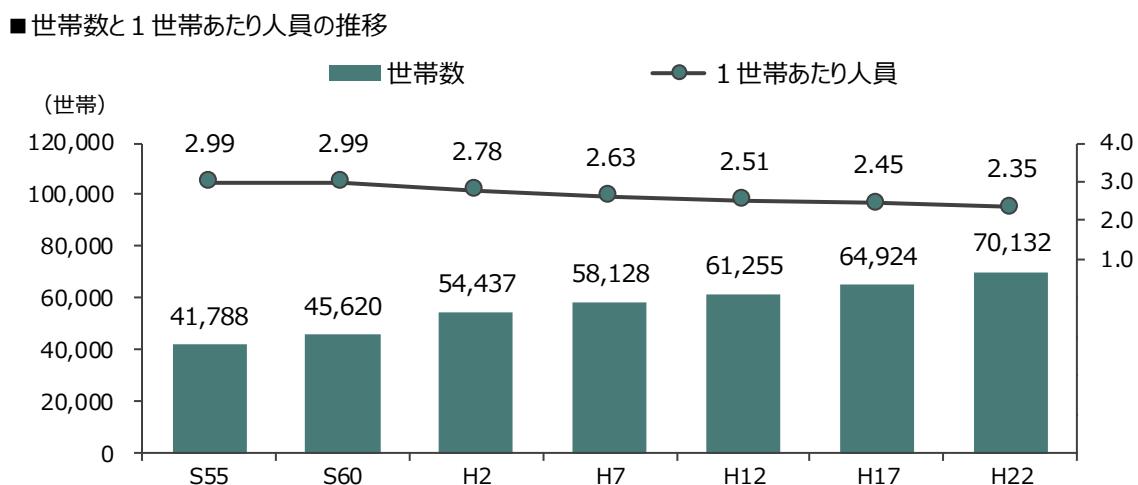
第2章 習志野市の現状

(4) 家族の動向

① 核家族化の動向

本市の世帯数は、年々増加していますが、1世帯あたりの人数は年々減少しており、核家族化が進行している状況です。

図 11



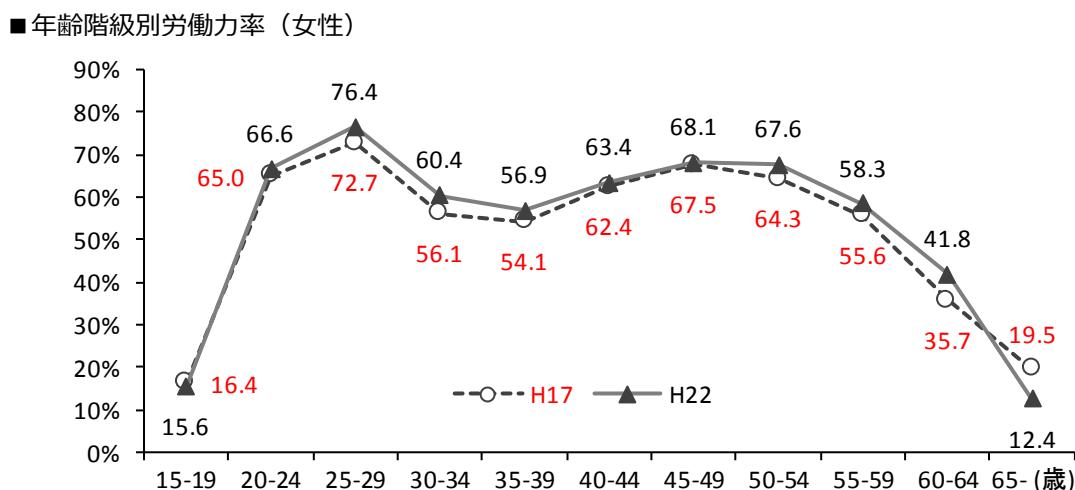
資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

② 就労状況

本市の女性の年齢階級別労働力率は、平成17(2005)年と平成22(2010)年を比較すると、全体的に働く女性が増加しています。

しかしながら、出産・子育て期にあたる30歳代では大きく低下する、M字型曲線を描く傾向が続いている。

図 12



資料：習志野市「国勢調査」(各年10月1日現在)

3 > 子育て支援施策の状況 (平成27年3月31日現在)

(1)保育事業

①通常保育

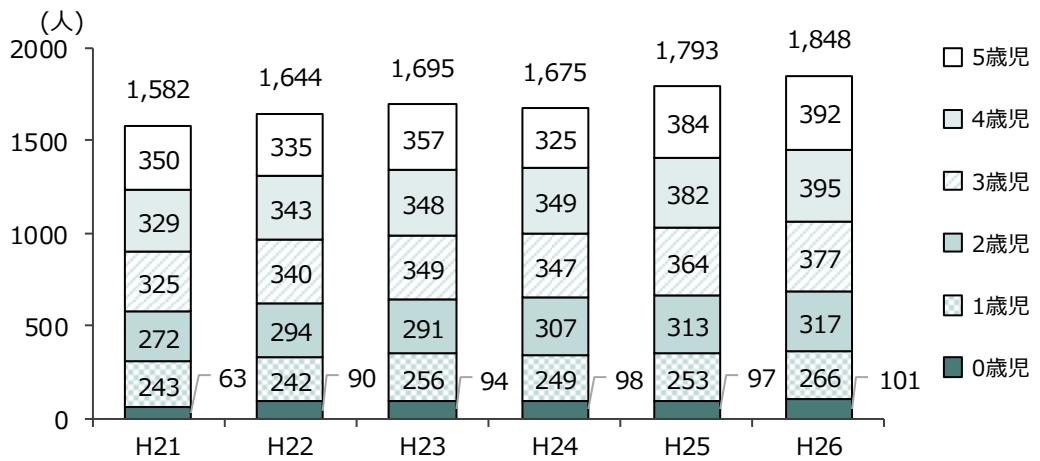
▷市立保育所 10か所、市立こども園3か所、私立保育園4か所で実施しています。
(平成26(2015)年度入所定員 1,811人)

▷開所時間

- ・市立保育所・こども園：7時～19時（市立保育所の土曜日：～18時30分）
- ・私立保育園：7時～19時（一部施設は7時～20時）
(通常保育時間8時30分～16時30分)

図 13

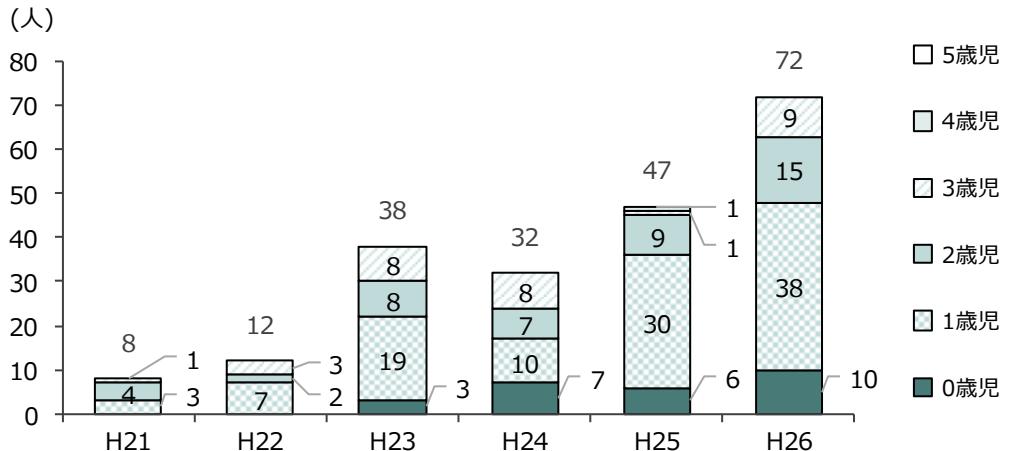
■市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）児童数の推移



資料：習志野市こども保育課（各年4月1日現在）

図 14

■市内認可保育所・こども園（長時間児）入所（園）待機児童数の推移



資料：習志野市こども保育課（各年4月1日現在）

第2章 習志野市の現状

②低年齢児保育

▷生後57日から0歳児の低年齢児保育を実施しています。

- ・生後57日から：市立保育所2か所、市立こども園3か所、私立保育園1か所
- ・生後4か月から：市立保育所1か所、私立保育園1か所
- ・生後6か月から：市立保育所6か所、私立保育園2か所

③障がい児保育

▷全施設で心身に障がいを有する児童の入所が可能となっており、健常児童との集団保育を行っています。

▷発達に課題や心配がある子どもに対しては、保護者の意向を踏まえ、個別支援計画を作成するなど、子どもの成長、発達を支えます。

④休日保育

▷年末年始を除く日曜日・祝日に私立保育園1か所で実施しています。

▷休日保育時間：8時～17時

⑤一時預かり

▷市立保育所2か所、市立こども園3か所、私立保育園2か所で実施しています。

▷主な利用目的

- ①パート等で月15日以内の保育を必要とする場合
- ②病気やけがで緊急に保育が必要になった場合
- ③心理的、肉体的負担を軽減するために保育が必要になった場合（リフレッシュ目的）

▷預かり時間

- ・市立保育所・こども園（月～土曜日）：8時30分～17時
- ・私立保育園（月～金曜日）：8時30分～16時30分

⑥病児・病後児保育

▷子どもが病気の時に、医療機関による入院治療の必要はないものの、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な期間に、医療機関に付設された施設で子どもを一時的に預かる事業で、2か所で実施しています。

(2) 放課後児童健全育成事業

① 放課後児童会

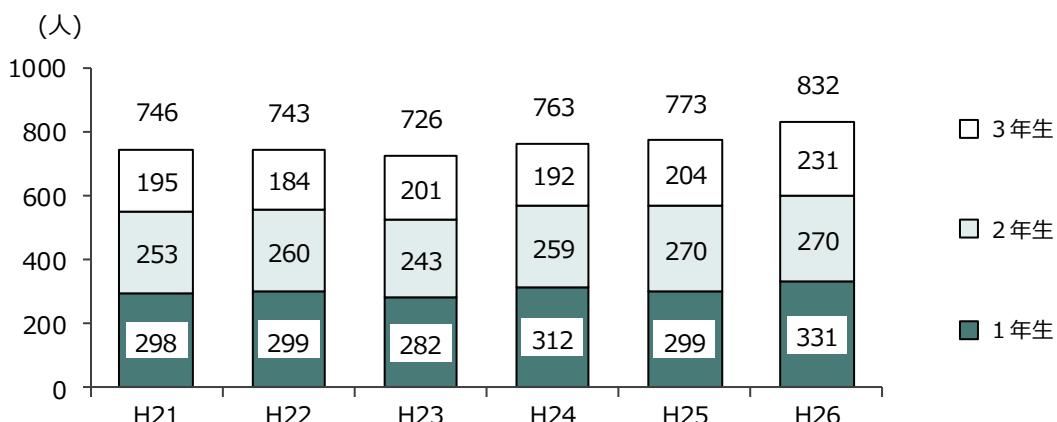
▷ 小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的に、16 小学校区 22 児童会で実施しています。

▷ 開設時間

- ・ 平日：放課後～19 時
- ・ 土曜日や夏季休業日等の学校休校日：8 時～19 時

図 15

■ 放課後児童会の入所児童数の推移（下学年）



資料：習志野市青少年課（各年 5 月 1 日現在）

② 子ども会

▷ 市内には各地域に子ども会があり、地域に根ざした活動を行っています。また、「習志野市子ども会育成会連絡協議会」では、子ども会の活動の支援や子ども会スポーツ大会等の事業も行っています。

③ 総合型地域スポーツクラブ

▷ 「いつでも」「誰でも」「気楽に」スポーツ活動ができる場として、総合型地域スポーツクラブを設立しました。市内には、3 つのクラブがあり、放課後や学校休業日など、子どもたちの活動の場として様々なプログラムを提供しています。

また、この他にも市内には、数多くの種目別スポーツクラブ（チーム）もあり、子どもたちのスポーツ活動を支えています。

第2章 習志野市の現状

(3)子育て支援事業

①ファミリー・サポート・センター

▷子どもの一時的な預かりや保育所への送迎、宿泊を伴う子どもの預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援等の援助を受けたい人、援助できる人が会員になり、会員相互の協力により地域で支え合うシステムです。また、習志野市こどもセンター（鷺沼）ときらっ子ルームおくぼでは、一時的に子どもの預かりをする「ファミ・サポる～む」を実施しています。

②こどもセンター

▷主に就学前の子どもと保護者のための子育て広場として、親子が自由に遊び、交流できる場や子育てに関する情報の提供等を行い、子育てのお手伝いをしています。
▷保育士や保健師による子育てに関する相談、おはなし会、手遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター、親子リズム、親子工作等を4か所で実施しています。

③きらっ子ルーム

▷主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合いながら交流を図り、育児相談等を行う場として、2か所で実施しています。

④保育所・こども園の地域開放

▷市立保育所・こども園の所（園）庭を地域の親子に開放し、親子遊びの場として提供するとともに、育児相談にも応じています。

⑤幼稚園・こども園の子育てふれあい広場

▷市立幼稚園・こども園を地域の親子に開放し、親子遊びの場として提供するとともに、幼稚園教諭・民生委員・児童委員・母子保健推進員等が、仲間づくりや情報提供等の子育て支援を行っています。また、定期的に幼稚園児・こども園児の遊戯等の発表も行われています。

⑥幼稚園・こども園の施設開放

▷子育てふれあい広場以外にも、親子遊びの場として市立幼稚園・こども園を開放しています。

(4)母子保健事業

①母子健康手帳の交付

- ▷個別に相談に応じながら看護職員が面接することで、母親の妊娠・出産に関する不安を和らげ、自ら健康管理の重要性を認識できるよう支援しています。
- ▷妊娠中から子育て時期の事業や制度について情報提供しています。

②ママ・パパになるための学級

- ▷グループワークや体験学習を行い、妊婦同士の交流を図るとともに、妊娠・出産・育児について必要な知識及び技術を身につけ、自らが主体的に考え方行動できるようにし、妊娠中を快適に過ごしながら、不安なく出産・育児できるようにしています。
- ▷夫（パートナー）に対して、産後スムーズに育児参加し、夫婦で育児ができるようにしています。

③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）

- 新生児・産婦訪問
 - ▷新生児とその家族の状況を確認し、育児上必要な情報を提供するとともに、育児不安の軽減を図り、健康に過ごせるよう支援しています。
- 母子保健推進員活動
 - ▷市民と行政のパイプ役として全出生家庭を訪問し、地域での子育てを支援しています。

④健康相談

・4か月児・10か月児健康相談

- ▷発達の節目となる4か月・10か月の乳児を対象に健康相談を行い、子どもの発育・発達を確認するとともに、保護者同士の交流の機会を提供しています。

- ▷保健師・栄養士・歯科衛生士が相談・健康教育を行うことで、育児不安の軽減を図り、よりよい親子関係が形成でき、乳児の発育・発達に応じた対応ができるよう支援しています。

・発達相談

- ▷子どもの心身の発達の不安に、専門医師が相談に応じ、保護者の不安を軽減できるよう支援しています。

・幼児相談

- ▷就学前の子どもと保護者を対象に、心理相談員や保健師が子どもの心身の発達や保護者の気持ちについての相談に応じています。

・歯みがき教室

- ▷1歳から3歳の子どもを対象に、歯科衛生士が歯みがき方法の実習や歯に関する保護者の相談に応じています。

第2章 習志野市の現状

・その他の健康相談

▷電話や来所、訪問等で、妊婦・保護者からの相談に応じ、不安を軽減できるよう支援しています。

⑤健康教育

・乳幼児期の健康教育（離乳食教室・幼稚園健康教育・幼児むし歯予防指導）

▷5か月から6か月の第1子の保護者を対象に、栄養士が発達にあわせた離乳食の進め方についての教室を実施しています。

▷幼稚園児が身体のしくみを理解し、いのちの大切さや成長することに喜びを感じ、日常生活に結び付けられ、保護者にも自分自身や家族の生活習慣を振り返ってもらう機会として関係機関との連携で健康教育を実施しています。

▷市立幼稚園・保育所・こども園の4・5歳児を対象に、乳歯と永久歯のむし歯予防に向けた健康教育を実施しています。

・学童期・思春期における健康教育

▷成長・発達段階にあわせた「いのちと性の教育」を目的とした学習機会を、関係機関との連携で提供しています。

⑥中学校区地域保健連絡会

▷子どもにかかわる機関が健康問題を共有し、心身の健康づくりを協働で推進しています。

⑦健康診査

・妊婦一般健康診査

▷妊娠中の医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。

・乳児一般健康診査

▷3か月から6か月、9か月から11か月の乳児の医療機関での一般健康診査の費用を助成しています。

・成人歯科健康診査（妊婦）

▷妊娠中の歯科疾患の予防及び早期発見のため、費用を助成しています。

・1歳6か月児・3歳児健康診査

▷発育・発達の確認や歯科健康診査等を行い、個々の状況に応じた相談等の支援を行っています。

▷3歳児健康診査では、希望に応じて保護者の歯科健康診査も実施しています。

⑧予防接種

▷感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、予防接種法に基づいて定期予防接種を行っています。

(5)教育の状況

①幼稚園・こども園

▷市立幼稚園 11か所、市立こども園3か所、私立幼稚園5か所があります。

▷保育時間

- ・市立幼稚園・こども園：平日9時～14時

②預かり保育

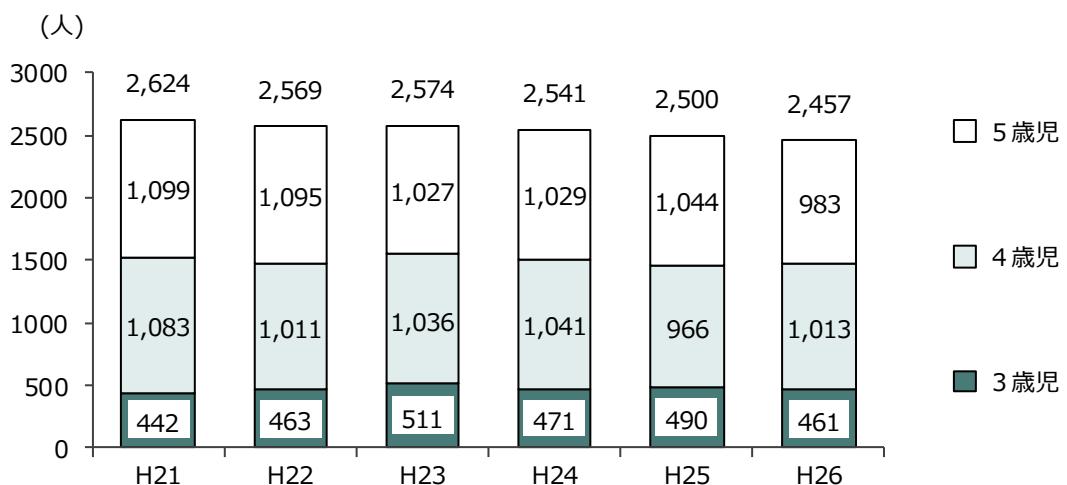
▷市立幼稚園 11か所、市立こども園3か所、私立幼稚園5か所で実施しています。

▷保育時間

- ・市立幼稚園：平日 14時～16時
- ・こども園：平日 14時～17時

図 16

■市内幼稚園・こども園（短時間児）入園児童数の推移



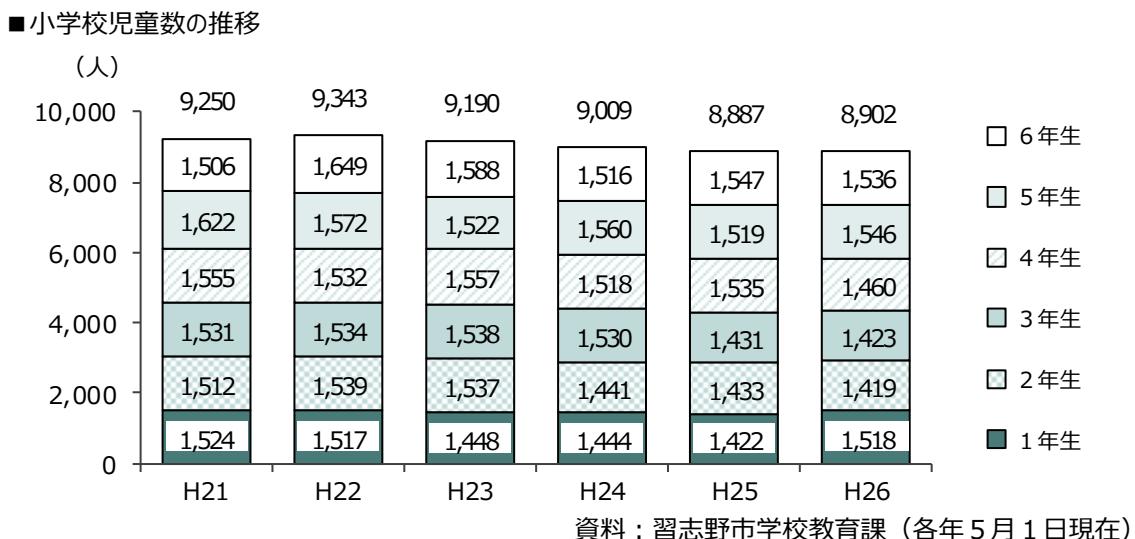
資料：習志野市こども保育課（各年5月1日現在）

第2章 習志野市の現状

③小学校

▷市内には市立小学校が16校あります。

図 17

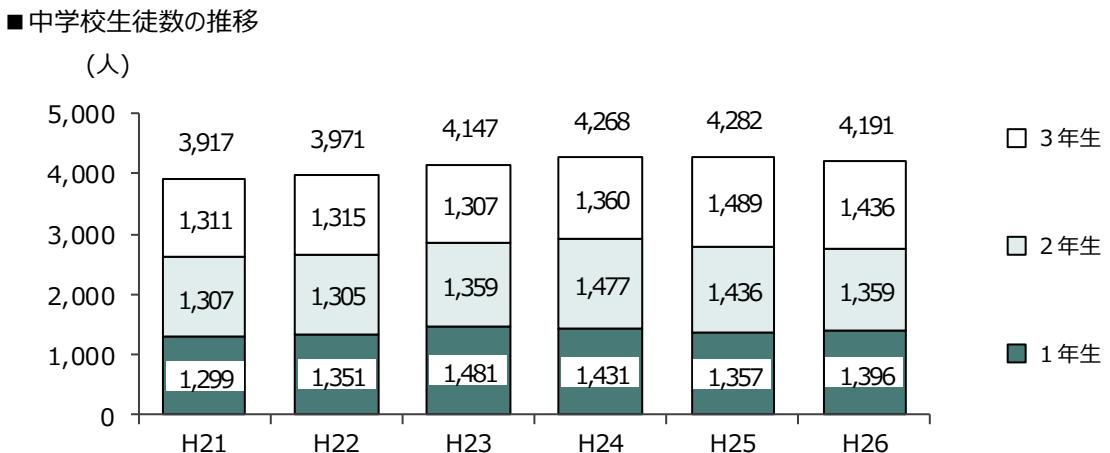


資料：習志野市学校教育課（各年5月1日現在）

④中学校

▷市内には、市立中学校が7校、私立中学校が1校あります。

図 18



資料：習志野市学校教育課（各年5月1日現在）

⑤学校評議員制度

▷保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高め、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことを目的として、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる制度で、市立小学校15校、市立中学校7校、市立高校1校（市立小学校1校では、学校運営協議会を設置）で導入しています。

4 児童数の推移と推計

本計画は、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度を計画期間とし、将来の児童数に基づいて潜在的ニーズ量を算出することから、この期間における将来の児童人口推計を必要とします。

本推計では、男女別、年齢別、コミュニティ別、丁目別に常住人口をベースにし、生存率、移動率、出生率などの各条件を踏まえた「コーホート要因法」※1を用いました。

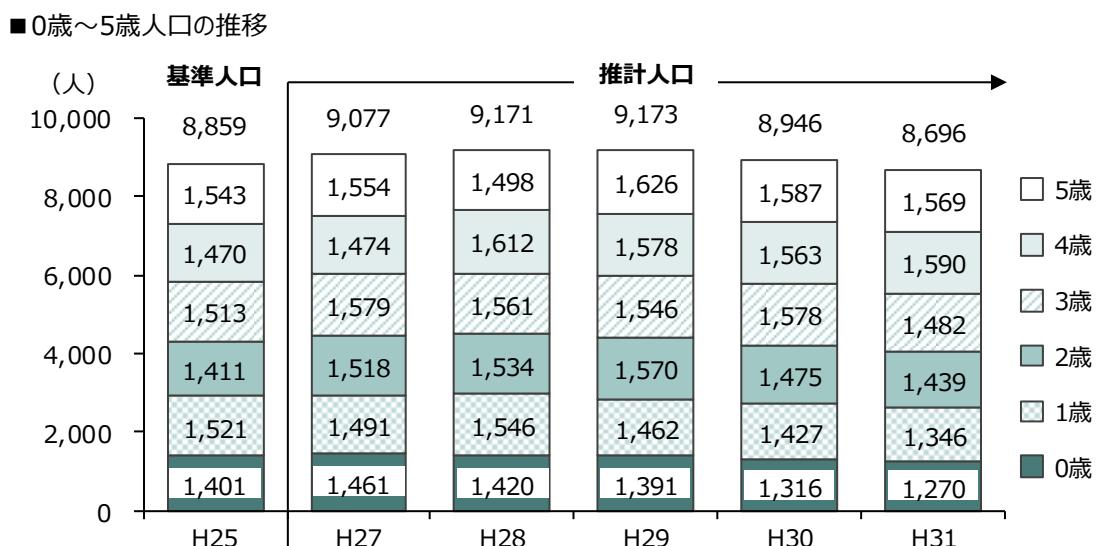
また、丁目別にみると人口数が極端に少ない丁目があるため、丁目別の推計はコミュニティ別人口の割合を適用し、さらに本市では、今後開発が予定されているため、開発人口も考慮しました。

なお、本推計の基準人口は平成 25（2013）年3月末現在の常住人口です。

（1）就学前児童人口

本市の就学前児童の人口は、本計画の中間年である平成 29（2017）年でピークを迎え、平成 30（2018）年以降は減少に転じることが予測されます。

図 19



資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」（平成25年5月改訂・基準日各年4月1日）

※1 コーホート要因法：コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法です。

第2章 習志野市の現状

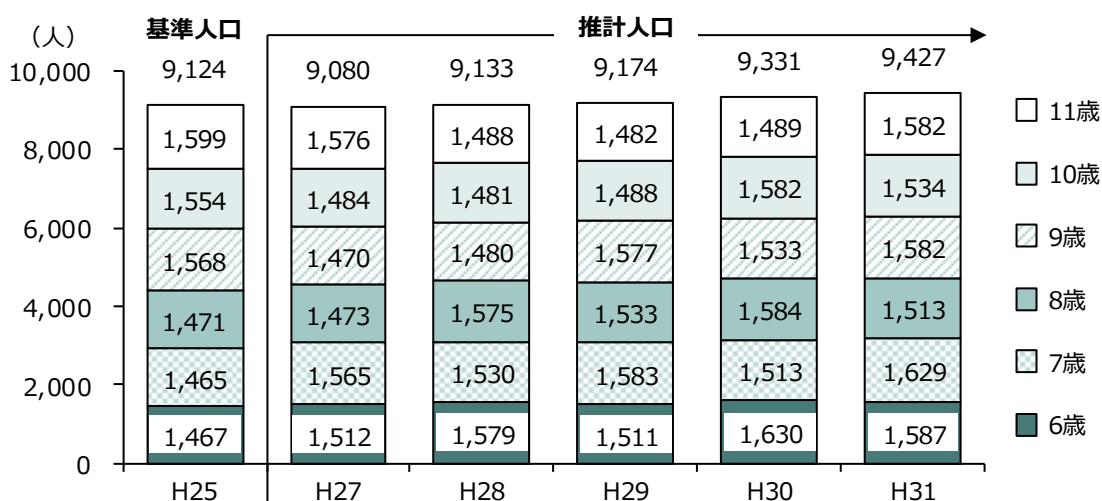
(2)小学校児童人口

本市の6～11歳の小学生児童の人口は、年々増加することが予測されます。

計画開始年度の平成27（2015）年と最終年度の平成31（2019）年を比較すると、平成31（2019）年では全体で347人増（1.04倍）となります。

図 20

■6歳～11歳人口の推移



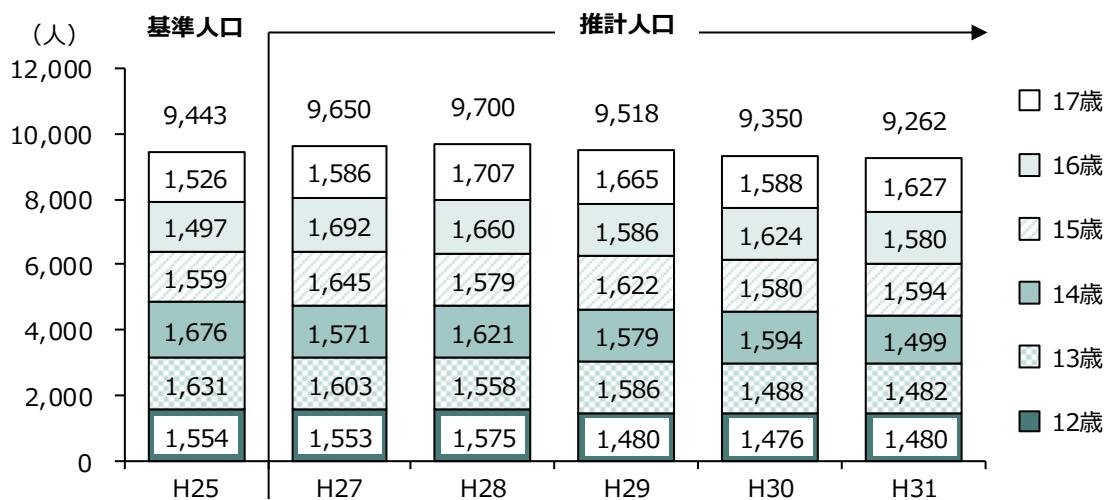
資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」（平成25年5月改訂・基準日各年4月1日）

(3)12～17歳人口

本市の12～17歳の中学校、高校に通う世代の人口は、平成28（2016）年をピークに年々減少することが予測され、平成30（2018）年以降では基準人口を下回る見通しとなっています。

図 21

■12歳～17歳人口の推移



資料：習志野市「習志野市人口推計調査 報告書」（平成25年5月改訂・基準日各年4月1日）

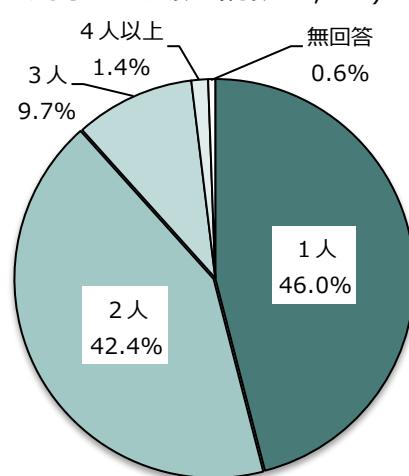
5 習志野市子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

①調査概要

調査対象	就学前児童の保護者 5,000 人
調査方法	住民基本台帳の中から無作為に抽出し、郵送により配付・回収
調査期間	平成 25 年 2 月 7 日～平成 25 年 2 月 25 日
回収結果	就学前児童の保護者 2,438 人（回収率 48.8%）
有効回答率	2,438 人（100%）

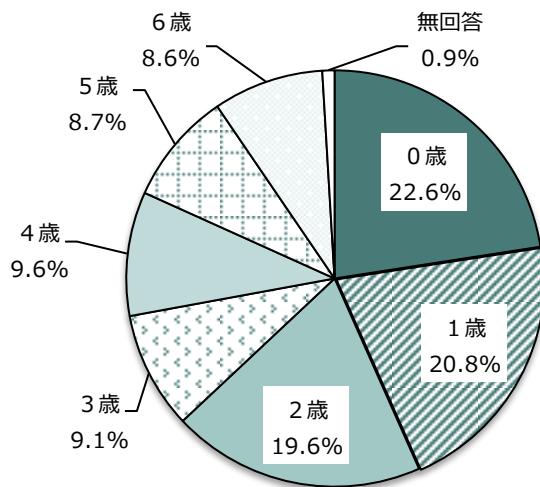
回収世帯における子どもの人数は、「1人」が 1,121 人（46.0%）で最も多くなっており、「2人」が 1,033 人（2.4%）、「3人」が 237 人（9.7%）と続いています。

■回収世帯における子どもの人数（総数=2,438）



回収世帯における子どもの年齢では、「0歳」が 550 人（22.6%）で最も多くなっており、「1歳」が 507 人（20.8%）、「2歳」が 479 人（19.6%）と続いています。

図 23



第2章 習志野市の現状

②日中の定期的な事業の利用状況

保育所・幼稚園・こども園など子どもの預かりを目的とした事業の利用状況は、922人（37.8%）が「利用している」と回答しています。

利用している方の利用している日中の定期的な事業は、「市立認可保育所」の利用が297人（32.2%）で最も多く、次いで「私立幼稚園」が225人（24.4%）、「市立幼稚園」が148人（16.1%）、「幼稚園の預かり保育」が124人（13.4%）となっています。

図 24

■日中の定期的な事業の利用の有無（総数=2,438）

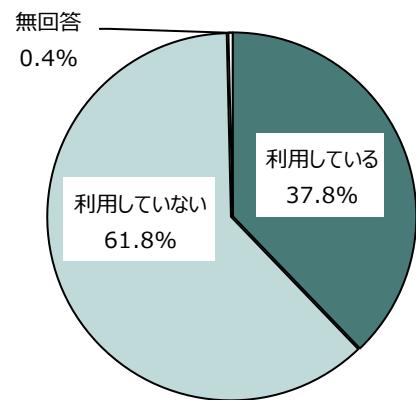
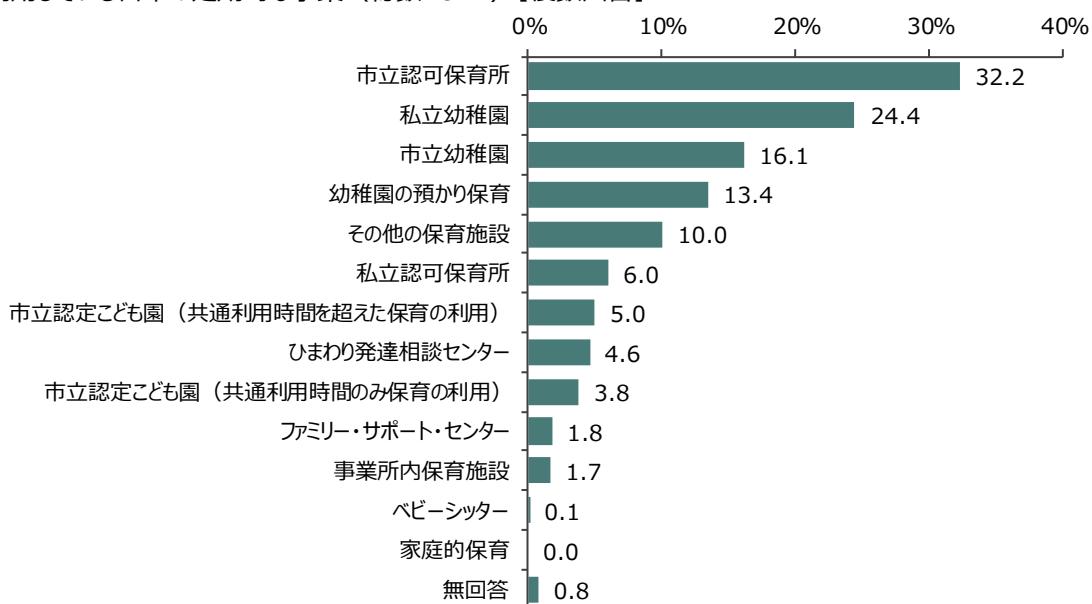


図 25

■利用している日中の定期的な事業（総数=922）【複数回答】

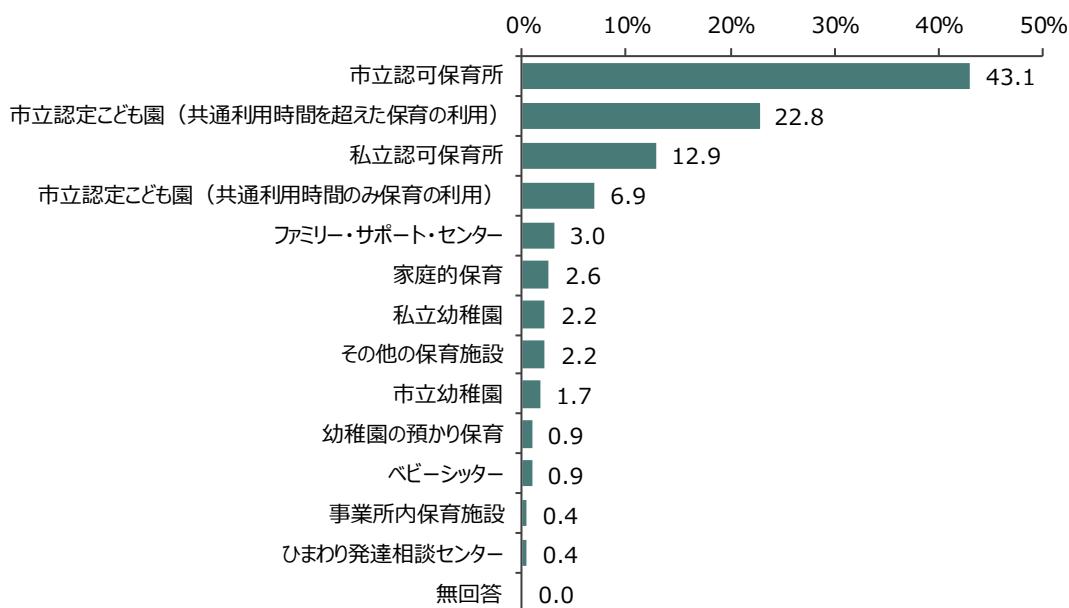


③日中の定期的な事業の利用希望

事業に空きがない、条件が合わない等の理由で日中の定期的な事業を利用していない方のうち、条件が合えば利用したいと思う日中の定期的な事業は、「市立認可保育所」が100人（43.1%）で最も多くなっています。次いで、「市立認定こども園（共通利用時間を超えた保育の利用）」が53人（22.8%）、「私立認可保育所」が30人（12.9%）となっています。

図 26

■ 日中の定期的な事業の利用希望（総数=232）【複数回答】



第2章 習志野市の現状

④各施設に期待すること

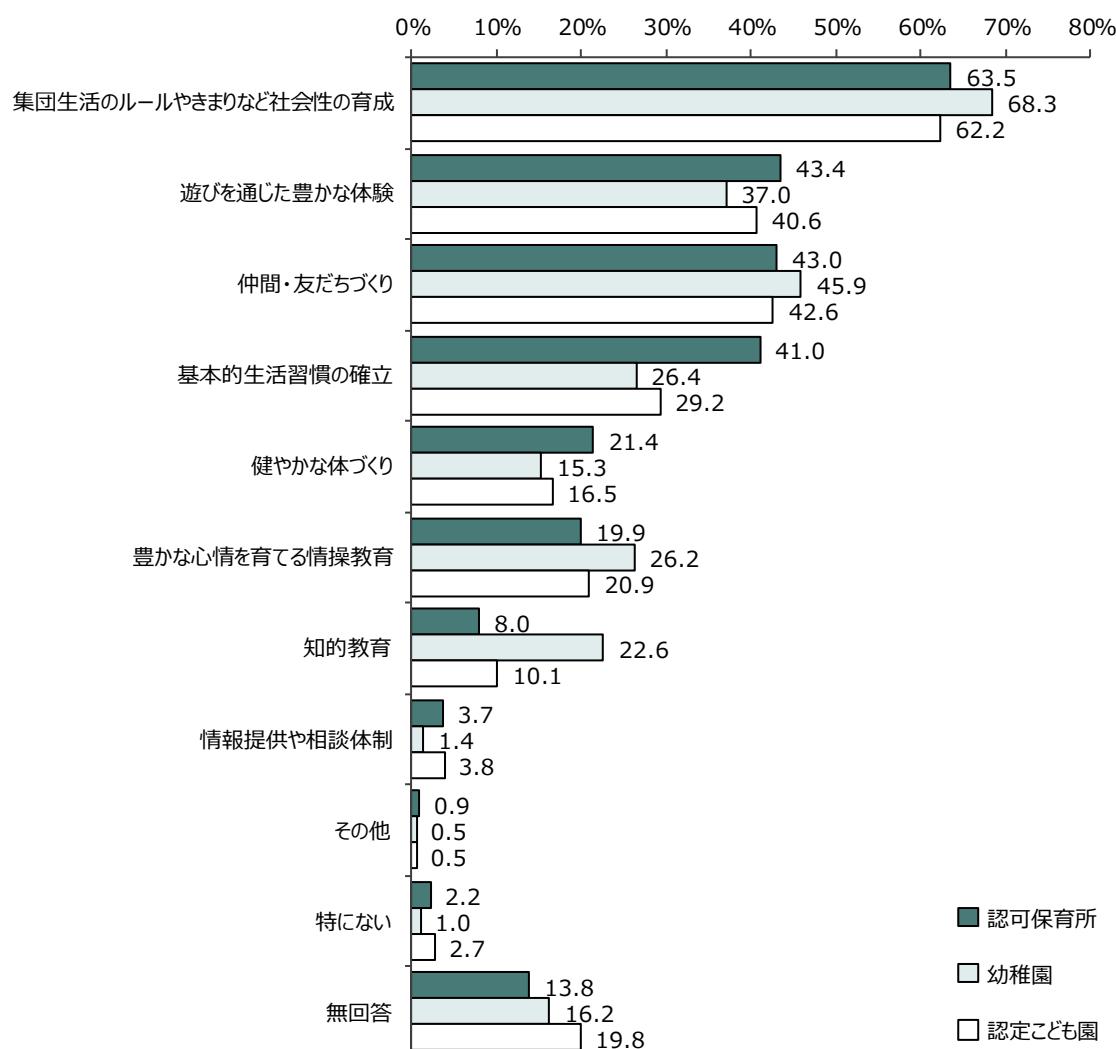
認可保育所に期待することでは、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が1,547人(63.5%)で最も多くなっています。次いで、「遊びを通じた豊かな体験」が1,059人(43.4%)、「仲間・友だちづくり」が1,049人(43.0%)となっています。

幼稚園に期待することでは、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が1,666人(68.3%)で最も多くなっています。次いで、「仲間・友だちづくり」が1,119人(45.9%)、「遊びを通じた豊かな体験」が903人(37.0%)となっています。

認定こども園に期待することでは、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が1,516人(62.2%)で最も多くなっています。次いで、「仲間・友だちづくり」が1,039人(42.6%)、「遊びを通じた豊かな体験」が990人(40.6%)となっています。

図 27

■各施設に期待すること（総数=2,438）【複数回答】



⑤ 各施設の改善すべき点

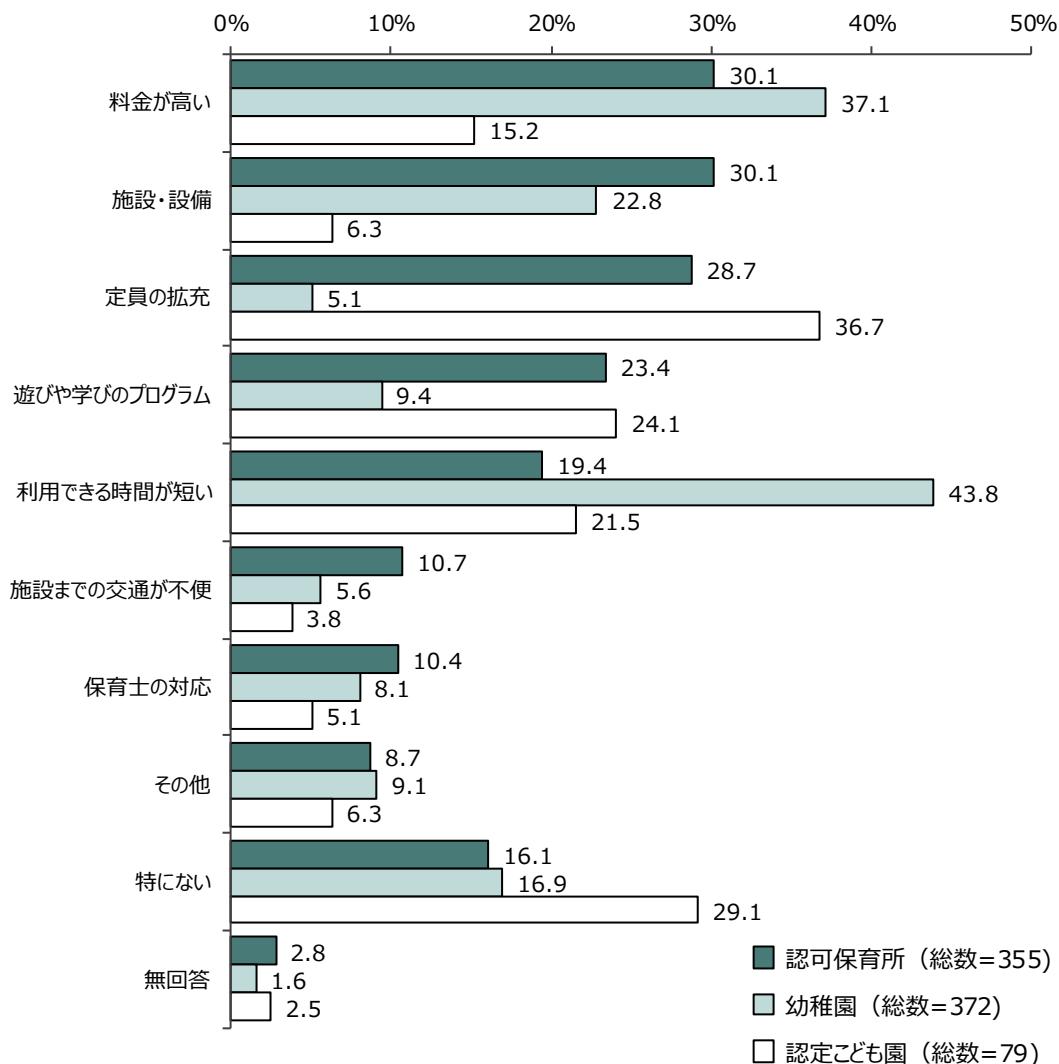
認可保育所を利用している方の認可保育所の改善すべき点は、「料金が高い」と「施設・設備」が107人(30.1%)で最も多くなっています。次いで、「定員の拡充」が102人(28.7%)、「遊びや学びのプログラム」が83人(23.4%)となっています。

幼稚園を利用している方の幼稚園の改善すべき点は、「利用できる時間が短い」が163人(43.8%)で最も多くなっています。次いで、「料金が高い」が138人(37.1%)、「施設・設備」が85人(22.8%)となっています。

認定こども園を利用している方の認定こども園の改善すべき点は、「定員の拡充」が29人(36.7%)で最も多くなっています。次いで、「遊びや学びのプログラム」が19人(24.1%)、「利用できる時間が短い」が17人(21.5%)となっています。

図 28

■各施設の改善すべき点【複数回答】



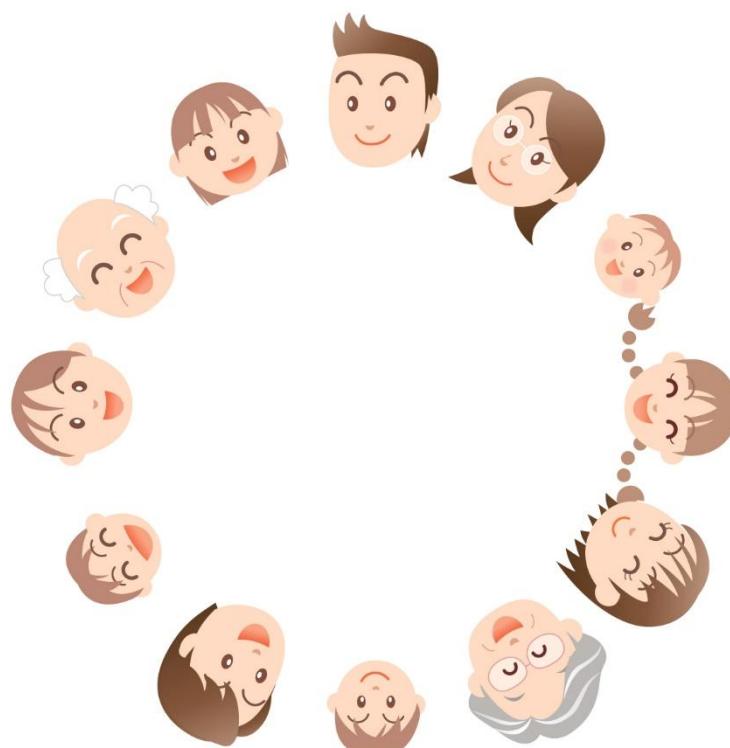
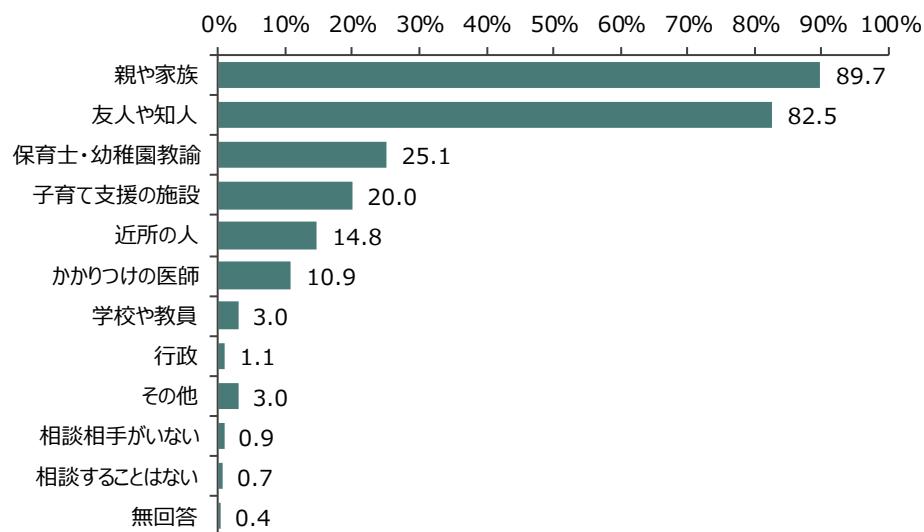
第2章 習志野市の現状

⑥相談相手

身近な地域での相談相手は、「親や家族」が2,188人（89.7%）で最も多くなっています。次いで、「友人や知人」が2,011人（82.5%）、「保育士・幼稚園教諭」が612人（25.1%）となっています。

図 29

■相談相手（総数=2,438）【複数回答】

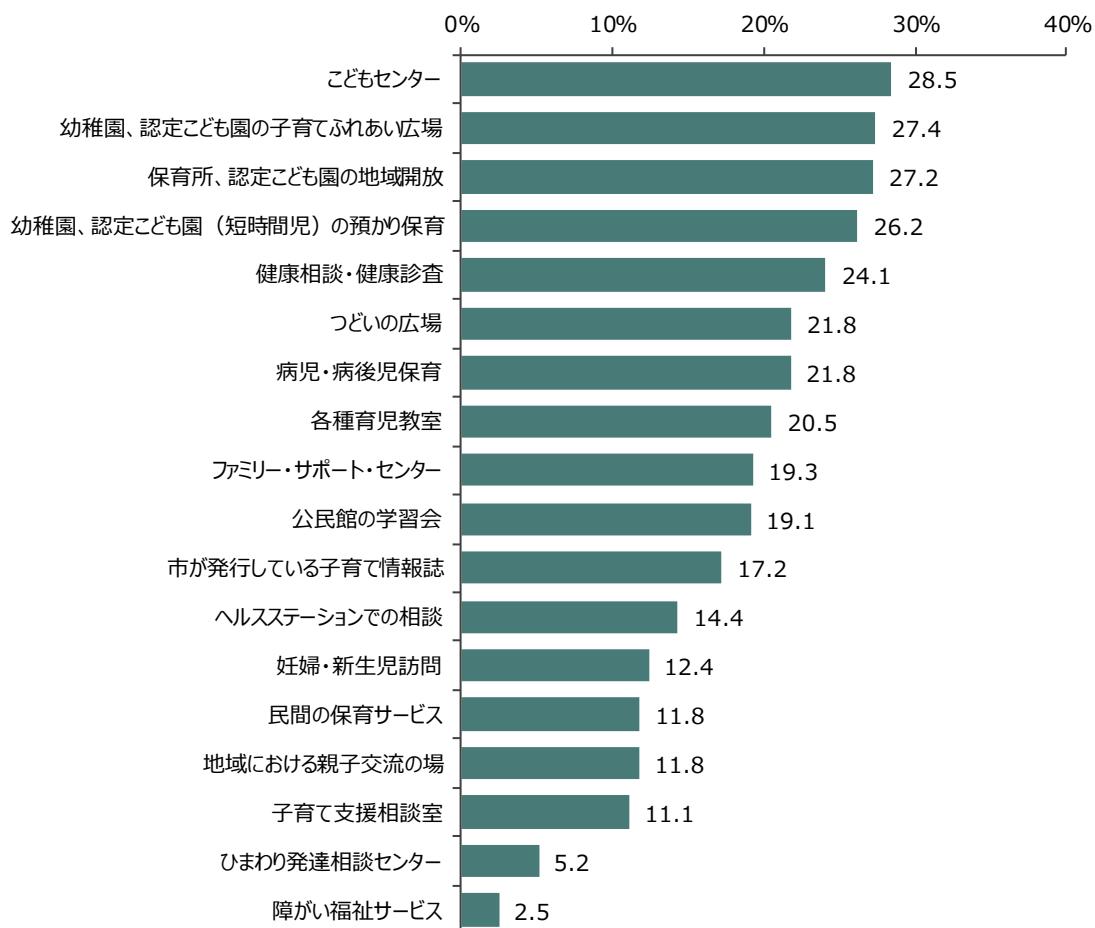


⑦子育て支援事業の今後の事業の利用希望

子育て支援事業の今後の事業の利用希望は、「こどもセンター」が694人(28.5%)で最も多くなっています。次いで、「幼稚園、認定こども園の子育てふれあい広場」が668人(27.4%)、「幼稚園・認定こども園の地域開放」が664人(27.2%)となっています。

図 30

■今後の事業の利用希望（総数=2,438）【複数回答】



第2章 習志野市の現状

⑧ 希望する放課後の過ごし方

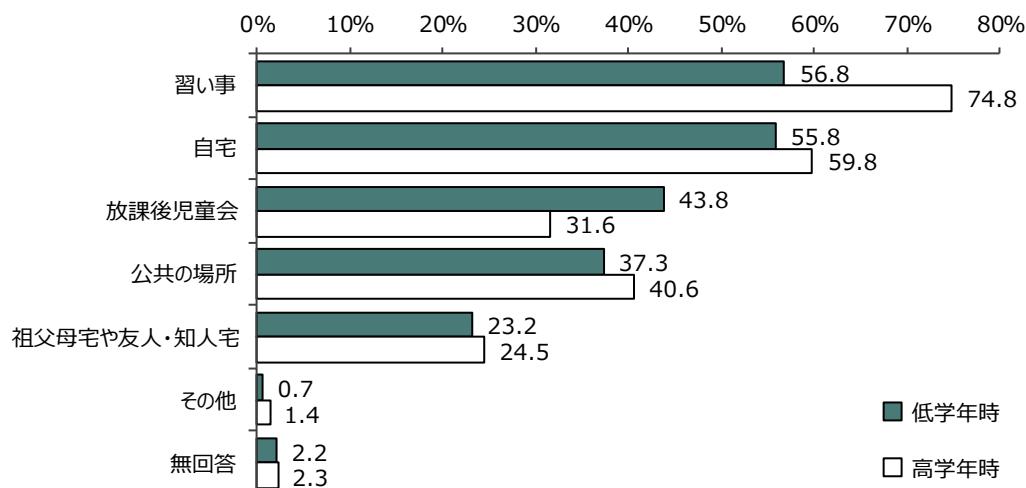
低学年時に放課後に過ごさせたい場所は、「習い事」が1,384人(56.8%)で最も多くなっています。次いで、「自宅」が1,360(55.8%)、「放課後児童会」が1,069人(43.8%)となっています。

一方、高学年時に放課後に過ごさせたい場所は、「習い事」が1,824人(74.8%)で最も多くなっています。次いで、「自宅」が1,458人(59.8%)、「公共の場所」が991人(40.6%)となっています。

低学年時と比較すると、「習い事」は440人(18.0ポイント)多くなっており、一方で、「放課後児童会」は298人(12.2ポイント)少なくなっています。

図 31

■放課後に過ごさせたい場所(総数=2,438)【複数回答】

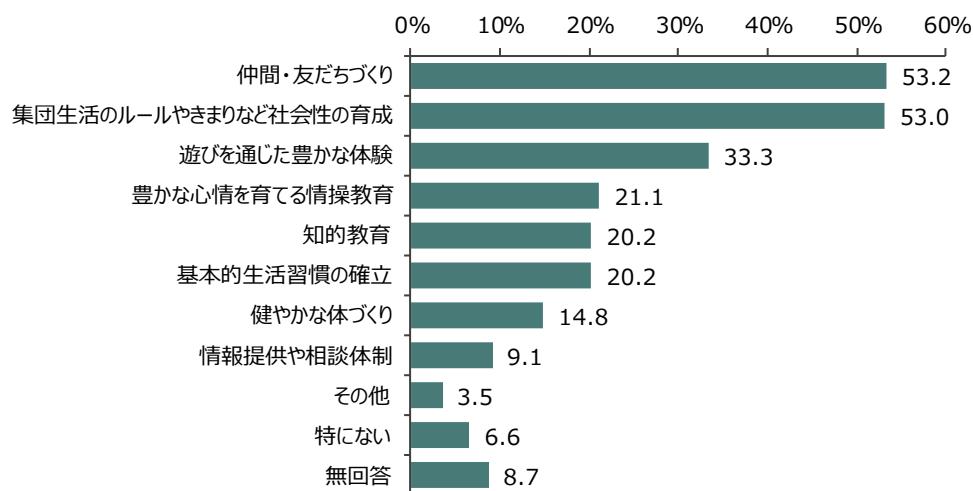


⑨放課後児童会に期待すること

放課後児童会に期待することは、「仲間・友だちづくり」が53.2%で最も高くなっています。次いで、「集団生活のルールやきまりなど社会性の育成」が53.0%、「遊びを通じた豊かな体験」が33.3%となっています。

図 32

■放課後児童会に期待すること（総数=2,438）

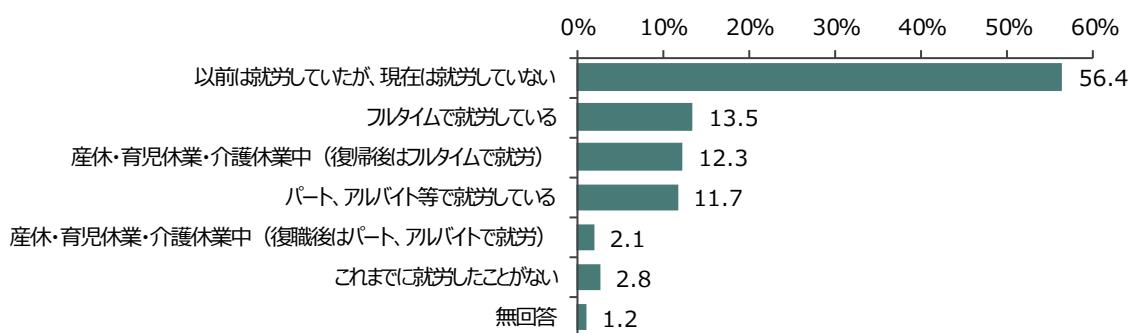


⑩母親の就労状況

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1,376人(56.4%)で最も多くなっています。次いで、「フルタイムで就労している」が328人(13.5%)、「産休・育児休業・介護休業中（復職後はフルタイムで就労）」が301人(12.3%)、「パート、アルバイト等で就労している」が285人(11.7%)となっています。

図 33

■母親の就労状況（総数=2,438）



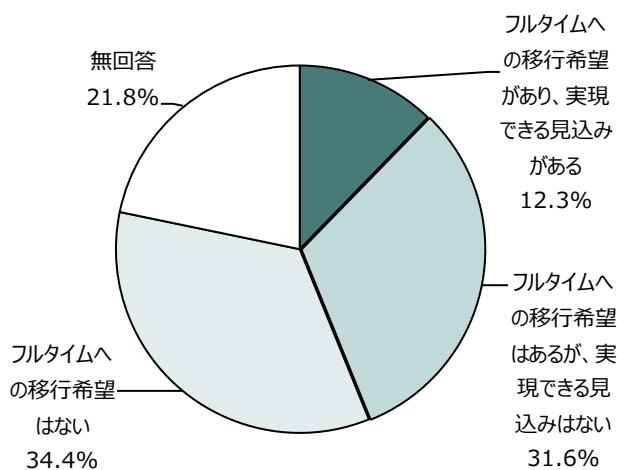
第2章 習志野市の現状

⑪パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの移行希望はあるが、実現できる見込みはない」が90人（31.6%）で、「フルタイムへの移行希望があり、実現できる見込みがある」の35人（12.3%）を上回ってはいるものの、フルタイムへの移行希望は125人（43.9%）となっています。

図 34

■パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望
(総数=285)

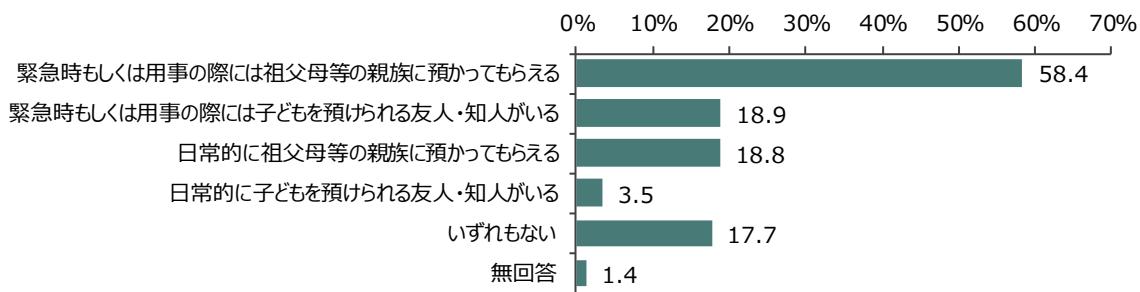


⑫日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無

日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が1,423人（58.4%）で最も多くなっています。次いで、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人がいる」が461人（18.9%）、「日常的に祖父母等の親族に預かってもらえる」が458人（18.8%）となっています。

図 35

■子どもを預かってもらえる親族や友人・知人の有無 (総数=2,438)【複数回答】

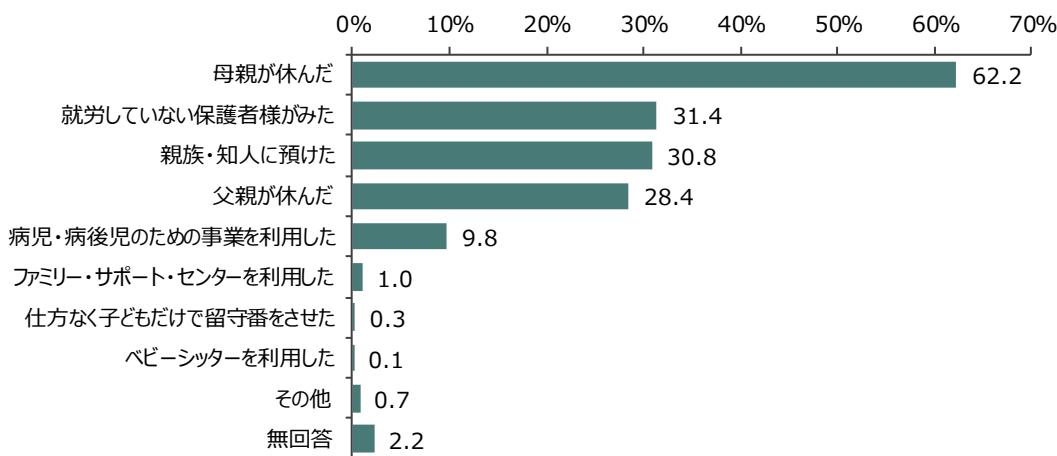


⑬病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかつた場合の対処法

病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかつた場合の対処法は、「母親が休んだ」が420人(62.2%)で最も多くなっています。次いで、「就労していない保護者様がみた」が212人(31.4%)、「親族・知人に預けた」が208人(30.8%)となっています。

図 36

■病気等で教育・保育の事業が利用できなかった、あるいは学校を休まなければならなかつた場合の対処法
(総数=675)【複数回答】



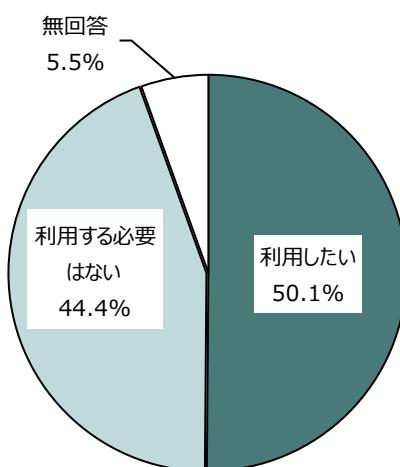
第2章 習志野市の現状

⑭一時保育・預かり保育の利用希望

一時保育・預かり保育の利用希望は、「利用したい」が1,222人(50.1%)で、「利用する必要はない」の1,082人(44.4%)を上回っています。

図 37

■一時保育・預かり保育の利用希望（総数=2,438）



⑮子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無と対処方法

泊りがけで、みてもらわなければならなかった経験の有無は、「あった」が222人(9.1%)となっています。

「あった」と回答した方の対処方法は、「親族・知人に預けた」が184人(82.9%)で最も高く、次いで、「仕方なく子どもも同行させた」が40人(18.0%)となっています。

図 38

■子どもを泊りがけで家族以外に預けなければならなかった経験の有無（総数=2,438）

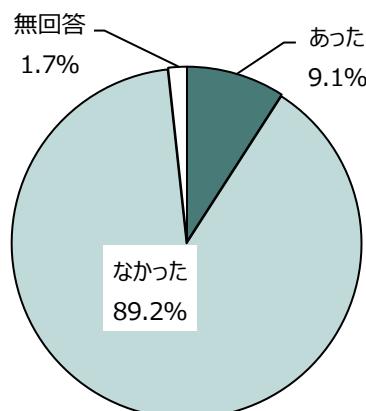
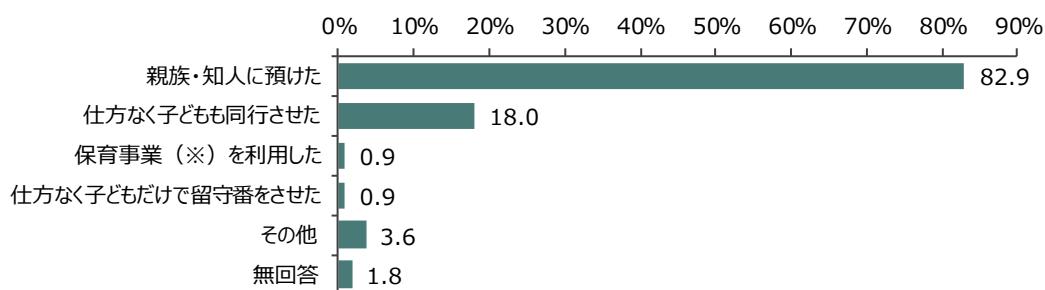


図 39

■対処方法（総数=222）【複数回答】



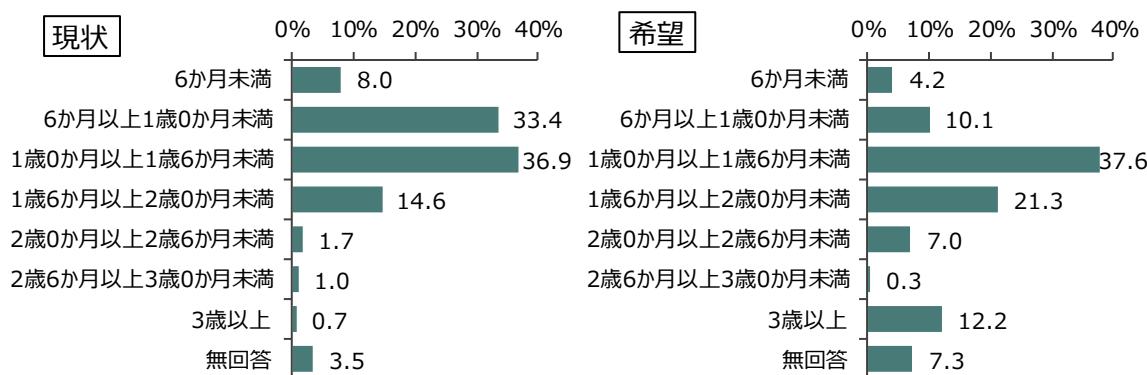
※ここでは、認可外保育施設、ベビーシッター、ファミリー・サポート・センター（ショートステイ）など

⑯育児休業の取得状況と職場復帰時の子どもの年齢

育児休業を取得した方（802人）のうち職場復帰した方（287人）の職場復帰時の子どもの年齢は、現状では「1歳0か月以上1歳6か月未満」が106人（36.9%）で最も多くなっており、次いで、「6か月以上1歳0か月未満」が96人（33.4%）となっています。希望では、「1歳0か月以上1歳6か月未満」が108人（37.6%）で最も高くなっています。希望では、「1歳6か月以上2歳0か月未満」が61人（21.3%）、「3歳以上」が35人（12.2%）となっており、現状よりも長い期間の育児休業の取得希望があることがわかります。

図 40

■職場復帰時の子どもの年齢（総数=287）



6 子どもの満足度調査結果の概要

①調査概要

調査対象	市内在住小学5年生、中学2年生、高校2年生に相当する児童 小学5年生1,546人、中学2年生1,621人、高校2年生1,486人 (平成26年1月24日時点で住民基本台帳に記載されている方全数)
調査方法	郵送により配付・回収
調査期間	平成26年2月12日～平成26年2月28日
回収結果	小学5年生989人(64.0%) 中学2年生967人(59.7%) > 合計2,415人(回収率51.9%) 高校2年生459人(30.9%)
有効回答率	2,415人(100%)

②放課後の居場所

放課後の居場所と休日の居場所は、いずれの年代においても「自宅」が最も高くなっています。次いで、小学生では、「近所の公園」、「塾・習い事の教室」が高く、中高生では、「学校」、「塾・習い事の教室」、「商店街・繁華街」が高くなっています。

表 1

■放課後の居場所

<単位：人(%)>

	小学生(総数=989)	中学生(総数=967)	高校生(総数=459)
自宅	569(57.5)	807(83.5)	318(69.3)
近所の公園	141(14.3)	6(0.6)	3(0.7)
塾・習い事の教室	123(12.4)	63(6.5)	32(7.0)
学校	64(6.5)	64(6.6)	67(14.6)
友だちの家	34(3.4)	3(0.3)	2(0.4)
公民館・図書館等	18(1.8)	0(0.0)	2(0.4)
祖父母・親戚の家	8(0.8)	3(0.3)	1(0.2)
商店街・繁華街	0(0.0)	4(0.4)	15(3.3)
その他	28(2.8)	15(1.6)	18(3.9)
無回答	4(0.4)	2(0.2)	1(0.2)

表 2

■休日の居場所

<単位：人(%)>

	小学生(総数=989)	中学生(総数=967)	高校生(総数=459)
自宅	630(63.7)	516(53.4)	246(53.6)
塾・習い事の教室	91(9.2)	26(2.7)	15(3.3)
近所の公園	55(5.6)	19(2.0)	3(0.7)
商店街・繁華街	21(2.1)	81(8.4)	45(9.8)
友だちの家	18(1.8)	23(2.4)	10(2.2)
学校	14(1.4)	230(23.8)	89(19.4)
公民館・図書館等	12(1.2)	8(0.8)	5(1.1)
祖父母・親戚の家	7(0.7)	4(0.4)	0(0.0)
その他	135(13.7)	56(5.8)	45(9.8)
無回答	6(0.6)	4(0.4)	1(0.2)

③地域活動の経験と参加希望

地域活動の経験では、「地域の祭りやスポーツ大会」、「公民館や町会の行事イベント」の参加割合が高くなっています。一方、参加希望については「地域の掃除や防災訓練」や「地域の祭りやスポーツ大会」の参加希望が平均して高く、「支援が必要な人の世話」は中学生、高校生でやや高くなっています。

表 3

■ 地域活動の経験（参加経験がある） <単位：人（%）>

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
地域の祭りやスポーツ大会	880 (89.0)	827 (85.5)	361 (78.6)
公民館や町会の行事イベント	695 (70.3)	620 (64.1)	263 (57.3)
地域の掃除や防災訓練	533 (53.9)	481 (49.7)	227 (49.5)
子ども会やスポーツ少年団等	362 (36.6)	316 (32.7)	151 (32.9)
支援が必要な人の世話	313 (31.6)	348 (36.0)	169 (36.8)

表 4

■ 地域活動の経験（参加経験がない子どもの参加希望） <単位：人（%）>

	小学生	中学生	高校生
地域の掃除や防災訓練	215 (48.3)	178 (37.3)	76 (33.6)
地域の祭りやスポーツ大会	43 (43.4)	42 (31.3)	33 (34.7)
公民館や町会の行事イベント	105 (37.0)	82 (24.3)	43 (22.4)
子ども会やスポーツ少年団等	213 (35.8)	136 (21.6)	38 (12.7)
支援が必要な人の世話	348 (31.6)	244 (36.0)	136 (36.8)

④習志野市について

習志野市について、90%以上が概ね住みやすく、好きであると回答しています。個別の評価では、交通や住環境等の普段の生活面の評価は高くなっていますが、自然環境や支援が必要な人の過ごしやすさ、安全面での評価がやや低くなっています。

表 5

■ 習志野市について（そう思う+ややそう思う） <単位：人（%）>

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
★住みやすい+まあ住みやすい	920 (93.0)	890 (92.0)	415 (90.4)
★とても好き+やや好き	918 (92.8)	887 (91.7)	416 (90.6)
買い物等の普段の生活が便利	843 (85.2)	795 (82.2)	376 (82.0)
電車やバスなどの交通が便利	836 (84.5)	812 (84.0)	382 (83.2)
自宅周辺の環境が良い	775 (78.4)	793 (82.0)	380 (82.8)
学校などで勉強しやすい	750 (75.8)	716 (74.0)	324 (70.6)
まちで会う人がやさしく親切	749 (75.7)	691 (71.5)	310 (67.5)
音楽やスポーツなどが盛ん	719 (72.7)	762 (78.8)	309 (67.3)
道路や歩道や木などがきれい	701 (70.9)	700 (72.4)	315 (68.6)
子どもが過ごしやすい	669 (67.6)	688 (71.1)	284 (61.9)
まちが静かで落ち着いている	669 (67.6)	675 (69.8)	303 (66.0)
まちがいきいきしている	660 (66.7)	615 (63.6)	240 (52.3)
お年寄りが過ごしやすい	601 (60.8)	602 (62.3)	251 (54.6)
犯罪が少なく安全	571 (57.7)	593 (61.3)	266 (58.0)
災害への対策が充実している	520 (52.6)	489 (50.6)	203 (44.2)
障がいのある人が過ごしやすい	518 (52.4)	535 (55.3)	197 (42.9)
緑や川などの自然環境が良い	477 (48.2)	451 (46.6)	198 (43.2)

第2章 習志野市の現状

⑤習志野市にあったらよいと思う場所や施設

習志野市にあったらよいと思う場所や施設は、「公園や広場」、「大型ショッピングセンター」、「友だちとのたまり場所」、小学生では「自由に遊べる施設」等が高くなっています。

表 6

■習志野市にあったらよいと思う場所や施設 <単位：人（%）>

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
自由に遊べる施設	645 (65.2)	348 (36.0)	125 (27.2)
公園や広場	603 (61.0)	434 (44.9)	185 (40.3)
友だちとのたまり場所	557 (56.3)	492 (50.9)	166 (36.2)
大型ショッピングセンター	501 (50.7)	522 (54.0)	182 (39.7)
体育館やプール	488 (49.3)	390 (40.3)	151 (32.9)
運動場	384 (38.8)	307 (31.7)	127 (27.7)
自然とふれあえる場所	362 (36.6)	183 (18.9)	72 (15.7)
障がいのある人が使いやすい施設	340 (34.4)	220 (22.8)	97 (21.1)
子どもやお年寄りと過ごせる場所	324 (32.8)	157 (16.2)	82 (17.9)
図書館	301 (30.4)	191 (19.8)	116 (25.3)
インターネットが使える施設	299 (30.2)	272 (28.1)	64 (13.9)
ダンスや演劇、楽器ができる施設	245 (24.8)	201 (20.8)	88 (19.2)
子どもの意見が言える場所	241 (24.4)	120 (12.4)	48 (10.5)
相談にのってくれる場所	217 (21.9)	103 (10.7)	42 (9.2)
大人が遊びを教えてくれる場所	174 (17.6)	41 (4.2)	21 (4.6)
公民館	112 (11.3)	41 (4.2)	23 (5.0)
特がない	19 (1.9)	38 (3.9)	28 (6.1)
その他	85 (8.6)	78 (8.1)	58 (12.6)

⑥習志野市が今後力を入れるべきこと

習志野市が今後力を入れるべきことは、「安全・安心で平和なまち」が最も重要であるという結果となっています。

表 7

■習志野市が今後力を入れるべきこと <単位：人（%）>

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
安全・安心で平和なまち	707 (71.5)	545 (56.4)	219 (47.7)
子どもへの支援	528 (53.4)	385 (39.8)	159 (34.6)
お年寄りへの支援	524 (53.0)	390 (40.3)	166 (36.2)
障がいのある人への支援	460 (46.5)	327 (33.8)	146 (31.8)
学校教育	453 (45.8)	374 (38.7)	162 (35.3)
自然を守る	434 (43.9)	274 (28.3)	107 (23.3)
道路や歩道の工事など	434 (43.9)	341 (35.3)	162 (35.3)
子育て中の人の支援	431 (43.6)	306 (31.6)	139 (30.3)
健康づくりの支援	335 (33.9)	194 (20.1)	81 (17.6)
生涯学習・生涯スポーツ	297 (30.0)	222 (23.0)	121 (26.4)
多くの観光客を集める	286 (28.9)	172 (17.8)	66 (14.4)
多くの会社を集める	112 (11.3)	123 (12.7)	53 (11.5)
その他	56 (5.7)	50 (5.2)	25 (5.4)

⑦インターネットの利用

携帯電話の所有状況は、小学生では51.8%、中学生では76.0%、高校生では96.6%が所有しています。

インターネットの利用目的は、「調べもの」や「音楽や動画などを見る」「ゲーム」が平均して高くなっていますが、年代が高くなるにつれて「メール」や「SNS」などの利用割合が高くなり、利用目的が多様化しています。

表 8

■携帯電話の所有状況

<単位：人（%）>

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
持っていない	457 (46.2)	225 (23.3)	11 (2.4)
子ども向け携帯電話	289 (29.2)	46 (4.8)	4 (0.9)
その他の携帯電話	168 (17.0)	338 (35.0)	76 (16.6)
スマートフォン	55 (5.6)	350 (36.2)	363 (79.1)
無回答	20 (2.0)	8 (0.8)	5 (1.1)

表 9

■インターネットの利用目的（インターネットを利用している場合）

<単位：人（%）>

	小学生（総数=749）	中学生（総数=860）	高校生（総数=440）
調べもの	574 (58.0)	698 (72.2)	359 (78.2)
音楽や動画などを見る	418 (42.3)	636 (65.8)	309 (67.3)
ゲーム	327 (33.1)	446 (46.1)	229 (49.9)
勉強	194 (19.6)	266 (27.5)	144 (31.4)
メール	120 (12.1)	465 (48.1)	255 (55.6)
音楽や動画などのダウンロード	48 (4.9)	263 (27.2)	150 (32.7)
買い物やチケットの予約	45 (4.6)	81 (8.4)	83 (18.1)
SNS	34 (3.4)	359 (37.1)	317 (69.1)
その他	35 (3.5)	18 (1.9)	10 (2.2)

⑧悩みや心配事

悩みや心配事は、「勉強や進学のこと」が最も高くなっていますが、年代が高くなるにつれて、悩みや心配事を持つ割合が高くなっています。

表10

■悩みや心配事

<単位：人（%）>

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
勉強や進学のこと	391 (39.5)	734 (75.9)	358 (78.0)
友達や仲間のこと	214 (21.6)	268 (27.7)	95 (20.7)
容姿のこと	185 (18.7)	250 (25.9)	123 (26.8)
性格のこと	173 (17.5)	204 (21.1)	107 (23.3)
健康のこと	143 (14.5)	137 (14.2)	54 (11.8)
お金のこと	133 (13.4)	177 (18.3)	126 (27.5)
家族のこと	99 (10.0)	97 (10.0)	49 (10.7)
異性のこと	39 (3.9)	83 (8.6)	50 (10.9)
仕事のこと	0 (0.0)	49 (5.1)	38 (8.3)
悩みや心配なことはない	350 (35.4)	145 (15.0)	46 (10.0)
その他	27 (2.7)	40 (4.1)	8 (1.7)

第2章 習志野市の現状

⑨相談相手

困った時の相談相手は、小学生では両親の割合が高くなっています。しかし、年代が高くなるにつれて両親の占める割合が低くなり、友達の割合が高くなっています。

表11

■相談相手

<単位：人 (%) >

	小学生（総数=989）	中学生（総数=967）	高校生（総数=459）
母親	714 (72.2)	515 (53.3)	240 (52.3)
同性の友達	383 (38.7)	554 (57.3)	281 (61.2)
父親	323 (32.7)	203 (21.0)	89 (19.4)
学校の先生	166 (16.8)	135 (14.0)	60 (13.1)
兄弟・姉妹	154 (15.6)	131 (13.5)	64 (13.9)
おじいさん・おばあさん	96 (9.7)	52 (5.4)	10 (2.2)
先輩・後輩	47 (4.8)	75 (7.8)	43 (9.4)
異性の友達	37 (3.7)	86 (8.9)	46 (10.0)
保健室の先生	27 (2.7)	9 (0.9)	4 (0.9)
おじさん・おばさん	26 (2.6)	10 (1.0)	7 (1.5)
塾や予備校の先生	22 (2.2)	38 (3.9)	19 (4.1)
雑誌・本・インターネット	7 (0.7)	43 (4.4)	14 (3.1)
電話相談	2 (0.2)	3 (0.3)	1 (0.2)
スクールカウンセラー・教育相談員	1 (0.1)	11 (1.1)	4 (0.9)
誰にも相談しない	136 (13.8)	177 (18.3)	64 (13.9)
その他	31 (3.1)	20 (2.1)	10 (2.2)



平成25（2013）年に実施した「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」及び平成26（2014）年に実施した「子どもの満足度調査」、並びに習志野市子ども・子育て会議での協議内容をまとめ、課題を整理すると以下のとおりになります。

課題1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力づくり

（1）教育・保育の機会の確保

保護者の就労状況や家族の状況その他の事情にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整備することが求められています。

① 基本的な教育・保育事業

- ▷ 待機児童を解消し、仕事と子育ての両立支援として親の多様な就労状況に対応するため、教育・保育施設、延長保育、休日保育等を充実する必要があります。
- ▷ 放課後児童会のニーズに対応するため、学校の余裕教室等を活用した受け皿の拡大等について検討していく必要があります。

（2）子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実

子どもたちが自分自身の存在をかけがえのないものであることを知るとともに、周りの人の存在を尊重する心を持ちながら他者と接することや将来に向けた進路や職業等の選択を自己決定する力を養うこと等、次代の親になるための取り組みを、年齢に応じて段階的に行う学校教育が求められています。

① 学校教育環境等

- ▷ 子どもの自律に向けた、確かな学力・たくましく生きる力を身につけることができるよう、学校教育内容の充実に努める必要があります。

② 体験活動の機会

- ▷ 少子化や都市化等の影響により、人付き合いや地域とのかかわりが希薄化している子どもたちに、様々な体験活動の機会を提供する必要があります。

③ 次代の親の意識

- ▷ 家庭内での役割等の男女平等に関する意識や自己肯定感を高めるための取り組み等について、年齢に応じた教育を行う必要があります。

第2章 習志野市の現状

(3) 子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実

地域での安全・安心なまちづくりの推進をはじめとして、各種関連計画に基づいた施策を積極的に進めるとともに、子どもの視点に立った、子ども・子育てに優しい生活環境の整備、防犯、交通安全体制の充実など、家族がいつまでも健康で安全、快適に暮らせるまちが求められています。

①施設環境

▷ 多様な教育・保育ニーズや安全で安心な環境を実現するため、計画的な施設整備・改修等を行う必要があります。

②親と子どもにやさしい外出環境

▷ 歩道や道路全般の安全性の確保についてのニーズが高く、道路等のバリアフリー化を継続して計画的に取り組んでいく必要があります。

▷ 子育てしやすい居住環境（公園等）を整備するとともに、子育て家庭が気軽に外出できるまちづくりを推進する必要があります。

③防犯・防災対策

▷ 日頃からの情報の把握と共有が重要であることから、地域や教育機関、行政等による情報共有等の連携体制を継続して整備する必要があります。

▷ 地域住民によるパトロールやメール等を活用した情報配信等、多様な防犯・防災対策を推進し、防犯・防災意識の向上に努める必要があります。

課題2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所づくり

(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

特に支援が必要な子どもや困難を抱える子どもや家庭への支援、母子ともに健康で過ごせる支援、子を持つ親としての意識を育み共有するための支援等、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができる環境が求められています。

①親と子どもの健康支援

▷ 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、各種健康相談・健康診査等の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化し、男性の育児参加を促進する必要があります。

▷ 子どもが急病時の保護者の不安感を解消するため、夜間・休日時における小児医療体制の整備と適正な受診について、保護者に情報提供をしていく必要があります。

(2)すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

都市化や核家族化の進行により、家庭や地域で子育てに関する状況が大きく変化しており、不安や悩みを抱える保護者が増加しています。また、保護者の就労形態等の変化により、子育てに関するニーズは多様化しています。

多様化されたニーズに対応するため、相談窓口や情報提供、教育・保育事業、各種助成等の充実が求められています。

また、子どもたちの権利が最大限に尊重され、すべての家庭で安心して過ごせるよう、児童虐待防止に関する取り組みや子育てに対する専門的な相談や療育の場の充実が求められています。

①子育てに関する相談窓口・情報提供

▷不安や悩みを持つ保護者やその相談相手となる家族や身近な方に適切な情報が的確に発信できるよう、行政による相談窓口や情報提供を充実する必要があります。

②多様なニーズに応える保育サービス

▷保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等を充実する必要があります。

▷ファミリー・サポート・センターをはじめとした、地域における子育て支援サービス機能を充実し、地域全体で子育てできる環境を整備する必要があります。

③子育て家庭の経済的負担の軽減

▷子育て家庭への経済的負担の軽減に対するニーズが高く、市の財政状況を勘案しながら負担の軽減について検討していく必要があります。

④ひとり親家庭への支援

▷ひとり親家庭の自立支援を図るとともに、ひとり親家庭自立支援員を中心とした相談、情報提供体制を充実する必要があります。

⑤特に支援が必要な子どもに対する支援体制

▷子育てが孤立化して虐待につながらないように、虐待の未然防止や虐待の早期発見・早期対応が可能となるような事業の充実と各関係機関との連携を強化する必要があります。

▷発育や発達に課題がある子どもの早期発見、早期支援を強化するとともに、子どもにかかわる職員の資質の向上を図りながら、個別の状況に応じた支援を充実する必要があります。

⑥障がい児施策の充実

▷ソーシャルインクルージョン^{※1}の観点から、相談支援や各種助成等を充実する必要があります。

※1ソーシャルインクルージョン…すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと

第2章 習志野市の現状

(3)家庭の教育力の向上

少子化や核家族化、就労状況の変化等により、生活習慣の乱れや社会的マナーの欠如、犯罪の低年齢化等が社会問題となっており、保護者を含め、家庭の教育力の向上が求められています。

①家庭教育

▷ P T A家庭教育学級や幼児家庭教育学級等の内容を充実し、子育てにおける家庭の役割について再認識するとともに、子育てに喜びを感じることができるような取り組みを行う必要があります。

課題3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会づくり

(1)地域における子育ち・子育て支援拠点の整備

核家族化や地域社会でのふれあいの機会が減少するなかで、子育て家庭の不安や負担感・孤立感を軽減するため、親子や子ども同士が気兼ねなく集い、つながりあうことのできる場が求められています。

また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う放課後子供教室の計画的な整備等を進める必要があります。

①地域における子どもの居場所づくり

▷ 地域全体の子育て支援の視点に立ち、子育て後の世代の知識や経験を活用した子育て支援サービスや、地域の施設や空き教室を活用した集団での遊びの場の提供等を充実する必要があります。

▷ 放課後子供教室の実施に向け、運営方法や施設等を検討、整備する必要があります。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童会と連携を図り、一体型な事業実施を推進する必要があります。

▷ 中高生が友人と安心して過ごせる場所を提供する必要があります。

②地域における子育て支援の拠点の充実

▷ 地域の子育て拠点として期待されるこども園や、多くの子育て家庭に利用されているこどもセンター・つどいの広場（きらっ子ルーム）を充実する必要があります。

(2) 地域における多様なネットワークの活用と充実

子育て家庭の不安や負担感を軽減し、地域で親子が孤立しないよう、気軽に交流・相談できる場が求められています。

また、地域の人材育成、日常的な世代間交流、地域活動組織のネットワークの強化等による地域全体での子育て支援が求められています。

① 世代間交流

- ▷ 1世帯あたりの子どもの数の減少により、乳幼児に接した経験がある子どもたちが少なくなっていることから、乳幼児とのふれあい体験を充実する必要があります。
- ▷ インターネットやスマートフォン等の普及により、人と人が直接向き合って交流する機会が少なくており、子どもの時から人と人の関わりが大事であることが実感できるように、地域参加型の学校行事の推進や地域活動等への積極的な参加を推進していく必要があります。

② 地域の人材の知恵や経験を生かす活動

- ▷ 地域における子育て支援体制の充実を図るため、子育て経験者の活用に向けた方策等を充実する必要があります。

③ 地域における子育て支援

- ▷ 地域における様々な交流を通して、子育ち・子育ての充実を図ります。

④ 企業における子育て支援

- ▷ 仕事と家庭生活の両立支援がかなう家庭生活を送るために、職場の理解が不可欠であり、子育てしやすい職場環境づくりが企業としての社会的責任であるとともに、それが子どもの成長・発達に重要であるとの認識のもと、職場にとっても生産性の向上等の面で利点が大きいことの意識づけを図る必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

(中扉・裏)

1 > 基本理念

子どもは、未来をつくる存在であり、次代の社会を明るくする希望の光です。こうした中で、子育てとは、本来、子どもに限りない愛情を注ぐ尊い営みであり、父母その他の保護者がまず担うべきものです。

しかしながら、子育て中の家庭が置かれている環境は大変厳しく、核家族化の進行等によって日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難である家庭や、様々な理由から共働きを選択するものの仕事と子育ての両立に困難を感じている家庭は多く、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況です。

また、少子化の進行により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、子どもが異年齢の中で育つ機会が減少するなど、子どもの育ちに大きく影響を及ぼす環境の変化も顕著です。

そのような中で、未来を担う子どもたちは、家庭や地域において人と人との結ぶかけがえのない存在です。子どもの健やかな成長を支える営みは、子ども、父母その他の保護者、地域の人々が共に係わり、共に育ち合い、共に支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

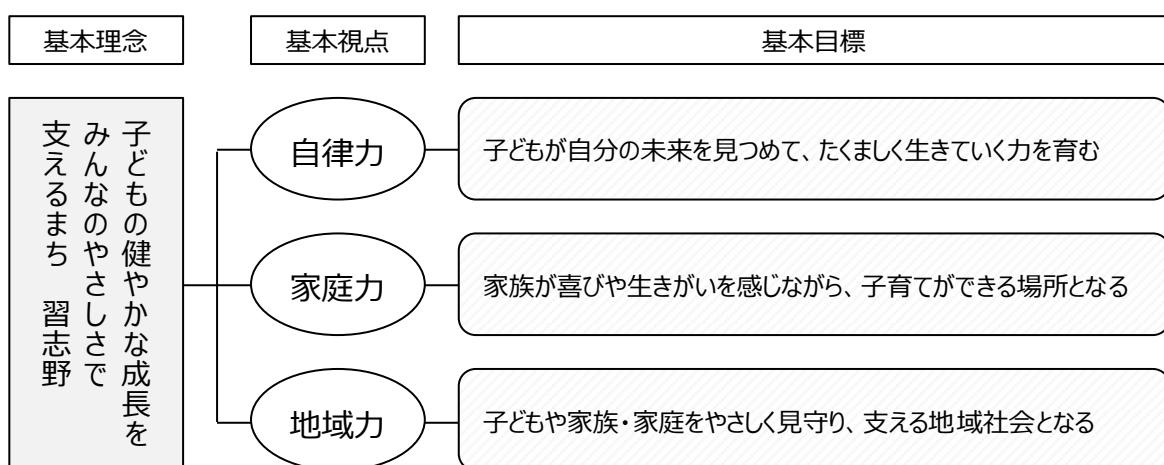
本市では、すべての子どもの健やかな成長を実現するために、NPO、ボランティア活動団体、企業、学校、町会・自治会など多様な主体が子育ち・子育て支援の担い手となり、その目的を共有して、子育てを通じて喜びや生きがいを共感することができるよう努めます。また、子どもが安心して育まれるとともに、子どもが集団の中で育ち合うことができるよう、市民、市民活動団体、企業・学校等、みんなのやさしさで、子どもやその家族を支えるまちづくりに取り組んでまいります。

【基本理念】

**子どもの健やかな成長を
みんなのやさしさで支えるまち 習志野**

2 > 基本視点・基本目標

計画策定にあたっての基本視点及び基本目標として、本計画では以下の3項目を掲げます。



【基本視点】

1 自律力

2 家庭力

3 地域力

【基本目標】

1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

子どもは、未来を担う輝かしい光です。一人ひとりの子どもが、個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることは、社会を構成するすべての人の役目です。

子どもは未熟な存在として生まれ、成長過程での様々な人との関わりや体験を通して、一人の人間として生きる力を、子ども自身で育んでいきます。

一人ひとりの子どもが、生涯をたくましく生きるために、子ども自身の力で物事を行う「自立力」に加え、自分や周りをコントロールし、自分を律する「自律力」が必要です。

この二つの力は、子ども自身が、人ととのやさしさのつながりのなかで、命の大切さを知り、人を思いやる心を持ち、他者の存在を認めながら、ありのままの自分を大切にすることで、育まれるものであり、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く原動力になります。

そこで、本計画では、子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力＝「自律力」という視点をもって策定します。

2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

保護者には子育てについての第一義的な責任があります。

家庭は、子どもが初めて出会う一番小さな社会であり、家庭には子どもがひとり立ちするために、病気や事故などの災いから養護する機能と言葉や知識・技能などを伝達する機能があり、これらの機能は子育ての営みの中で、親から子へ引き継がれ、地域社会の中で支えられてきたものです。

しかし、現状は、核家族化や地域社会の希薄化により、子育て家庭を孤立化させ、子育てに対する負担感や不安感が増し、子どもの命にもかかわる重大な状況となっています。

子育ては本来、子どもの存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長することができる尊い営みです。この営みを保護者自身が、喜びや生きがいを感じながら、自分らしく担うことができるために、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、様々な支援を進めることが重要です。

そこで、本計画では、家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所＝「家庭力」という視点をもって策定します。

3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることができる支援が重要です。

子育て支援を行っているNPO等による活動や、ファミリー・サポート・センターなどの市民による相互システム等が徐々に浸透してきています。

さらに、子育てを経験した大先輩ママ・パパによるあたたかい見守りや、支援の輪を広げることで、自分の地域で子どもや保護者が安心して生活し、一人にならない子育てを営むことが可能となります。

こうした人と人とのやさしさのつながりが、全ての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながると考えます。

そこで、本計画では、地域が子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる＝「地域力」という視点をもって策定します。

3 施策体系

基本理念 子どもの健やかな成長を みんなのやさしさで支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力

1 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

基本方針

基本施策

1-1 教育・保育の機会の確保

① 基本的な教育・保育事業の整備

1-2 子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実

① 保育・学校教育環境等の整備
② 体験活動の機会の充実
③ 次代の親の意識づくり

1-3 子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実

① 施設環境の充実
② 親と子どもにやさしい外出環境の整備
③ 防犯・防災対策の推進

家庭力

2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

基本方針

基本施策

2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

① 親と子どもの健康支援の充実

2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

① 子育てに関する相談窓口・情報提供の充実
② 多様なニーズに応える保育サービスの充実
③ 子育て家庭の経済的負担の軽減
④ ひとり親家庭への支援
⑤ 特に支援が必要な子どもに対する支援体制の充実
⑥ 障がい児施策の充実

2-3 家庭の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

地域力

3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

基本方針

基本施策

3-1 地域における子育ち・子育て支援拠点の整備

① 地域における子どもの居場所づくり
② 地域における子育て支援の拠点づくり

3-2 地域における多様なネットワークの活用と充実

① 世代間交流の推進
② 地域の人材の知恵や経験を生かす活動の推進
③ 地域における子育て支援の充実
④ 企業における子育て支援対策の促進

第4章

基本施策

(中扉・裏)

1 > 子どもが自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力を育む

(1-1)教育・保育の機会の確保

<(1)基本的な教育・保育事業の整備>

事業名	事業の概要	担当課
1 こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育ち・子育ての拠点となる市立こども園を、中学校区を基本としながら地域バランスを考慮し整備を推進します。 ◆市立幼稚園で今後保育需要が見込まれる地域にある施設については、保育所機能を加えた私立幼保園として、こども園化を図ります。 ◆市立保育所については、多様な保育サービスの実施(延長保育の拡大・休日保育・一時保育等)を推進していくため、段階的に私立化を図ります。 ◆乳幼児人口が急増し、保育需要が多く見込まれる地域においては、優良な民間保育所の進出を計画的に促進します。 ◆市立幼稚園については、定員の適正化を図ります。 	こども政策課 こども保育課
2 教育・保育施設、小規模保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な保育サービスの充実を図るため、既存の幼稚園・保育所の一元化や子育て支援拠点としてのこども園整備を推進します。 ◆小規模保育・延長保育・一時預かり事業の充実を図ります。 ◆新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、相談・助言や小規模保育等の連携施設のあつせん等を実施します。 	こども政策課 こども保育課
3 民間保育事業者の多様なサービス力の活用	<ul style="list-style-type: none"> ◆通常保育受け入れ枠の拡大や延長保育時間の拡大、休日保育等に民間保育事業者のノウハウによる多様なサービス力を活用します。 ◆市立保育所・幼稚園の私立化及び新規民間認可保育所の誘致を推進します。 	こども政策課 こども保育課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
4 放課後児童会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆各児童会において、小学校1年生から6年生までの児童を受け入れます。 ◆児童の受け入れのため、小学校の余裕教室等、必要な施設整備を進めます。 ◆特別な支援を要する児童がいる放課後児童会には、職員を加配します。 	青少年課
5 休日保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆休日保育を継続して実施するとともに、実施施設を拡大します。 	こども保育課

(1-2)子どもが健康でたくましく成長できる教育・保育環境の充実

<(1)保育・学校教育環境等の整備>

事業名	事業の概要	担当課
6 乳幼児教育の向上(保育一元カリキュラム)	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園・保育所・こども園の教諭・保育士を対象とした、乳幼児保育の理論研修・実技研修を開催し、教育の向上に努めます。 	こども保育課
7 開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆開かれた学校づくりを推進するために、学校評議員制度を市立小学校15校・市立中学校7校・市立高等学校1校に導入しています。 また、市立小学校1校では、学校運営協議会を設置しています。 	指導課 小学校 中学校 習志野高等学校
8 個に応じた多様な指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校訪問等で授業研究を実施した際、個に応じた指導方法・学習形態の在り方に関する研究・協議を行い、きめ細かな指導をします。 ◆少人数指導による積極的な活動により、きめ細かな指導をします。 ◆外国籍及び帰国子女が在籍する学校(園)の要請に基づき、言語・文化指導者の派遣を行います。 	指導課 総合教育センター
9 幼稚園・保育所・こども園・小学校関連研修会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼稚園・保育所・こども園・小学校が連携して、保育・授業参観、合同研修会、相互職場交流研修、園児・児童の交流学習等を開催し、相互の連携に努めます。 	幼稚園 保育所 こども園 小学校
10 学校健康教育の推進(幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・家庭等)	<ul style="list-style-type: none"> ◆思春期の子どもの心身の健康教育、特に体力向上や健康安全教育(エイズ・自然災害・交通災害・喫煙・薬物乱用・食育等)について指導を行います。 	指導課 小学校 中学校

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
11 青少年・家庭教育相談活動の充実	<p>◆教育相談・特別支援就学相談・青少年テレホン相談において、個々の相談内容に応じて対応・支援します。</p> <p>◆幅広い市民の皆様を対象に、来所相談・電話相談・訪問相談等に取り組みます。</p>	指導課 総合教育センター
12 「食育」の推進 (幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・家庭等)	<p>◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。</p> <p>◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。</p> <p>◆保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。</p>	学校教育課 指導課 こども保育課 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校

<②体験活動の機会の充実>

事業名	事業の概要	担当課
13 キャリア教育の推進(小学生・中学生・高校生)	<p>◆小学生・中学生を対象にした職場体験を充実させます。</p> <p>◆職場体験を受け入れる企業を開拓します。</p> <p>◆中学校で、現在ある職業について学習する機会を増やします。</p> <p>◆高校 3 年間を見通した組織的な進路指導を充実させます。</p> <p>◆部活動を含めた学校教育全体を通したキャリア教育を推進します。</p>	指導課 小学校 中学校 習志野高等学校
14 福祉教育の推進	<p>◆社会福祉協議会と連携を図り、福祉教育やボランティア活動に取り組んでいきます。</p> <p>◆勤労精神やボランティア精神を養う体験的な活動を経験するため、中学生の地域美化活動、地域独居老人給食サービスの手伝い、地域敬老会への参加等を推進します。</p>	指導課 小学校 中学校
15 環境教育の推進	<p>◆小学生の環境教育を推進するための一環として、クリーンセンター(リサイクルプラザ・清掃工場)、谷津干潟自然観察センターの施設見学を実施します。</p>	クリーンセンター施設課 谷津干潟自然観察センター 公園緑地課
16 鹿野山宿泊保育・学習の充実	◆鹿野山少年自然の家で、自然体験のため宿泊保育・学習を実施します。	こども保育課 指導課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
17 青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成	◆自主・自立の防犯対策や青少年の健全育成を目的に、小学生と中学生で組織される青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の育成を図ります。	危機管理課 指導課
18 子ども向け防犯教育の徹底	◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
19 スポーツ教室の開催	◆スポーツ施設等で児童を対象としたスポーツ教室を定期的に開催します。	生涯スポーツ課

<③次代の親の意識づくり>

事業名	事業の概要	担当課
20 男女共同参画を推進する意識づくり	◆「習志野市男女共同参画基本計画」に基づき、講座の開催やパンフレットの配布等で、男女平等推進のための意識づくりを進めます。	男女共同参画センター
21 年代に応じた「いのち・性」の教育の充実	◆自分だけではなく、他人も思いやり、互いのいのちを大切にするための支援の一環として、子ども・保護者に向けて、「いのち・性」の大切さを啓発する活動や学習の機会の充実を図り、自分自身が愛されて育てられたということを理解し、自分自身を肯定的に受け止められるように支援します。 ◆幼稚園・こども園・学校・PTA・公民館・健康支援課等の関係機関が連携し、「乳幼児健康相談事業」、「幼稚園健康教育」、「幼児家庭教育学級」、「PTA家庭教育学級」等、それぞれの年代に応じて、一貫した「いのち・性」の健康教育を行います。	健康支援課 公民館 幼稚園 こども園 小学校 中学校 指導課

(1-3)子どもが安全・安心に暮らせる環境の充実

<①施設環境の充実>

事業名	事業の概要	担当課
22 小中学校施設の整備	◆学校施設再生計画に基づき、学校施設の大規模改修、長寿命化、改築等を行い、安全で潤いのある教育環境の整備を行います。	教育総務課
23 保育所補修整備の推進	◆安心で安全な保育環境を保持するため、保育所の施設整備、改修を計画的に推進します。	こども保育課

<②親と子どもにやさしい外出環境の整備>

事業名	事業の概要	担当課
24 駅、公共施設、道路等のバリアフリー化	◆駅や公共施設における手すりやエレベーターの設置等の整備・改善について関係機関の協力を得ながら促進します。 ◆歩道の段差改善等のバリアフリー化を図ります。	企画政策課 道路交通課 都市計画課 各施設所管課
25 学校安全の充実	◆①総合的な学校安全計画作成・整備、②学年や年齢に合わせた交通安全教室の充実・指導の徹底、③安全点検の充実・事後処理の徹底、④学校安全関係者の質的向上、⑤学校・行政・地域が連携した通園・通学路の点検・改善整備を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
26 子育て応援ステーション事業の充実	◆乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場を整備します。	子育て支援課
27 公園施設の整備	◆公園施設は、子どもの視点に立った整備に配慮します。	公園緑地課
28 地域住民参加型の公園維持管理	◆一部の公園で、地域住民の協力を得ながら掃除、軽微な遊具点検等の維持管理を推進します。	公園緑地課
29 応急手当普及啓発活動の推進	◆救急救命率の向上を図るため、市民への普通救命講習及び小学生高学年を対象とした救命入門コースを実施します。	警防課
30 公共交通施策の推進による外出利便性の向上	◆身近な交通手段となる公共交通については、地域の特性に適した移動手段の確保に努め、安全に外出できる環境を整えつつ、公共交通事業者と連携し、外出利便性の向上を図ります。	企画政策課 都市計画課

<③防犯・防災対策の推進>

事業名	事業の概要	担当課
31 地域防災計画の見直しと各種防災対策の拡充及び強化	◆災害から子どもたちの命と身を守るために、「地域防災計画」及び「行動計画」の見直しを行い、防災訓練や防災教育の実施、幼稚園や保育所・こども園・小学校・中学校等の安全性の向上、応急保育や応急教育の実施、避難体制や防災拠点・施設等の整備、災害時要援護者支援等、各種防災対策の拡充及び強化を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進します。	危機管理課
32 自主防災組織の拡充及び強化	◆地域における防災活動の中心となる、自主防災組織の拡充と強化を図ります。	危機管理課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
33 子ども110番の家の推進	◆児童生徒の緊急回避場所を確保するとともに、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の拡充を図ります。	青少年センター
(再掲) 18 子ども向け防犯教育の徹底	◆子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育の徹底を図ります。	学校教育課 指導課 こども保育課
34 学校・警察連絡制度の充実	◆学校と警察が相互に連絡し、情報の共有化を図りながら、児童・生徒の非行防止や安全確保を図ります。	青少年センター 学校教育課 指導課 こども保育課
35 ケータイ緊急情報サービスの拡大	◆防災情報のほか、火災等の消防情報、緊急時の注意を呼びかける防犯対策情報等を、市民にとっての重要情報としてメールでお知らせするとともに、登録者数の拡大を図ります。	危機管理課
36 安全で安心なまちづくり基本計画等に基づく施策の実施	◆「基本計画」及び「実施計画」に基づき、防犯啓発活動、庁内関係機関及び地域等との連携・ネットワークの整備、防犯パトロールの強化、子どもたちの通学時等における安全確保、地域防犯活動への支援等の施策に積極的に取り組みます。	危機管理課

2 家族が喜びや生きがいを感じながら、子育てができる場所となる

(2-1) 安心して妊娠・出産・育児ができる一貫した支援の充実

<①親と子どもの健康支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
37 健康的な食習慣の確立と食育の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立と食育の推進に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課
38 男女共同参画の子育て意識啓発	◆「ママ・パパになるための学級」で、夫婦の役割を考えるきっかけとなる内容をプログラムに盛り込み、啓発します。 ◆妊婦、出産、育児のための情報を盛り込んだパンフレットの配布等、父親も育児を担えるような支援を行います。 ◆子育てに関するセミナーを平日以外に開催することにより、子育てにおける父親の参加促進を図ります。	健康支援課 子育て支援課 男女共同参画センター
39 健やかな子を産み育てる体制の充実	◆母子健康手帳の交付から始まる、妊娠・出産・育児を通して一貫性のある健診・相談・教育の実施体制を充実し、思春期保健を含めた親と子の健康づくりを進めます。	健康支援課
40 心身の健康についてハイリスク者の把握と支援の充実	◆疾病や発育・発達等のつまづきを早期に把握し、適正な医療や療育の体制につなげていきます。 ◆家庭の養育力に着目した母子保健活動を展開する中から、子どもの心身の健全な発育・発達を阻害する因子に対して、早期対応を図ります。	健康支援課 子育て支援課 あじさい療育支援センター ひまわり発達相談センター 他関係各課
41 母子健康手帳の交付	◆妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、個々の状況に沿った相談・指導を行い、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康支援課
42 継続して支援が必要な妊婦への支援の充実	◆妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、個々の状況に沿った相談・指導を行い、妊娠初期からの継続した支援を行います。	健康支援課
43 ママ・パパになるための学級の充実	◆安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、知識・技術を提供する場を設けるとともに、身近な地域での仲間づくりを推進します。	健康支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
44 乳児家庭全戸訪問及び乳幼児に対する健康相談の充実	<p>◆助産師による産婦・新生児訪問、地区住民でもある制度ボランティアの母子保健推進員による全出生児の家庭訪問、全員を対象とした乳幼児の健康相談等を通して、子育てに関する不安全感の軽減を図り、情報提供を行います。また、健康な生活を目指した食事・睡眠・遊び・むし歯予防等生活習慣について、保健師・栄養士・歯科衛生士が情報提供を行い、個々の状況に応じた相談にも応じます。</p> <p>◆乳幼児の発育・発達に関する心配については、専門医師による発達相談や、心理職による相談の機会を設け、親の不安を丁寧に受け止めながら、早期に適切な指導や療育につなげることによって、子どもにとっての最大限の成長・発達を促す支援をしていきます。</p>	健康支援課
45 健康教育の推進	<p>◆生涯の健康の基盤をつくる大切な時期の、子どもの生活と健康をテーマとして、食事・排泄・睡眠・遊び等とその生活リズムの重要性を伝え、いのちと性の教育の第一歩として、乳幼児期の保護者への教育にも力を入れていきます。</p> <p>◆男女ともにかかわる妊娠・出産から子育てについての意識啓発や、体験学習の機会を拡充し、男女共同参画の視点で母性・父性の役割について学ぶ機会を設けます。</p> <p>◆乳児の相談や公民館・幼稚園における健康教育等の機会に、保護者に対して「いのちと性」の正しい理解を目的とした学習を、一貫した流れの中で行えるよう取り組んでいきます。</p>	健康支援課
46 健康診査の充実	<p>◆安全で安心な妊娠・出産と、子どもの発育・発達を確認し、健やかな成長を促すため、医療機関で行う一般健康診査の費用、妊婦歯科健康診査の費用を助成します。</p> <p>◆幼児期においては集団健康診査を行い、保護者とともに子どもの心身の発育・発達を確認し、ことばや行動等、保護者の心配ごとに対して、医師、歯科医師、心理職、言語聴覚士、保健師、栄養士、歯科衛生士等が対応します。</p>	健康支援課
47 予防接種	◆感染力が強く、かかると重篤になりやすい疾患について、「予防接種法」に基づく定期予防接種を行います。	健康支援課

事業名	事業の概要	担当課
48 小児救急医療体制の整備、充実	<p>◆小児が休日夜間の急病時に、確実に受け入れられる診療体制の充実を図ります。</p> <p>◆夜間や休日における一次・二次診療は、習志野市医師会等の関係機関の協力を得るとともに、近隣市の医療機関と連携しながら対応しております。今後も引き続き関係機関の協力を得ながら体制整備を図っていきます。</p>	健康支援課
49 中学校区地域保健連絡会の推進	<p>◆中学校区ごとに実施している地域保健連絡会において、幼稚園、保育所・こども園・小学校・中学校・高校・公民館等の関係職員が連携を強化し、保護者や習志野健康福祉センター等、外部関係機関との連絡調整を行いながら、子どもの発育・発達に応じた健康づくりに取り組む体制づくりを進めています。</p>	健康支援課 学校教育課 他関係各課
50 未熟児養育医療費の給付及び低体重児出生届の受理による保健指導の充実	<p>◆出生時体重が 2,000g 以下、または、身体発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする未熟児に対して、医療の給付を行うとともに、届出により早期に母子保健活動の中で支援していきます。</p>	健康支援課

(2-2)すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

<①子育てに関する相談窓口・情報提供の充実>

事業名	事業の概要	担当課
51 家庭児童相談の充実	<p>◆子育て支援相談室において、子育てに関するあらゆる相談に対し、個々の家庭の状況に配慮したきめ細やかな対応を行います。</p>	子育て支援課
52 子育て情報の提供	<p>◆子育てに関する情報について、わかりやすい紙面や冊子、ホームページ等を作成し、妊娠中から子育て期に合わせた必要な子育て情報を提供します。</p> <p>◆スマートフォンを活用した子育てについての情報提供を行います。</p>	子育て支援課 健康支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
53 子育てに関する制度の活用推進	<p>◆職業生活と家庭生活の両立に関する制度等について、パンフレットの配布等により情報提供を行い、仕事と家事・育児等の家庭生活や地域活動との調和のための環境づくりを推進します。</p> <p>◆育児休業制度、配偶者の出産休暇制度や子の看護休暇制度についてパンフレット等で啓発するとともに、求人情報サイト「アクティブならしの」にも掲載し、情報提供を行います。</p> <p>◆市内企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを、商工会議所と連携して啓発し、子育て支援先端企業認証制度を推進します。</p>	男女共同参画センター 商工振興課 子育て支援課 こども政策課
54 子育て支援コンシェルジュの充実	◆こどもセンターやきらっ子ルームに「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、より地域で安心して子育てができるよう、相談の充実に努めます。	子育て支援課

〈②多様なニーズに応える保育サービスの充実〉

事業名	事業の概要	担当課
(再掲) 2 教育・保育施設、小規模保育の充実	<p>◆多様な保育サービスの充実を図るため、既存の幼稚園・保育所の一元化や子育て支援拠点としてのこども園整備を推進します。</p> <p>◆小規模保育・延長保育・一時預かり事業の充実を図ります。</p> <p>◆新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、相談・助言や小規模保育等の連携施設のあっせん等を実施します。</p>	こども政策課 こども保育課
55 ファミリー・サポート・センターの充実	<p>◆育児・家事支援、ショートステイ、地域子育て支援拠点で一時預かりを行う「ファミ・サポる～む」を実施し、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業の提供会員等の確保に努めるとともに、学習会や談話室の充実に努めます。</p>	子育て支援課
56 子育て短期支援事業(ショートステイ)の実施	◆保護者の疾病等の理由により、家庭において養育が一時的に困難な場合に、市が委託する施設において必要な保護を行います。	子育て支援課
(再掲) 5 休日保育の充実	◆休日保育を継続して実施するとともに、実施施設を拡大します。	こども保育課
57 幼稚園・こども園における預かり保育の充実	◆幼稚園・こども園で、預かり保育を継続して実施します。	こども保育課

事業名	事業の概要	担当課
58 病児・病後児保育の充実	◆子どもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な場合において、医療機関に付設された市内2か所の施設で保育を実施します。	子育て支援課
59 公民館の託児付き成人講座の実施	◆公民館で実施する成人向け講座に託児を設けます。	公民館

＜③子育て家庭の経済的負担の軽減＞

事業名	事業の概要	担当課
60 児童手当の支給	◆0歳から15歳に達する日以後、最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童を養育している父母等であり、かつ、父母等及び児童が日本国内に住所を有する場合に支給します。	子育て支援課
61 子どもの医療費等の助成	◆0歳から中学校3年生までの子どもの医療費の一部または全部を助成します。	子育て支援課
62 実費徴収に係る補足給付を行う事業	◆保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等の助成を検討します。	こども保育課 こども政策課

＜④ひとり親家庭への支援＞

事業名	事業の概要	担当課
63 児童扶養手当の支給	◆「児童扶養手当法」に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭等の父母等、または、児童が心身に基準以上の障がいがある場合は、20歳になる誕生日まで手当を支給します。	子育て支援課
64 ひとり親家庭等医療費等の助成	◆「習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例」に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の方等が、医療保険により受診した場合の医療費の一部を助成します。	子育て支援課
65 母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談	◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、ひとり親家庭、寡婦を対象に、事業資金等の福祉資金貸付の相談を行います。	子育て支援課
66 ひとり親家庭自立支援員による相談体制の充実・情報提供	◆母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭を対象に、生活一般、就業、児童の養育等についての相談に応じ、自立に向けて必要な支援を行います。	子育て支援課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
67 ひとり親家庭自立支援給付金の支給	◆ひとり親の経済的な自立を支援するため、就労に必要な知識や技能の習得を支援するもので、教育訓練講座の経費の一部や、高等職業訓練促進給付金等を支給します。	子育て支援課
68 就学援助費の支給	◆経済的理由によって就学することが困難な児童及び生徒に対し、就学援助費を支給します。	学校教育課

＜⑤特に支援が必要な子どもに対する支援体制の充実＞

事業名	事業の概要	担当課
69 適応指導教室の推進	◆不登校児童・生徒の状況に応じた、個別・小集団を通しての指導・援助を行います。	総合教育センター
70 教育相談活動の充実	◆小学校・中学校に児童・生徒教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校におけるカウンセリング機能の充実と、いじめ・不登校等の問題行動の解決を図ります。 ◆総合教育センターにおける電話相談、来所相談、グループ相談、訪問相談(学校・家庭)への対応や啓発資料の配布等、教育相談活動の充実を図ります。	指導課・総合教育センター
71 障がい児保育の充実	◆集団保育が可能な障がいのある子どもや、介護を必要とする子どもを受け入れ、関係機関と連携し、個々の支援を行います。	こども保育課
72 養育支援家庭訪問の実施	◆育児支援が必要な家庭に対し相談員や保健師等が、子育て支援サービスや情報の提供を行うとともに、子育てに関して専門的な指導及び支援を家庭訪問により実施します。	子育て支援課 健康支援課
73 虐待の予防、早期発見と対策、防止	◆ならしのこどもを守る地域ネットワークの調整機関として、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、関係機関との連携に努めるとともに、研修等を開催し、ネットワークの充実を図ります。 ◆児童相談所や関係機関との連携に努め、児童の虐待防止対策に努めます。 ◆健康相談や健康診査、訪問指導等の機会に児童虐待の予防及び早期発見に努め、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。 ◆民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員による予防・防止活動も実施します。 ◆児童への心理的虐待にあたるDVについて、関係機関と連携し、支援に努めます。	子育て支援課 健康支援課 こども保育課 指導課 学校教育課 青少年センター 青少年課 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校 男女共同参画センター ひまわり発達相談センター 総合教育センター 保護課 障がい福祉課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
74 個別の状況に応じた継続的な発達支援の充実	<p>◆成長・発達に不安又は課題がある児童の健やかな成長に資するため、総合的な相談に応じるとともに、適切な指導及び支援を行います。</p> <p>◆発達に課題や心配がある子どもに対しては、保護者の意向を踏まえ、個別支援計画を作成し、個別の状況に応じた指導・保育の実施、評価、計画の見直しを行って、子どもの成長、発達を支えるしくみをつくります。また、子どもの成長・発達の経過や支援方針等を、確実に引継ぐ体制を整備します。</p> <p>◆注意欠陥多動性障害(ADHD)・学習障害(LD)・アスペルガー症候群等の発達障がいのある児童の早期発見、支援の強化を図ります。</p> <p>◆発達支援に関する研修を充実、強化し、子どもの支援にかかる職員の資質向上を図ります。</p>	ひまわり発達相談センター 指導課 小学校 中学校 子育て支援課 こども保育課 幼稚園 保育所 こども園 他関係各課
75 障がい児施設での療育の充実	<p>◆知的障がい児、肢体不自由児等に対する生活動作訓練・運動機能訓練及び保護者への生活指導や療育方法の指導を行います。</p> <p>◆計画相談・相談支援を行います。</p>	あじさい療育支援センター
76 発達支援施策の充実	<p>◆発達支援施策の充実を図るため、子どもの支援に携わる関係部署と市民と協働で策定したプログラム評価を取り入れたロジック・モデルに基づき、PDCAサイクルによる評価を行いながら、市民協働で具体的な施策を推進していきます。</p>	ひまわり発達相談センター 障がい福祉課 子育て支援課 健康支援課 こども保育課 指導課 学校教育課 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校 あじさい療育支援センター
77 高校進学希望者への学習支援	<p>◆ひとり親家庭や生活困窮家庭の児童に対して、大学生等を通じて、学習習慣の定着化や将来への不安の解消を図ります。</p>	子育て支援課 保護課

<(6)障がい児施策の充実>

事業名	事業の概要	担当課
78 補装具・日常生活用具の給付	<p>◆障がいを補うために、補聴器、装具、車椅子等の補装具費を支給や日常生活をサポートするために手すり、スロープ、入浴補助用具等を給付します。</p>	障がい福祉課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
79 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用促進	◆家庭において障がい児を一時的に介護できない時に、施設等での預かりや、活動の場の提供等により、見守りや社会に適応する訓練等を行うサービス環境の整備を促進します。	障がい福祉課
80 障がい児通所支援の利用促進	◆日常生活における基本的な動作や集団生活への適応等の療育や訓練等が必要な児童に施設等で支援を行います。	障がい福祉課
81 特別児童扶養手当の支給	◆「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護・養育している方に、手当を支給します。	障がい福祉課
82 障害児福祉手当の支給	◆常時介護を必要とする在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障がい福祉課
83 重度心身障害児医療費の助成	◆重度心身障害児を対象に、医療費の一部を助成します。	障がい福祉課
84 福祉タクシー運賃助成	◆障がい児のタクシー利用費用の一部を助成します。	障がい福祉課
85 特別支援教育就学奨励費の補助	◆特別支援教育を受ける児童及び生徒を養育する世帯を対象に就学奨励費を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
86 相談支援事業	◆障がいのある児童、家族、関係機関等に対して相談及び情報提供、社会参加の促進等の支援を行います。	障がい福祉課

(2-3)家庭の教育力の向上

<①家庭教育への支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
87 PTA家庭教育学級の充実	◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。	公民館
88 ブックスタート事業の充実	◆ 生後4か月のお子さんを対象に、4か月児健康相談終了後、民生委員児童委員の協力のもと、読み聞かせの大切さを伝え、絵本とコットンバッグをお渡します。 ◆誕生記念として特別にデザインした図書館カードを、ブックリストとともに新生児に配付し、登録を促進します。	子育て支援課 図書館

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
89 育児講座等の充実	<p>◆公民館で乳幼児を持つ親を対象に、乳幼児の健康や遊び、心理、心と体の発達等、子育てに関する講座を実施します。</p> <p>◆「コモンセンス・ペアレンティング(ほめて伸ばす子育てトレーニング講座)」について、関係機関との連携により実施します。</p>	公民館 子育て支援課
90 幼児家庭教育学級の充実	◆公民館で3歳児の親を対象に、様々な角度から子育てに関する講座を実施します。	公民館
(再掲) 12 「食育」の推進 (幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校・家庭等)	<p>◆親子を対象にした適切な食生活習慣を確立させるための講義や指導、調理実習等を開催し、家庭における「食育」を推進します。</p> <p>◆幼稚園・保育所・こども園・学校教育全体の中で、食に関する指導を実施し、健全で豊かな食生活を送るために必要な力が身につくような指導を実施します。</p> <p>◆保健連絡会等を通して、幼稚園・保育所・こども園・学校との連携を図り、発達段階に応じた食育を実施します。</p>	学校教育課 指導課 こども保育課 公民館 幼稚園 保育所 こども園 小学校 中学校
(再掲) 37 健康的な食習慣の確立と食育の推進	◆「ママ・パパになるための学級」、「離乳食教室」、「乳幼児健康相談事業」、「食生活なんでも相談」等を通じて、望ましい食生活習慣の確立と食育の推進に向けて、妊娠中から乳幼児期まで一貫した取り組みを関係機関と連携しながら行います。	健康支援課



第4章 基本施策

3 子どもや家族・家庭をやさしく見守り、支える地域社会となる

(3-1) 地域における子育ち・子育て支援拠点の整備

<①地域における子どもの居場所づくり>

事業名	事業の概要	担当課
91 子ども広場事業の実施	◆公民館の空いている部屋を利用し、安全・安心な放課後の子どもの居場所を確保します。	社会教育課 青少年課
92 こども会館事業の実施	◆児童の健全な遊び、学習の場として、こども会館事業を実施します。	青少年課
93 子ども講座の充実	◆学校が休みの土曜日・日曜日や長期休業日に、親子、異年齢の子どもとのふれあいや豊かな心を育てる目的として実施している、子ども講座の充実を図ります。	公民館
94 学校体育施設の開放	◆市内小学校の校庭・体育館を土曜日・日曜日・祝日に開放し、運動する場を提供します。 但し、学校開放運営委員会に登録が必要です。	生涯スポーツ課
95 放課後子供教室の実施	◆地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などをを行う放課後子供教室の整備を進める必要があります。 ◆平成27年度は、公民館において実施中の子ども広場事業を整備し、放課後子供教室の実施につなげていきます。 ◆平成28年度以降については、地域の実情に応じた小学校の余裕教室や体育館、運動場等の活用を図りながら、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童会との一体型な事業実施を目指して、施設整備や職員間の連携を行います。	社会教育課 青少年課

<②地域における子育て支援の拠点づくり>

事業名	事業の概要	担当課
96 こども園の整備	◆幼稚園、保育所、こどもセンターが一体となったこども園を整備し、地域の子育ち・子育ての拠点として、様々な支援を実施します。	こども政策課 こども保育課

事業名	事業の概要	担当課
97 こどもセンターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆就学前の子どもと親が自由に遊び交流する場として、子育てに関する情報提供や学習会等を実施します。また、土曜日に開館することで、父親の育児参加を促します。 ◆地域で安心して子育てができるよう、「子育て支援コンシェルジュ」による相談の充実に努めます。 	子育て支援課 こども保育課
98 きらっ子ルームの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆主に乳幼児を持つ親と子どもが、気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で、交流を図る場を提供します。また、土、日に開館することで、父親の育児参加を促します。 ◆地域で安心して子育てができるよう、「子育て支援コンシェルジュ」による相談の充実に努めます。 	子育て支援課

(3-2) 地域における多様なネットワークの活用と充実

<①世代間交流の推進>

事業名	事業の概要	担当課
99 地域交流事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校支援ボランティアの活用等、地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進します。 	小学校 中学校 指導課
100 中学生と幼稚園児・保育所児・こども園児の交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆中学校家庭科、総合的な学習の時間等の授業の一環として中学生と幼稚園児や保育所児、こども園児との交流を実践します。 	中学校 幼稚園 保育所 こども園 指導課
101 地域参加型学校行事の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校行事に保護者・地域の高齢者等を招待し、地域との連帯意識を育み、人間性豊かな児童・生徒を育成します。 	指導課 小学校 中学校

<②地域の人材の知恵や経験を生かす活動の推進>

事業名	事業の概要	担当課
102 青少年健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども会育成会・青少年相談員等の事業を援助し、青少年の健全育成を推進します。 ◆ボーイスカウト・ガールスカウト・スポーツ少年団等、青少年育成団体の事業を支援し、青少年の健全育成を推進します。 	青少年課

第4章 基本施策

事業名	事業の概要	担当課
(再掲) 55 ファミリー・サポート・センターの充実	<p>◆育児・家事支援、ショートステイ、地域子育て支援拠点で一時預かりを行う「アミ・サポる～む」を実施し、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。</p> <p>◆ファミリー・サポート・センター事業の提供会員等の確保に努めるとともに、学習会や談話室の充実に努めます。</p>	子育て支援課
103 地域の人材の活用	<p>◆こどもセンターやきらっ子ルームで開催する行事等において、地域の方々と交流するとともに、人材を有効に活用します。</p>	子育て支援課 こども保育課 こども園
104 子育て支援団体との連携	<p>◆地域での子育て支援を推進するため、子育て支援に様々な形で関わっている団体等と連携し、支援を行います。</p>	子育て支援課

<③地域における子育て支援の充実>

事業名	事業の概要	担当課
105 余裕教室の有効活用	<p>◆余裕教室の活用は、学校運営面から一義的には各学校が活用を検討します。その活用状況を踏まえ、支障がない範囲で他の用途的利用を学校と協議の上実施します。</p>	小学校 中学校
(再掲) 87 PTA家庭教育学級の充実	<p>◆PTA会員を対象に、家庭教育の重要性、幼少年期の発達課題、学校や地域との関係等、家庭教育の諸問題や親の対応について学習します。</p>	公民館
106 保育所・こども園における地域開放活動の充実	<p>◆子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育儿情報の提供の場として、保育所・こども園を地域に開放します。</p>	保育所 こども園 こども保育課
107 幼稚園・こども園における子育てふれあい広場の充実	<p>◆親子、親同士、子ども同士、園児との交流、遊びの紹介、子育て相談等の場として、幼稚園・こども園を地域に開放します。</p>	幼稚園 こども園 こども保育課
108 NPO 法人や育児サークル等への支援	<p>◆親同士の情報交換と育儿の仲間づくりを進めるため、場所の提供や NPO 法人や育児サークル等の育成・交流等の支援を行います。</p>	子育て支援課 公民館 協働まちづくり課

<④企業における子育て支援対策の促進>

事業名	事業の概要	担当課
109 企業における男女共同参画の啓発	<p>◆企業が男女共同参画についての理解を深めるため、国・県・関係機関等が発行するパンフレット等を配布したり、商工会議所と連携して研修や講演会等の開催をします。</p>	男女共同参画センター 商工振興課

4 > その他の施策の展開

(1)産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育の必要量を基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を図ります。

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、母子家庭及び父子家庭の自立支援、障がい児などの特別な支援が必要な子どもの施策について、千葉県が実施している施策と連携を図り、本市の実情に応じた施策を推進します。

(3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための都道府県の施策、関係団体等との連携

働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、千葉県が実施している施策や関係団体等が行う取組み等と連携を図り、仕事と生活の調和を実現する啓発活動の推進に努めます。

(4)一体型の放課後児童会及び放課後子供教室の実施

全ての児童の放課後等の居場所の確保を目指し、一体型の放課後児童会及び放課後子供教室の実施を目指します。そのため、余裕教室の活用の促進（一時的な利用を含む）や、教職員と従事者、参画者の情報共有を図るなど、両事業の連携のため、きめ細かな対応を図ります。

第5章

必要量と確保方策

(中扉・裏)

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、提供体制の確保内容、実施時期を確保方策として示さなければならないとされています。

■子ども・子育て支援法第61条第2項(抜粋)

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）

■国の区域設定における考え方

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

第5章 必要量と確保方策

(2)教育・保育提供区域

本市の総面積は 20.99 km^2 と県内では比較的小さな面積となっているものの、住宅地域、農業地域、工業地域を明確に区分した良好な居住環境を持つ都市としてまちづくりを進めてきました。

交通面では、主要交通である鉄道が5路線7駅が設置され、市内どの地域からも約2kmで駅へ行くことができ、また、京葉道路・東関東自動車道の高速道路、国道14号・国道357号の国道等が整備されており、交通網が発達しています。

本市における主な区域分けは、16小学校区、7中学校区、更に市民と行政の協働によるまちづくりを推進するにあたり14のコミュニティを編成しています。

このようななかで、下記の観点も踏まえ、市としても適正な需給調整が可能である「中学校区」を本市の教育・保育提供区域とします。

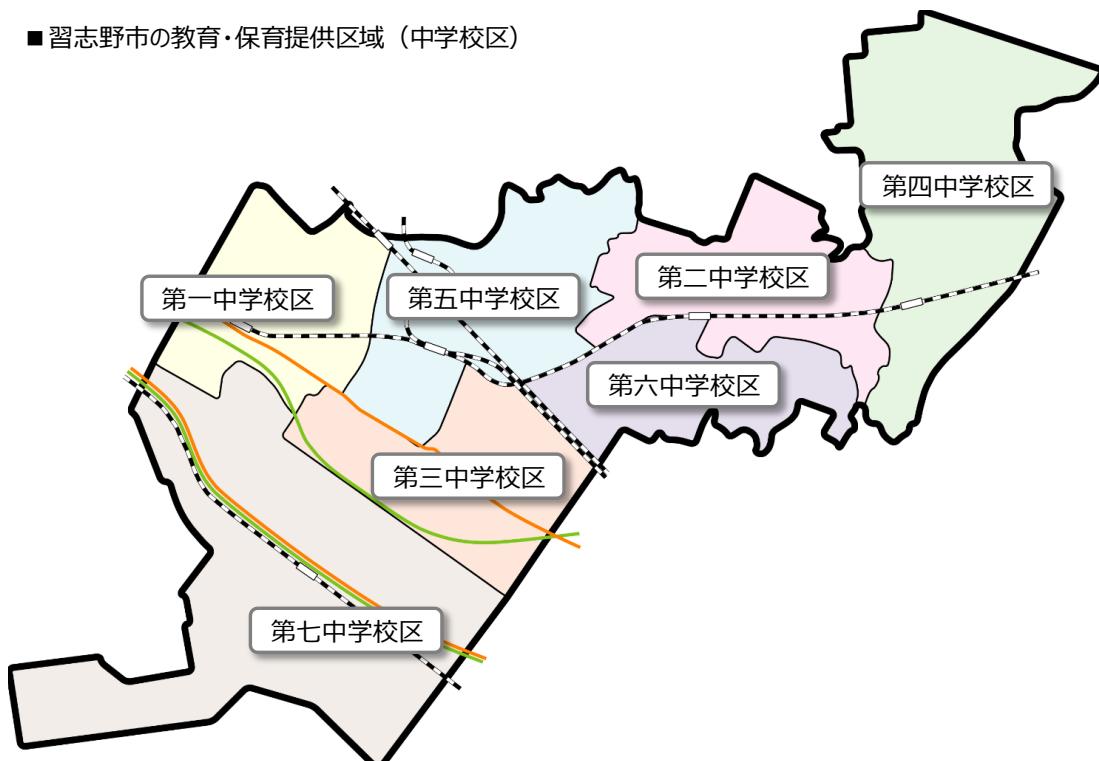
なお、教育・保育提供区域を越えた広域的な提供体制が必要な事業については、市全域を1つの教育・保育提供区域とします。

○区域設定の観点

- ・「習志野市子育て支援に関するニーズ調査」においては、自宅から保育所、幼稚園等までの距離は、2km前後までを望む声が多くなっています。
- ・幼稚園の選択に比べ、保護者の通勤事情等の様々な状況が考慮される保育所選びにおいても、「学区」を意識することが多くなっています。
- ・義務教育である中学校までは、多くの子どもが一緒に教育を受け、共に育つており、それが地域での関係を築いていくことに繋がると考えます。

図 1

■習志野市の教育・保育提供区域（中学校区）



第5章 必要量と確保方策

表 1

■ 量の見込みと確保方策を定めるべき事業と教育・保育提供区域について

区分	事業の名称	教育・保育 提供区域の数	掲載ページ
教 育 ・ 保 育	教育（1号認定）	7区域 (中学校区)	P76～80
	保育（2号・3号認定）		P81～95
地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業	時間外保育（延長保育）事業	7区域 (中学校区)	P96
	放課後児童健全育成事業（放課後児童会）		P97～99
	地域子育て支援拠点事業（こどもセンター、きらっ子ルーム）		P100、101
	一時預かり事業（幼稚園在園児による利用分：1号認定・2号認定）		P102、103
	一時預かり事業（幼稚園在園児以外の利用分） (ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童対象（病児・緊急対応強化事業以外））を含む。)		P104～106
	利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）	1区域 (市全域)	P107
	子育て短期支援事業（ショートステイ）		P108
	乳児家庭全戸訪問事業		P109
	養育支援訪問事業		P110
	病児保育事業		P111
	ファミリー・サポート・センター事業 (就学児童対象（病児・緊急対応強化事業以外）)		P112
	妊婦健康診査事業		P113

2 教育の必要量と確保方策

(1)教育の必要量と確保方策について(3歳児)

現状

○平成26年度時点で3歳児教育を行っている幼稚園は、私立幼稚園のみで、5施設が整備されています。

○市内の私立幼稚園は、すべてバスによる送迎を行っています。

表 2

■年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

区域	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一 中学校区	必要量 (A)	209	244	221	264	239
	確保方策 (B)	120	120	120	120	120
	需給差 (B-A)	▲ 89	▲ 124	▲ 101	▲ 144	▲ 119
第二 中学校区	必要量 (A)	126	117	128	125	123
	確保方策 (B)	120	120	120	120	120
	需給差 (B-A)	▲ 6	3	▲ 8	▲ 5	▲ 3
第三 中学校区	必要量 (A)	87	91	90	88	85
	確保方策 (B)	0	0	0	0	0
	需給差 (B-A)	▲ 87	▲ 91	▲ 90	▲ 88	▲ 85
第四 中学校区	必要量 (A)	189	175	154	147	142
	確保方策 (B)	180	180	180	180	180
	需給差 (B-A)	▲ 9	5	26	33	38
第五 中学校区	必要量 (A)	185	172	176	172	166
	確保方策 (B)	105	105	105	105	105
	需給差 (B-A)	▲ 80	▲ 67	▲ 71	▲ 67	▲ 61
第六 中学校区	必要量 (A)	99	101	100	97	94
	確保方策 (B)	0	0	0	0	0
	需給差 (B-A)	▲ 99	▲ 101	▲ 100	▲ 97	▲ 94
第七 中学校区	必要量 (A)	68	53	69	66	65
	確保方策 (B)	0	0	0	0	0
	需給差 (B-A)	▲ 68	▲ 53	▲ 69	▲ 66	▲ 65
全体	必要量 (A)	963	953	938	959	914
	確保方策 (B)	525	525	525	525	525
	需給差 (B-A)	▲ 438	▲ 428	▲ 413	▲ 434	▲ 389

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども（3歳児）は、1号認定とみなし、上記に含めています。

確保方策

- 現在の整備状況では、市全体で 400 人程度の不足が生じます。
- そこで、次の方策の実施について検討します（合計 215 人程度の確保）。
 - ①市立こども園における 3 歳児教育の実施（75 人程度の確保）
 - ②私立幼稚園における 3 歳児教育の拡大（100 人程度の確保）
 - ③私立化予定の（仮称）実花幼稚園及び（仮称）つくし幼稚園における 3 歳児教育の実施（40 人程度の確保）
- これらの実施によっても なお 185 人程度の不足が見込まれることから、長期的な就学前児童の人口推移や幼稚園需要の変化等を注視しながら、引き続き検討を行い、適切な措置を講じます。

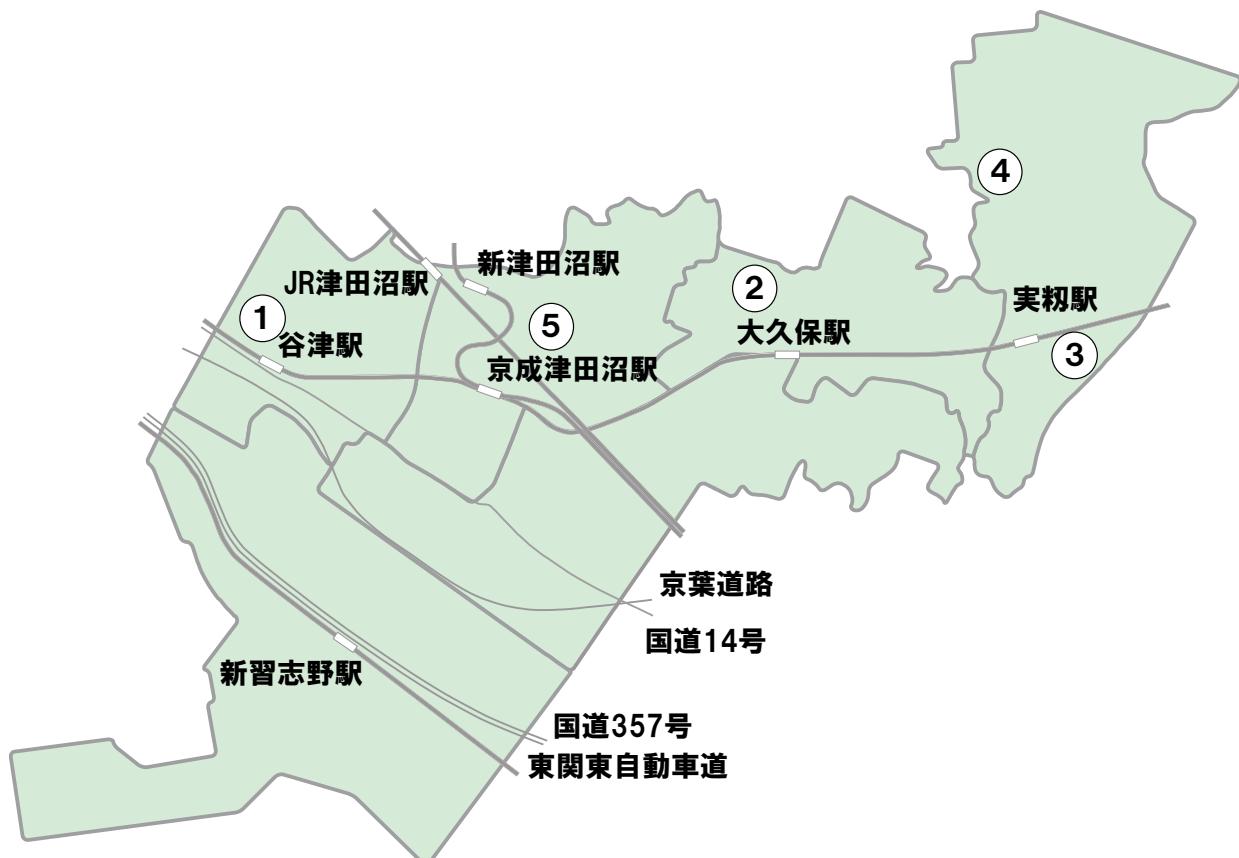
表 3

■現在の整備状況（3歳児 教育）

<単位：人>

区域	地図記号及び施設の名称	開設年度	種別	定員
第一中学校区	① 第一くるみ幼稚園	既設	私立幼稚園	120
第二中学校区	② 習志野みのり幼稚園			120
第四中学校区	③ みもみ幼稚園			90
	④ ホーリネス幼稚園			90
第五中学校区	⑤ 青葉幼稚園			105

図 2



第5章 必要量と確保方策

(2)教育の必要量と確保方策について(4・5歳児)

現状

- 平成26年度時点では、市立こども園3施設、市立幼稚園11施設、私立幼稚園5施設が整備されています。
- 市内の私立幼稚園はすべてバスによる送迎を行っていますが、市立こども園及び市立幼稚園は行っていません。

表 4

■年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

区域	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一 中学 校区	必要量 (A)	343	407	477	480	512
	確保方策 (B)	660	660	660	660	660
	需給差 (B-A)	317	253	183	180	148
第二 中学 校区	必要量 (A)	287	263	246	249	257
	確保方策 (B)	700	700	620	620	610
	需給差 (B-A)	413	437	374	371	353
第三 中学 校区	必要量 (A)	179	175	180	184	181
	確保方策 (B)	120	120	120	120	120
	需給差 (B-A)	▲ 59	▲ 55	▲ 60	▲ 64	▲ 61
第四 中学 校区	必要量 (A)	367	380	369	333	306
	確保方策 (B)	650	650	570	570	570
	需給差 (B-A)	283	270	201	237	264
第五 中学 校区	必要量 (A)	344	356	362	354	355
	確保方策 (B)	550	550	550	550	550
	需給差 (B-A)	206	194	188	196	195
第六 中学 校区	必要量 (A)	221	203	202	203	202
	確保方策 (B)	300	300	300	300	300
	需給差 (B-A)	79	97	98	97	98
第七 中学 校区	必要量 (A)	119	122	125	125	138
	確保方策 (B)	385	385	385	385	385
	需給差 (B-A)	266	263	260	260	247
全体	必要量 (A)	1,860	1,906	1,961	1,928	1,951
	確保方策 (B)	3,365	3,365	3,205	3,205	3,195
	需給差 (B-A)	1,505	1,459	1,244	1,277	1,244

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども（4・5歳児）は、1号認定とみなし、上記に含めています。

確保方策

- 必要量を大きく上回ることから、こども園の整備に伴う幼稚園の統合廃止や、保育需要が見込まれる地域の幼稚園は保育所機能を加えたこども園化といった再編を行います。
- 上記の再編のほか、なおも供給過剰が著しい地域の市立幼稚園の在り方については、長期的な就学前児童の人口推移や幼稚園需要の変化等を注視しながら、引き続き検討を行い、適切な措置を講じます。
- 第三中学校区において供給不足となっていますが、隣接する中学校区の幼稚園において需要を受け止めることができます。

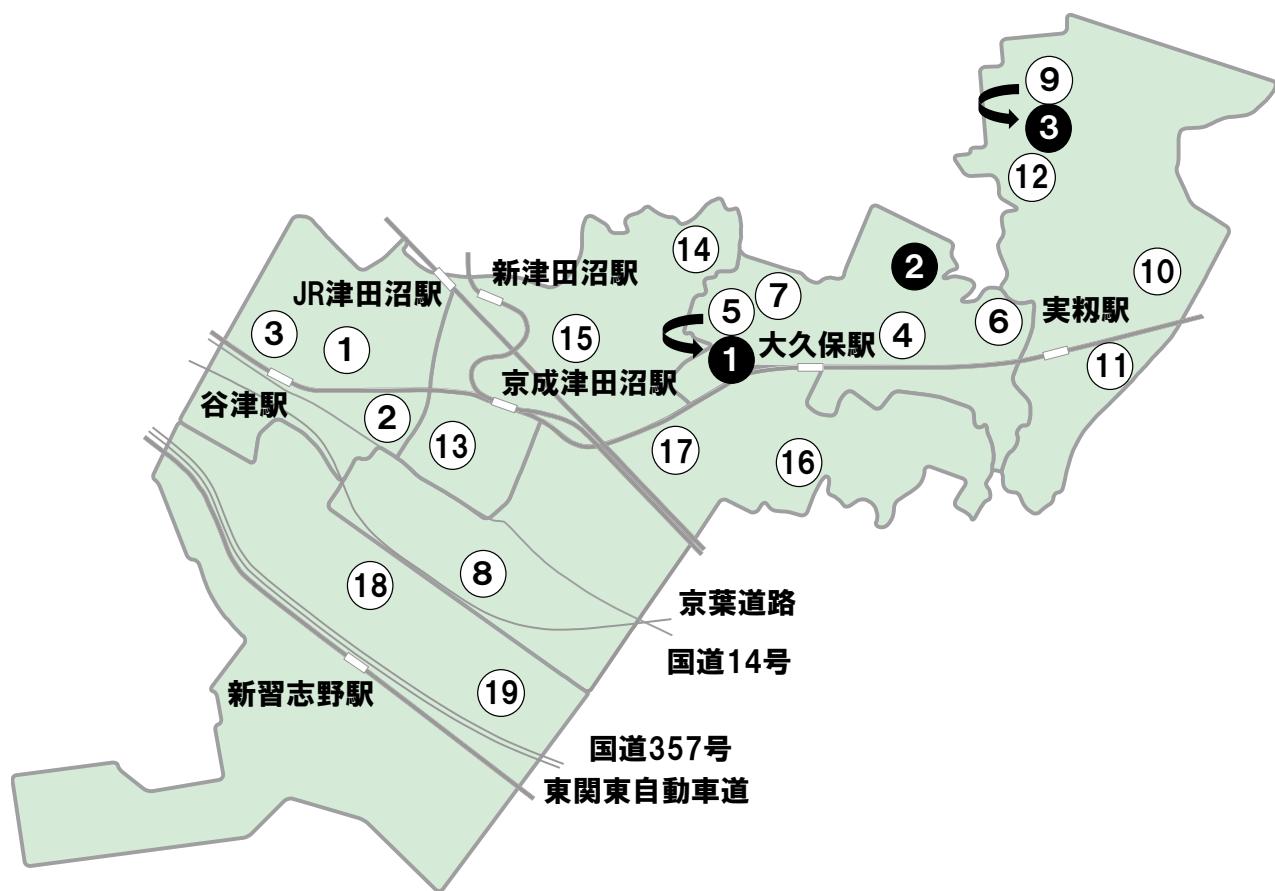
表 5

■ 確保方策の内訳（4・5歳児 教育） <単位：人>

区域	地図記号及び施設の名称	開設年度	種別	定員
第一中学校区	① 谷津幼稚園	既設	市立幼稚園	210
	② 向山幼稚園	既設		210
	③ 第一くるみ幼稚園	既設	私立幼稚園	240
第二中学校区	④ 大久保東幼稚園	既設	市立幼稚園	210
	⑤ つくし幼稚園	既設		140
	⑥ 新栄幼稚園	既設		70
	⑦ 習志野みのり幼稚園	既設	私立幼稚園	280
	① (仮称)つくし幼保園	29	私立こども園	60
	⑤ つくし幼稚園（こども園化に伴う統合）	29	市立幼稚園	▲ 140
	② (仮称)大久保こども園	31	市立こども園	60
	⑥ 新栄幼稚園（こども園化に伴う統合）	31	市立幼稚園	▲ 70
第三中学校区	⑧ 袖ヶ浦こども園	既設	市立こども園	120
第四中学校区	⑨ 実花幼稚園	既設	市立幼稚園	140
	⑩ 東習志野こども園	既設	市立こども園	120
	⑪ みもみ幼稚園	既設	私立幼稚園	210
	⑫ ホーリネス幼稚園	既設		180
	③ (仮称)実花幼保園	29	私立こども園	60
	⑨ 実花幼稚園（こども園化に伴う統合）	29	市立幼稚園	▲ 140
第五中学校区	⑬ 津田沼幼稚園	既設	市立幼稚園	210
	⑭ 藤崎幼稚園	既設		140
	⑮ 青葉幼稚園	既設	私立幼稚園	200
第六中学校区	⑯ 屋敷幼稚園	既設	市立幼稚園	210
	⑰ 杉の子こども園	既設	市立こども園	90
第七中学校区	⑱ 秋津幼稚園	既設	市立幼稚園	210
	⑲ 香澄幼稚園	既設		175

第5章 必要量と確保方策

図 3



※数字が黒色のものは既存の施設を、白抜きのものは今後整備予定の施設を表しています。

3 > 保育の必要量と確保方策

○保育需要に対する供給施設の区域間調整

- 各教育・保育提供区域における保育需要に対しては、当該区域内の供給施設により対応することが基本となります。保護者の通勤経路等の事情により実態としては必ずしも居住している区域内の施設に入所していない状況もあります。
- このような実態等を考慮しながら、供給施設の区域間調整を行うことにより、確保方策の実施に伴い各提供区域において過剰供給となることを抑止します。

表 6

■教育・保育提供区域間で調整を行う施設

施設名	開設年度	所在区域	供給区域	供給区域	備考
大久保第二保育所	既設	2中学区	2中学区 (8/10)	6中学区 (2/10)	実態による。
かすみ保育園	既設	7中学区	7中学区 (8/10)	3中学区 (2/10)	実態による。
(仮)谷津第二保育園	28	1中学区	1中学区 (3/10)	5中学区 (7/10)	菊田保育所の実態による。 ただし、29年度まで。
津田沼国有地活用保育園	29	5中学区	5中学区 (5/10)	1中学区 (5/10)	整備予定立地により勘案。

第5章 必要量と確保方策

(1)第一中学校区

現状

- 平成26年度時点では市立保育所1施設、私立保育所1施設が整備されています。
- また、市の認定した認可外保育施設が3施設あります。
- 奏の杜の開発に伴う人口増加により、保育需要の増加が著しい地域です。

表 7

■年度別「必要量」と「確保方策」について <単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3~5歳児)	必要量 (A)	307	377	411	434	455
	確保方策 (B)	258	285	330	393	393
	認可外保育施設含む	355	382	427	490	490
	需給差 (B-A)	▲ 49	▲ 92	▲ 81	▲ 41	▲ 62
	認可外保育施設含む	48	5	16	56	35
3号認定 (1・2歳児)	必要量 (A)	232	270	280	256	272
	確保方策 (B)	144	168	190	217	261
	認可外保育施設含む	310	334	356	383	427
	需給差 (B-A)	▲ 88	▲ 102	▲ 90	▲ 39	▲ 11
	認可外保育施設含む	78	64	76	127	155
3号認定 (0歳児)	必要量 (A)	84	80	83	72	82
	確保方策 (B)	27	36	44	50	68
	認可外保育施設含む	57	66	74	80	98
	需給差 (B-A)	▲ 57	▲ 44	▲ 39	▲ 22	▲ 14
	認可外保育施設含む	▲ 27	▲ 14	▲ 9	8	16
合計	必要量 (A)	623	727	774	762	809
	確保方策 (B)	429	489	564	660	722
	認可外保育施設含む	722	782	857	953	1,015
	需給差 (B-A)	▲ 194	▲ 238	▲ 210	▲ 102	▲ 87
	認可外保育施設含む	99	55	83	191	206

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3~5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○計画期間中に5か所の認可保育所と1か所の小規模保育事業を整備することで、平成30年度当初の時点で、認可外保育施設の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

表 8

■第一中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 谷津保育所	既設	市立保育所	109
② アスクかなでのもり保育園	既設		80
① (仮称)アスクかなでのもり第二保育園	27	私立 認可保育所	120
② (仮称)キッズ☆ガーデン奏の杜園	27		120
③ (仮称)谷津第二保育園（3/10）*	28		42
場所 未定 小規模保育事業（1か所）	28	小規模 保育事業	18
④ (仮称)津田沼国有地活用私立保育園（1/2）*	29	私立 認可保育所	75
⑤ (仮称)谷津第二保育園（7/10）（五中学区の確保方策から変更）	30		96
⑤ (仮称)仲よし幼稚園跡地マンション内保育園	31		62
① キッズ☆ガーデン津田沼駅前園	既設	認可外 保育施設	120
② そらまめ幼保園 津田沼駅前	既設		58
③ そらまめ幼保園 津田沼駅前第二	既設		115

* *印の施設は、区域間調整を行っていますので、定員を複数の区域で案分した数を記載しています。

図 4



* 数字が黒色のものは既設の施設を、白抜きのものは今後整備予定の施設を表しています。

第5章 必要量と確保方策

(2) 第二中学校区

現状

○平成26年度時点では、市立保育所2施設が整備されています。

○また、市の認定した認可外保育施設が2施設あります。

表 9

■年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3~5歳児)	必要量 (A)	219	200	197	196	200
	確保方策 (B)	152	152	212	212	212
	認可外保育施設含む	167	167	227	227	227
	需給差 (B-A)	▲ 67	▲ 48	15	16	12
	認可外保育施設含む	▲ 52	▲ 33	30	31	27
3号認定 (1・2歳児)	必要量 (A)	128	133	129	126	125
	確保方策 (B)	80	80	103	103	103
	認可外保育施設含む	111	111	134	134	134
	需給差 (B-A)	▲ 48	▲ 53	▲ 26	▲ 23	▲ 22
	認可外保育施設含む	▲ 17	▲ 22	5	8	9
3号認定 (0歳児)	必要量 (A)	37	35	34	34	34
	確保方策 (B)	19	19	28	28	28
	認可外保育施設含む	28	28	37	37	37
	需給差 (B-A)	▲ 18	▲ 16	▲ 6	▲ 6	▲ 6
	認可外保育施設含む	▲ 9	▲ 7	3	3	3
合計	必要量 (A)	384	368	360	356	359
	確保方策 (B)	251	251	343	343	343
	認可外保育施設含む	306	306	398	398	398
	需給差 (B-A)	▲ 133	▲ 117	▲ 17	▲ 13	▲ 16
	認可外保育施設含む	▲ 78	▲ 62	38	42	39

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3~5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○計画期間中に市立幼稚園を私立化により幼保園として整備するとともに、1か所の小規模保育事業を整備することで、平成29年度当初の時点で、認可外保育施設の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

表 10

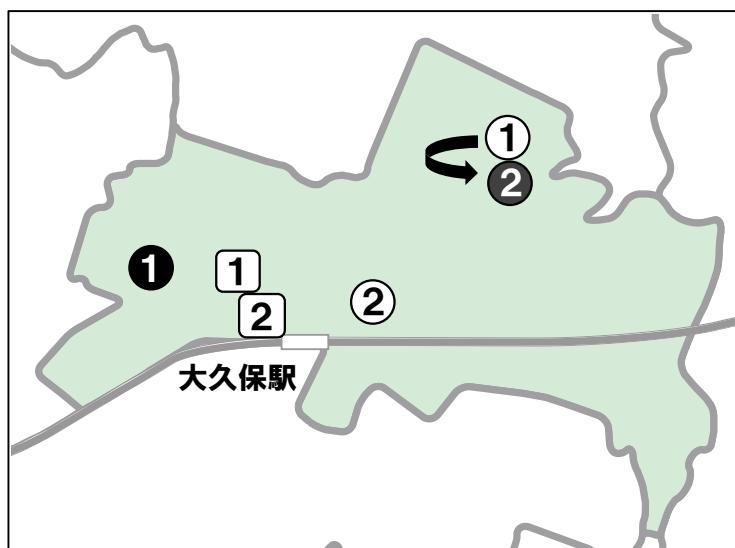
■第二中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 大久保保育所	既設	市立保育所	150
② 大久保第二保育所(8/10)※	既設		101
① (仮称)つくし幼保園	29	私立こども園	74
場所 未定 小規模保育事業（1か所）	29	小規模保育事業	18
② (仮称) 大久保こども園	31	市立こども園	150
① 大久保保育所（こども園化に伴う統合）	31	市立保育所	▲ 150
① みのり保育園	既設	認可外保育施設	26
② ひまわり保育園	既設		29

※ ※印の施設は、区域間調整を行っていますので、定員を複数の区域で案分した数を記載しています。

図 5



※ 数字が黒色のものは既設の施設を、白抜きのものは今後整備予定の施設を表しています。

第5章 必要量と確保方策

(3)第三中学校区

現状

○平成26年度時点では、市立こども園1施設、私立保育所1施設が整備されています。

表 11

■年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3~5歳児)	必要量 (A)	207	205	210	210	207
	確保方策 (B)	154	154	154	154	209
	需給差 (B-A)	▲ 53	▲ 51	▲ 56	▲ 56	2
3号認定 (1・2歳児)	必要量 (A)	141	137	134	128	123
	確保方策 (B)	63	95	95	111	128
	需給差 (B-A)	▲ 78	▲ 42	▲ 39	▲ 17	5
3号認定 (0歳児)	必要量 (A)	31	29	27	27	26
	確保方策 (B)	15	21	21	24	27
	需給差 (B-A)	▲ 16	▲ 8	▲ 6	▲ 3	1
合計	必要量 (A)	379	371	371	365	356
	確保方策 (B)	232	270	270	289	364
	需給差 (B-A)	▲ 147	▲ 101	▲ 101	▲ 76	8

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3~5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○計画期間中に3か所の小規模保育事業と1か所の認可保育所を整備することで、平成31年度当初の時点で待機児童が解消されるものと想定しています。

表 12

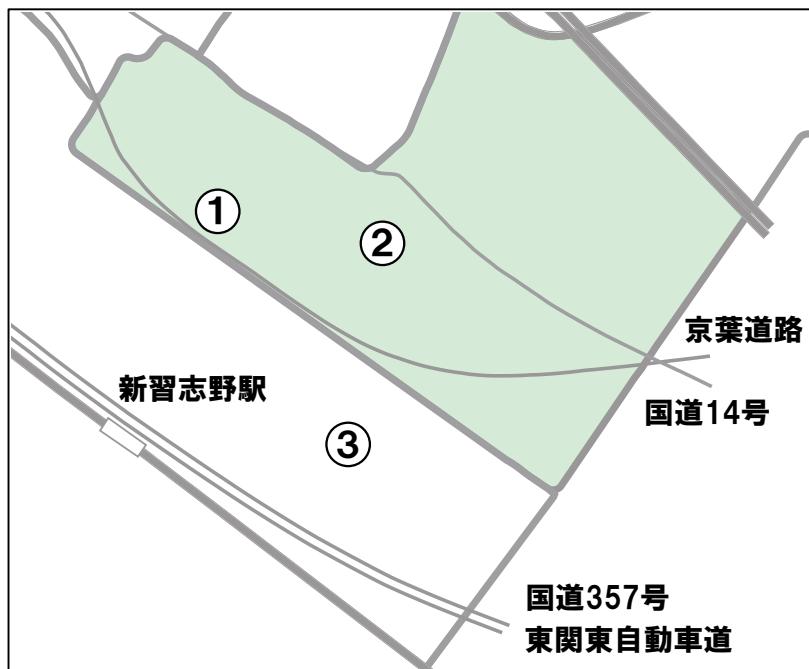
■第三中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 袖ヶ浦こども園	既設	市立こども園 私立保育所	125
② 明徳そでにの保育園	既設		90
③ かすみ保育園（2/10）*	既設		17
場所未定 小規模保育事業（2か所）	28	小規模保育事業	38
場所未定 小規模保育事業（1か所）	30		19
場所未定 民間認可保育所（1か所）	31	私立保育所	75

* *印の施設は、区域間調整を行っていますので、定員を複数の区域で案分した数を記載しています。

図 6



* 数字が黒色のものは既設の施設を表しています。

第5章 必要量と確保方策

(4)第四中学校区

現状

- 平成26年度時点では、市立こども園1施設、私立保育所1施設が整備されています。
- また、市の認定した認可外保育施設が2施設あります。

表 13

■年度別「必要量」と「確保方策」について <単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3～5歳児)	必要量（A）	282	284	266	246	227
	確保方策（B）	180	180	270	270	270
	認可外保育施設含む	188	188	278	278	278
	需給差（B-A）	▲ 102	▲ 104	4	24	43
	認可外保育施設含む	▲ 94	▲ 96	12	32	51
3号認定 (1・2歳児)	必要量（A）	166	154	147	142	136
	確保方策（B）	98	110	132	132	132
	認可外保育施設含む	130	142	164	164	164
	需給差（B-A）	▲ 68	▲ 44	▲ 15	▲ 10	▲ 4
	認可外保育施設含む	▲ 36	▲ 12	17	22	28
3号認定 (0歳児)	必要量（A）	53	51	49	46	45
	確保方策（B）	24	30	36	36	36
	認可外保育施設含む	34	40	46	46	46
	需給差（B-A）	▲ 29	▲ 21	▲ 13	▲ 10	▲ 9
	認可外保育施設含む	▲ 19	▲ 11	▲ 3	0	1
合計	必要量（A）	501	489	462	434	408
	確保方策（B）	302	320	438	438	438
	認可外保育施設含む	352	370	488	488	488
	需給差（B-A）	▲ 199	▲ 169	▲ 24	4	30
	認可外保育施設含む	▲ 149	▲ 119	26	54	80

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3～5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○計画期間中に市立幼稚園を私立化により幼保園として整備するとともに、1か所の小規模保育事業を整備することで、平成30年度当初の時点で、認可外保育施設の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

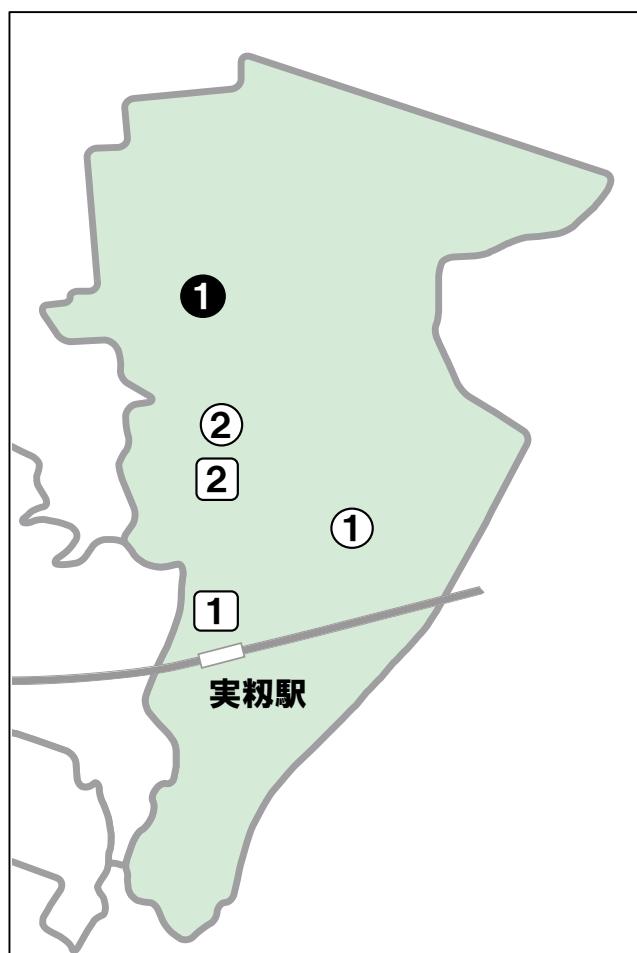
表 14

■第四中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 東習志野こども園	既設	市立こども園	152
② 若松すずみ保育園	既設	私立保育所	150
場所 未定 小規模保育事業（1か所）	28	小規模保育事業	18
① (仮称)実花幼保園	29	私立こども園	118
① キッズスペースウィーピーみもみ 1st	既設	認可外保育施設	25
② キッズスペースウィーピーみもみ 2nd	既設		25

図 7



* 数字が黒色のものは既設の施設を、白抜きのものは今後整備予定の施設を表しています。

第5章 必要量と確保方策

(5)第五中学校区

現状

○平成26年度時点では、市立保育所3施設が整備されています。

○また、市の認定した認可外保育施設が2施設あります。

表 15

■年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3~5歳児)	必要量 (A)	298	298	304	299	296
	確保方策 (B)	199	142	187	334	334
	認可外保育施設含む	216	159	204	351	351
	需給差 (B-A)	▲ 99	▲ 156	▲ 117	35	38
	認可外保育施設含む	▲ 82	▲ 139	▲ 100	52	55
3号認定 (1・2歳児)	必要量 (A)	195	195	190	186	179
	確保方策 (B)	103	108	130	164	164
	認可外保育施設含む	151	156	178	212	212
	需給差 (B-A)	▲ 92	▲ 87	▲ 60	▲ 22	▲ 15
	認可外保育施設含む	▲ 44	▲ 39	▲ 12	26	33
3号認定 (0歳児)	必要量 (A)	61	60	59	57	55
	確保方策 (B)	23	26	33	48	48
	認可外保育施設含む	32	35	42	57	57
	需給差 (B-A)	▲ 38	▲ 34	▲ 26	▲ 9	▲ 7
	認可外保育施設含む	▲ 29	▲ 25	▲ 17	0	2
合計	必要量 (A)	554	553	553	542	530
	確保方策 (B)	325	276	350	546	546
	認可外保育施設含む	399	350	424	620	620
	需給差 (B-A)	▲ 229	▲ 277	▲ 203	4	16
	認可外保育施設含む	▲ 155	▲ 203	▲ 129	78	90

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3~5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○計画期間中に3か所の認可保育所を次のとおり整備することで、平成30年度当初の時点で、認可外保育施設の利用と合わせて、待機児童が解消されるものと想定しています。

表 16

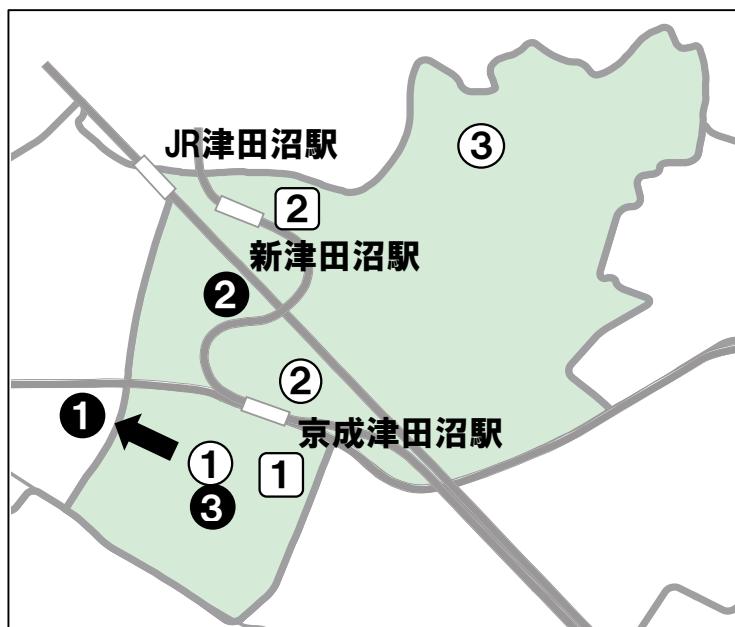
■第五中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 菊田保育所	既設	市立保育所	145
② 菊田第二保育所	既設		57
③ 藤崎保育所	既設		123
① 菊田保育所 ((仮称)谷津第二保育園に私立化)	28		▲ 145
① (仮称)谷津第二保育園 (7/10) *	28	私立保育所	96
② (仮称)津田沼国有地活用私立保育園 (1/2) *	29		74
③ (仮称)菊田保育園	30		171
① (仮称)谷津第二保育園(7/10)(一中学区の確保方策に変更)	30		▲ 96
場所 未定 民間認可保育所 (1か所)	30		121
① チューリップナーサリー	既設	認可外 保育施設	42
② ポピングズキッズルームイオン津田沼	既設		32

* ※印の施設は、区域間調整を行っていますので、定員を複数の区域で案分した数を記載しています。

図 8



* 数字が黒色のものは既設の施設を、白抜きのものは今後整備予定の施設を表しています。

第5章 必要量と確保方策

(6)第六中学校区

現状

○平成26年度時点では、市立こども園1施設、市立保育所2施設が整備されています。

表 17

■年度別「必要量」と「確保方策」について

<単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3~5歳児)	必要量 (A)	182	173	172	172	169
	確保方策 (B)	150	150	150	150	180
	需給差 (B-A)	▲ 32	▲ 23	▲ 22	▲ 22	11
3号認定 (1・2歳児)	必要量 (A)	114	111	110	106	103
	確保方策 (B)	69	69	81	81	125
	需給差 (B-A)	▲ 45	▲ 42	▲ 29	▲ 25	22
3号認定 (0歳児)	必要量 (A)	38	37	35	35	35
	確保方策 (B)	20	20	26	26	35
	需給差 (B-A)	▲ 18	▲ 17	▲ 9	▲ 9	0
合計	必要量 (A)	334	321	317	313	307
	確保方策 (B)	239	239	257	257	340
	需給差 (B-A)	▲ 95	▲ 82	▲ 60	▲ 56	33

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3~5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○計画期間中に1か所の市立保育所の私立化を行い、1か所の小規模保育事業を次のとおり整備することで、平成31年度当初の時点で待機児童が解消されるものと想定しています。

表 18

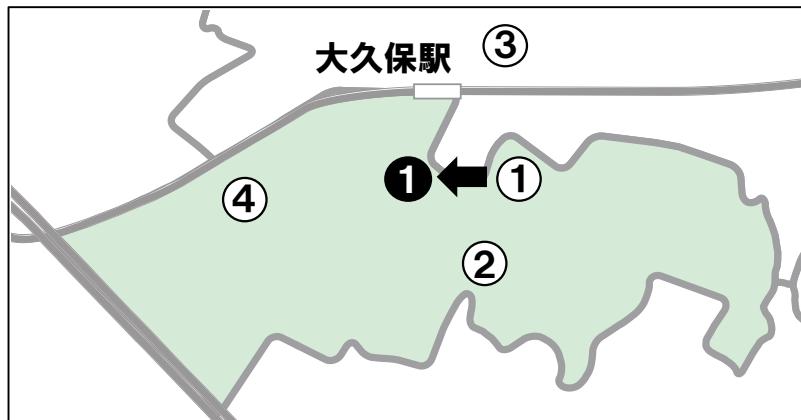
■第六中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 本大久保保育所	既設	市立保育所	90
② 本大久保第二保育所	既設		47
③ 大久保第二保育所（2/10）*	既設		25
④ 杉の子こども園	既設	市立こども園	77
場所 未定 小規模保育事業（1か所）	29	小規模保育事業	18
① (仮称)本大久保保育園	31	私立保育所	173
① 本大久保保育所 ((仮称)本大久保保育園に私立化)	31	市立保育所	▲ 90

* *印の施設は、区域間調整を行っていますので、定員を複数の区域で案分した数を記載しています。

図 9



* 数字が黒色のものは既設の施設を、白抜きのものは今後整備予定の施設を表しています。

第5章 必要量と確保方策

(7) 第七中学校区

現状

- 平成26年度時点では、市立保育所2施設、私立保育所1施設が整備されています。
- また、市の認定した認可外保育施設が2施設あります。

表 19

■年度別「必要量」と「確保方策」について <単位：人>

認定区分	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定 (3~5歳児)	必要量 (A)	186	172	189	187	198
	確保方策 (B)	226	226	226	226	226
	認可外保育施設含む	253	253	253	253	253
	需給差 (B-A)	40	54	37	39	28
	認可外保育施設含む	67	81	64	66	55
3号認定 (1・2歳児)	必要量 (A)	121	133	129	126	124
	確保方策 (B)	120	120	120	120	120
	認可外保育施設含む	144	144	144	144	144
	需給差 (B-A)	▲ 1	▲ 13	▲ 9	▲ 6	▲ 4
	認可外保育施設含む	23	11	15	18	20
3号認定 (0歳児)	必要量 (A)	22	22	20	18	18
	確保方策 (B)	24	24	24	24	24
	認可外保育施設含む	36	36	36	36	36
	需給差 (B-A)	2	2	4	6	6
	認可外保育施設含む	14	14	16	18	18
合計	必要量 (A)	329	327	338	331	340
	確保方策 (B)	370	370	370	370	370
	認可外保育施設含む	433	433	433	433	433
	需給差 (B-A)	41	43	32	39	30
	認可外保育施設含む	104	106	95	102	93

※幼稚園の利用希望が強い2号認定子ども(3~5歳児)は、1号認定とみなし、教育の必要量に含めています。

確保方策

○既存の施設の活用で保育需要を受け止めることができます。

表 20

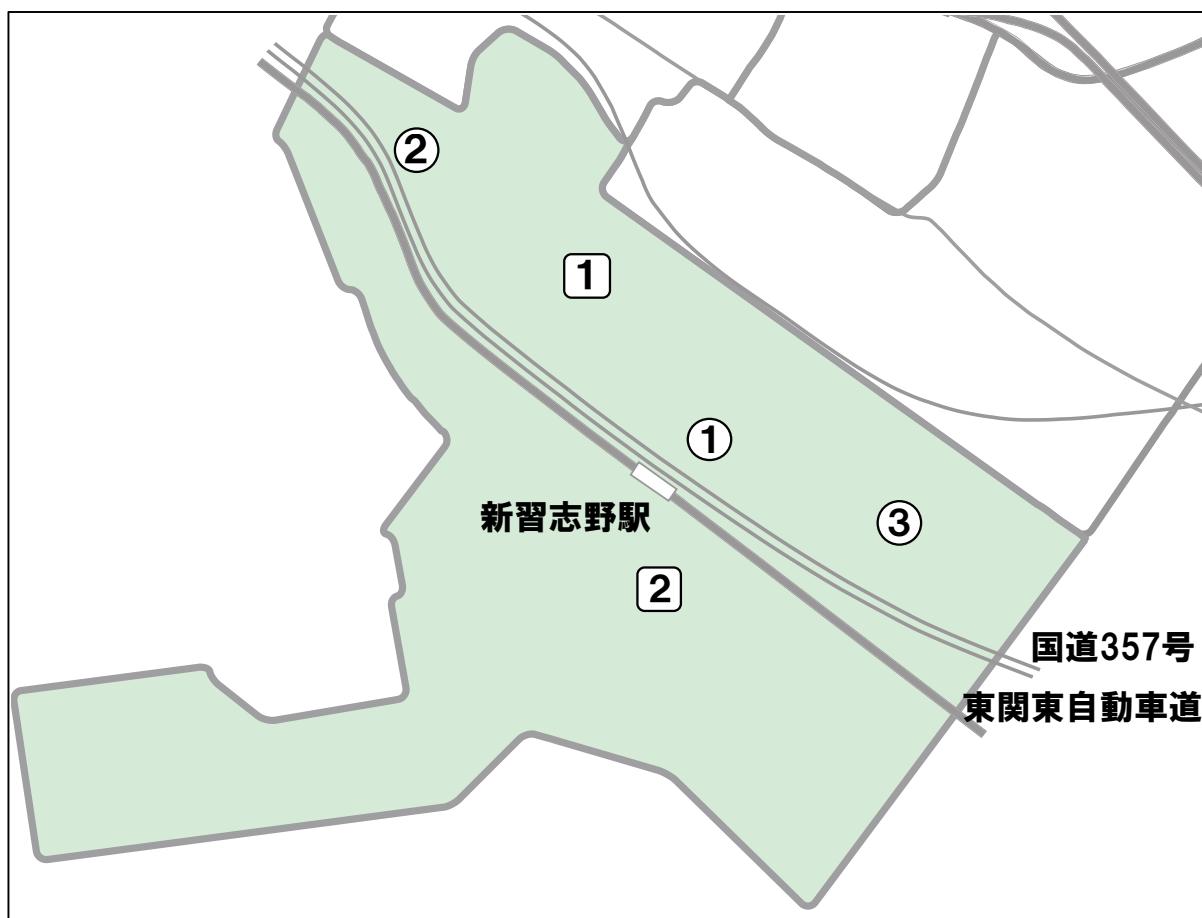
■第七中学校区の整備予定（2号・3号認定）

<単位：人>

地図記号及び施設の名称	開設年度(年)	種別	定員
① 秋津保育所	既設	市立保育所	137
② 谷津南保育所	既設		160
③ かすみ保育園（8/10）*	既設	私立保育所	73
① 保育ルームロゼッタ	既設	認可外 保育施設	12
② リトルガーデン新習志野	既設		51

* ※印の施設は、区域間調整を行っていますので、定員を複数の区域で案分した数を記載しています。

図 10



* 数字が黒色のものは既設の施設を表しています。

(1)時間外保育(延長保育)事業

○事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

○事業実績

すべての保育所・こども園で実施しており、市立保育所 10 か所、市立こども園 3 園、私立保育園 2 園で 19 時まで、私立保育園 2 園で 20 時まで実施しています。

表 21

■利用実績		<単位：人（実人数）>				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実績		727	850	883	953	983

各年 3 月時点

○必要量と確保方策

時間外保育は、今後整備する認定こども園、保育所等のすべてで実施するものとします。

各年度の通常保育の確保量は、第五中学校区を除き、各年度の時間外保育の必要量を上回っていることから、確保方策は必要量と同数としました。

第五中学校区の平成 27 年度から平成 29 年度については供給不足が生じますが、この不足分についても隣接する中学校区の確保方策で補うことができると考えています。

表 22

■必要量と確保方策		<単位：人（実人数）>				
区域	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一中学 校区	必要量	334	391	415	408	434
	確保方策	334	391	415	408	434
	需給差	0	0	0	0	0
第二中学 校区	必要量	161	155	151	149	150
	確保方策	161	155	151	149	150
	需給差	0	0	0	0	0
第三中学 校区	必要量	165	161	161	157	154
	確保方策	165	161	161	157	154
	需給差	0	0	0	0	0
第四中学 校区	必要量	210	205	194	183	172
	確保方策	210	205	194	183	172
	需給差	0	0	0	0	0
第五中学 校区	必要量	386	385	384	377	369
	確保方策	386	385	384	377	369
	需給差	0	0	0	0	0
第六中学 校区	必要量	179	171	170	167	163
	確保方策	179	171	170	167	163
	需給差	0	0	0	0	0
第七中学 校区	必要量	168	166	171	168	172
	確保方策	168	166	171	168	172
	需給差	0	0	0	0	0
全体	必要量	1,603	1,634	1,646	1,609	1,614
	確保方策	1,603	1,634	1,646	1,609	1,614
	需給差	0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

○事業内容

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る事業です。

○事業実績

市内の16小学校区22児童会で実施しています。

表 23

■ 1か月あたりの平均登録児童数の推移

<単位：人>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1～3年生	712	708	695	734	764
4～6年生	6	4	4	6	8
全体	718	712	699	740	772

※4～6年生については、特別な支援を要する児童のみを対象として実施しています。

○必要量と確保方策

1～3年生は、必要量のすべての確保が可能です。4～6年生は、小学校の余裕教室の活用等により、平成31(2019)年度には必要量と同等の確保を図ります。

表 24

■ 必要量と確保方策(1～3年生)

<単位：人(実人数)>

区域	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一中学校区	必要量	130	148	162	180	213
	確保方策	130	148	162	180	213
	需給差	0	0	0	0	0
第二中学校区	必要量	167	164	164	161	153
	確保方策	167	164	164	161	153
	需給差	0	0	0	0	0
第三中学校区	必要量	116	118	116	115	115
	確保方策	116	118	116	115	115
	需給差	0	0	0	0	0
第四中学校区	必要量	195	195	195	198	196
	確保方策	195	195	195	198	196
	需給差	0	0	0	0	0
第五中学校区	必要量	180	184	183	190	193
	確保方策	180	184	183	190	193
	需給差	0	0	0	0	0
第六中学校区	必要量	119	121	116	115	112
	確保方策	119	121	116	115	112
	需給差	0	0	0	0	0
第七中学校区	必要量	107	104	98	95	89
	確保方策	107	104	98	95	89
	需給差	0	0	0	0	0
全体	必要量	1,014	1,034	1,034	1,054	1,071
	確保方策	1,014	1,034	1,034	1,054	1,071
	需給差	0	0	0	0	0

第5章 必要量と確保方策

表 25

■必要量と確保方策（4～6年生）

<単位：人（実人数）>

区域	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一 中学 校区	必要量	84	89	97	103	116
	確保方策	71	53	129	151	118
	需給差	▲13	▲36	32	48	2
第二 中学 校区	必要量	138	130	135	135	135
	確保方策	84	159	159	162	170
	需給差	▲54	29	24	27	35
第三 中学 校区	必要量	76	73	76	70	73
	確保方策	139	137	139	140	140
	需給差	63	64	63	70	67
第四 中学 校区	必要量	121	127	127	135	132
	確保方策	13	93	93	90	172
	需給差	▲108	▲34	▲34	▲45	40
第五 中学 校区	必要量	124	121	124	127	135
	確保方策	64	62	143	136	133
	需給差	▲60	▲59	19	9	▲2
第六 中学 校区	必要量	78	73	76	76	78
	確保方策	29	33	38	79	82
	需給差	▲49	▲40	▲38	3	4
第七 中学 校区	必要量	84	78	76	70	67
	確保方策	78	81	87	90	96
	需給差	▲6	3	11	20	29
全体	必要量	705	691	711	716	736
	確保方策	478	618	788	848	911
	需給差	▲227	▲73	77	132	175

第5章 必要量と確保方策

表 26

■ 確保方策の内訳

<単位：人（実人数）>

区域	施設名	開設年度	確保数
第一 中学校区	谷津児童会・谷津第二児童会・向山児童会・谷津南児童会	既設	201
	公共施設等	29	90
	向山小学校余裕教室	30	40
第二 中学校区	大久保児童会・大久保第二児童会・大久保東児童会・実穂児童会	既設	216
	実穂小学校余裕教室	27	35
	大久保小学校余裕教室	28	33
	大久保東小学校余裕教室	28	39
第三 中学校区	袖ヶ浦西児童会・鷺沼児童会・鷺沼第二児童会・袖ヶ浦東児童会	既設	255
第四 中学校区	東習志野児童会・東習志野第二児童会・実花児童会・実穂児童会	既設	163
	東習志野小学校余裕教室	27	40
	実穂小学校余裕教室	27	5
	公共施設等	28	80
	公共施設等	31	40
	実穂小学校余裕教室	31	40
第五 中学校区	大久保児童会・大久保第二児童会・鷺沼児童会・鷺沼第二児童会・つだぬま第一児童会・つだぬま第二児童会・藤崎第一児童会・藤崎第二児童会	既設	244
	大久保小学校余裕教室	28	2
	公共施設等	29	80
第六 中学校区	大久保児童会・大久保第二児童会・鷺沼児童会・鷺沼第二児童会・大久保東児童会・屋敷児童会	既設	148
	大久保小学校余裕教室	28	5
	大久保東小学校余裕教室	28	1
	屋敷小学校余裕教室	30	40
第七 中学校区	秋津児童会・香澄児童会・谷津南児童会	既設	145
	秋津小学校余裕教室	27	40

※小学校の余裕教室の活用により今後確保する数で、複数の中学校区の児童が在籍すると予想されるものについては、当該小学校の放課後児童会に現に入会する児童が属する中学校区の割合に応じて按分しています。

第5章 必要量と確保方策

(3) 地域子育て支援拠点事業(こどもセンター、きらっ子ルーム)

○事業内容

乳幼児および保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

○事業実績

平成 26 年 9 月 1 日に袖ヶ浦こども園こどもセンターを開設し、市内 6 か所で実施しています。

表 27

■利用実績		<単位：人日（年間延べ人数）>				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実績		43,373	44,514	42,290	47,018	44,448

○必要量と確保方策

平成 31 年度に 1 か所設置することにより、必要量を上回る施設の整備ができます。

これら施設は、地域における保護者の相互交流の場であり、安心して子育てができる身近な相談・情報提供の場でもあることから、地域バランスに配慮し、将来的には教育・保育提供区域（中学校区）ごとに 1 か所の設置を目指します。

第5章 必要量と確保方策

表 28

■必要量と確保方策 <単位：確保方策…箇所、その他…人日（年間延べ人数）>

区域	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一中学校区	必要量	32,304	34,500	35,112	31,848	33,408
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】 確保量	17,400	17,400	17,400	17,400	17,400
	需給差	▲14,904	▲17,100	▲17,712	▲14,448	▲16,008
第二中学校区	必要量	18,564	18,900	18,480	18,144	17,916
	確保方策	0	0	0	0	1
	【参考】 確保量	0	0	0	0	15,900
	需給差	▲18,564	▲18,900	▲18,480	▲18,144	▲2,016
第三中学校区	必要量	15,840	15,456	14,904	14,352	13,692
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】 確保量	30,900	30,900	30,900	30,900	30,900
	需給差	15,060	15,444	15,996	16,548	17,208
第四中学校区	必要量	25,656	23,832	22,920	22,068	21,516
	確保方策	1	1	1	1	1
	【参考】 確保量	30,900	30,900	30,900	30,900	30,900
	需給差	5,244	7,068	7,980	8,832	9,384
第五中学校区	必要量	25,884	25,512	24,900	23,856	23,196
	確保方策	0	0	0	0	0
	【参考】 確保量	0	0	0	0	0
	需給差	▲25,884	▲25,512	▲24,900	▲23,856	▲23,196
第六中学校区	必要量	19,572	19,032	18,552	18,120	17,520
	確保方策	2	2	2	2	2
	【参考】 確保量	57,900	57,900	57,900	57,900	57,900
	需給差	38,328	38,868	39,348	39,780	40,380
第七中学校区	必要量	10,092	10,824	10,452	10,200	10,092
	確保方策	0	0	0	0	0
	【参考】 確保量	0	0	0	0	0
	需給差	▲10,092	▲10,824	▲10,452	▲10,200	▲10,092
全体	必要量	147,912	148,056	145,320	138,588	137,340
	確保方策	6	6	6	6	7
	【参考】 確保量	137,100	137,100	137,100	137,100	153,000
	需給差	▲10,812	▲10,956	▲8,220	▲1,488	15,660

表 29

■確保方策の内訳

区域	施設名	開設年度
第一中学校区	きらっ子ルームやつ	既設
第二中学校区	大久保こども園こどもセンター	31
第三中学校区	習志野市こどもセンター(鷺沼)	既設
	袖ヶ浦こども園こどもセンター	既設
第四中学校区	東習志野こども園こどもセンター	既設
第六中学校区	きらっ子ルームおおくぼ	既設
	杉の子こども園こどもセンター	既設

※習志野市こどもセンター(鷺沼)は、平成 25 年 12 月より鷺沼連合会館(ヴィラージュ)で実施しています。

第5章 必要量と確保方策

(4-1)一時預かり事業(幼稚園在園児による利用分:1号認定・2号認定)

○事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として
雇間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所に
おいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業のうち、「幼稚園型」にあたる事業です。

○事業実績

「預かり保育事業」として、市立幼稚園 11 か所（16 時まで）、市立こども園 3 園
(17 時まで)、私立幼稚園 5 園（2 園：17 時まで、2 園：17 時 30 分まで、1 園：
18 時まで）で実施しています。

表 30

■利用実績		<単位：人日（年間延べ人数）>				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実績		25,175	24,559	21,104	22,966	20,149

※市立幼稚園（市立こども園を含む。）における一時預かり事業の利用実績を掲載して
います。

○必要量と確保方策

公立幼稚園において、夏季休業日等の長期休業日の一時預かり事業を実施することにより、需要に応えることができると考えています。実施に当たっては、実施する施設の設備面や人員配置等の対応が必要であることから、幼稚園需要の変化等を注視しながら、これらの課題について引き続き検討を行い、適切な措置を講じます。

表 31

■ 必要量と確保方策		<単位：人日（年間延べ人数）>				
区域	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第一 中学 校区	必要量	1号 921	12,615 918	15,123 918	16,301 918	17,305 1,033
	確保方策		13,340	15,845	17,023	18,118
	需給差		▲ 196	▲ 196	▲ 196	▲ 220
						▲ 172
第二 中学 校区	必要量	1号 2号	7,440 1,317	6,845 1,194	6,726 1,194	6,726 1,194
	確保方策		8,723	8,008	7,900	7,900
	需給差		▲ 34	▲ 31	▲ 20	▲ 20
						▲ 11
第三 中学 校区	必要量	1号 2号	5,730 532	5,730 532	5,824 532	5,872 532
	確保方策		6,262	6,262	6,356	6,404
	需給差		0	0	0	0
						0
第四 中学 校区	必要量	1号 2号	4,086 1,609	4,078 1,609	3,840 1,520	3,535 1,345
	確保方策		5,686	5,678	5,360	4,880
	需給差		▲ 9	▲ 9	0	0
						0
第五 中学 校区	必要量	1号 2号	8,212 564	8,195 564	8,366 564	8,160 564
	確保方策		8,761	8,744	8,915	8,709
	需給差		▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 15
						▲ 15
第六 中学 校区	必要量	1号 2号	4,809 905	4,574 842	4,540 842	4,506 842
	確保方策		5,677	5,381	5,347	5,313
	需給差		▲ 37	▲ 35	▲ 35	▲ 35
						▲ 35
第七 中学 校区	必要量	1号 2号	2,058 690	1,905 690	2,109 776	2,083 754
	確保方策		2,519	2,379	2,645	2,601
	需給差		▲ 229	▲ 216	▲ 240	▲ 236
						▲ 251
全体	必要量	1号 2号	44,950 6,538	46,450 6,349	47,706 6,346	48,187 6,264
	確保方策		50,968	52,297	53,546	53,925
	需給差		▲ 520	▲ 502	▲ 506	▲ 526
						▲ 484

1号…1号認定、2号…2号認定

第5章 必要量と確保方策

(4-2)一時預かり事業(幼稚園在園児以外の利用分)

〔**ファミリー・サポート・センター事業(就学前児童対象(病児・緊急対応強化事業以外))**
を含む。〕

○事業内容

【一時預かり事業】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として屋間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【ファミリー・サポート・センター事業】

乳幼児の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

一時預かり事業は、「一時保育事業」として、市立保育所2か所、市立こども園3園（8時30分～17時まで）、私立保育園2園（8時30分～16時30分）で実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業では、保育所（園）の送迎や短時間の預かりを行う「育児支援事業」やこどもセンター、きらっ子ルームでの一時預かり事業「ファミ・サポる～む」を実施しています。本市のファミリー・サポート・センター事業は、22時まで実施しており、いわゆるトワイライトステイ事業の役割も担っています。

表 32

■利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時預かり事業	10,169	9,775	9,364	9,959	10,665
ファミリー・サポート・センター事業	2,254	2,613	2,119	2,258	2,020
合計	12,423	12,388	11,483	12,217	12,685

○必要量と確保方策

一時預かりについては、計画期間中に4か所で新たに実施することにより、平成31（2019）年度には、市全体の確保方策が必要量を上回るものと想定しています。

また、平成31（2019）年度においても供給不足となる中学校区については、隣接する中学校区で補うことができると考えます。

ファミリー・サポート・センター事業についても、「育児支援事業」及び「ファミ・サポる～む」を引き続き実施していきます。

表 33

■必要量と確保方策 <単位：人日（年間延べ人数）>

区域	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一中学校区	必要量	8,417	8,996	9,154	8,299	8,707
	確保方策(A)	3,900	3,900	7,800	7,800	7,800
	確保方策(B)	729	735	736	725	711
	需給差	▲3,788	▲4,361	▲618	226	▲196
第二中学校区	必要量	8,525	8,667	8,423	8,322	8,241
	確保方策(A)	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
	確保方策(B)	222	224	224	221	314
	需給差	▲4,403	▲4,543	▲4,299	▲4,201	▲4,027
第三中学校区	必要量	3,368	3,323	3,210	3,097	2,950
	確保方策(A)	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
	確保方策(B)	213	213	213	213	213
	需給差	745	790	903	1,016	1,163
第四中学校区	必要量	8,831	8,186	7,905	7,607	7,425
	確保方策(A)	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
	確保方策(B)	360	360	360	360	360
	需給差	▲671	▲26	255	553	735
第五中学校区	必要量	7,973	7,861	7,693	7,328	7,146
	確保方策(A)	0	0	0	7,800	7,800
	確保方策(B)	345	347	348	343	337
	需給差	▲7,628	▲7,514	▲7,345	815	991
第六中学校区	必要量	5,272	5,120	4,969	4,862	4,695
	確保方策(A)	3,900	3,900	3,900	3,900	7,800
	確保方策(B)	510	510	510	510	510
	需給差	▲862	▲710	▲559	▲452	3,615
第七中学校区	必要量	2,729	2,926	2,828	2,758	2,729
	確保方策(A)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	確保方策(B)	98	99	99	98	97
	需給差	▲631	▲827	▲729	▲660	▲632
全体	必要量	45,115	45,079	44,182	42,273	41,893
	確保方策(A)	25,400	25,400	29,300	37,100	41,000
	確保方策(B)	2,477	2,488	2,490	2,470	2,542
	需給差	▲17,238	▲17,191	▲12,392	▲2,703	1,649

※確保方策(A)…確保方策(一時預かり)、確保方策(B)…確保方策(ファミリー・サポート・センター)

第5章 必要量と確保方策

表 34

■ 確保方策の内訳（一時預かり事業） <単位：人日（年間延べ人数）>

区域	施設名	開設年度	確保数
第一 中学校区	谷津保育所	既設	3,900
	(仮称) 津田沼国有地活用私立保育園	29	3,900
第二 中学校区	大久保保育所	既設	3,900
第三 中学校区	袖ヶ浦こども園	既設	3,900
第四 中学校区	東習志野こども園	既設	3,900
	若松すずみ保育園	既設	3,900
第五 中学校区	(仮称) 菊田保育園	30	3,900
	民間認可保育所	30	3,900
第六 中学校区	杉の子こども園	既設	3,900
	(仮称) 本大久保保育園	31	3,900
第七 中学校区	かすみ保育園	既設	2,000

表 35

■ 確保方策の内訳（ファミリー・サポート・センター事業） <単位：人日（年間延べ人数）>

区域	施設名	平成 31 年度の確保数
第一 中学校区	育児支援事業分	711
第二 中学校区	育児支援事業分	218
	ファミ・サポる～む（大久保こども園こどもセンター）	96
第三 中学校区	育児支援事業分	68
	ファミ・サポる～む（習志野市こどもセンター（鷺沼））	48
	ファミ・サポる～む（袖ヶ浦こども園こどもセンター）	96
第四 中学校区	育児支援事業分	258
	ファミ・サポる～む（東習志野こども園こどもセンター）	96
第五 中学校区	育児支援事業分	337
第六 中学校区	育児支援事業分	218
	ファミ・サポる～む（きらっ子ルームおおくぼ）	192
	ファミ・サポる～む（杉の子こども園こどもセンター）	96
第七 中学校区	育児支援事業分	97

(5)利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)

○事業内容

子どもまたは保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○事業実績

本市では、平成26年7月15日より、「子育て支援コンシェルジュ」として、東習志野こども園こどもセンターで実施しています。

○必要量と確保方策

平成27年度から既設のこどもセンター及びきらっ子ルームにおいて実施します。また、平成31年度に開設する大久保こども園においても実施します。

身近な施設でのきめ細かい相談に応じることを可能とするため、地域バランスに配慮し、将来的には教育・保育提供区域（中学校区）毎に1か所の設置を目指します。

表 36

■必要量と確保方策

(単位：箇所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要量	7	7	7	7	7
確保方策	6	6	6	6	7
需給差	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	0

表 37

■確保方策の内訳

施設名	開設年度
東習志野こども園こどもセンター	既設
杉の子こども園こどもセンター	27
袖ヶ浦こども園こどもセンター	27
習志野市こどもセンター（鷺沼）	27
きらっ子ルームおおくぼ	27
きらっ子ルームやつ	27
大久保こども園こどもセンター	31

第5章 必要量と確保方策

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

○事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で宿泊を伴うものです。

○事業実績

委託事業により市外の乳児院1施設で実施しています。平成25（2013）年8月1日より開始しました。

また、本市では、市の独自事業として、ショートステイ・ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

表 38

■利用実績		<単位：人日（年間延べ人数）>			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用実績		未実施	未実施	未実施	44

○必要量と確保方策

子育て短期支援事業（ショートステイ）に、本市の独自事業であるショートステイ・ファミリー・サポートセンター事業の利用を加え、必要量を確保します。

表 39

■必要量と確保方策		<単位：人日（年間延べ人数）>			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
必要量		95	96	96	94
確保方策		95	96	96	94
需給差		0	0	0	0

表 40

■確保方策の内訳		<単位：人日（年間延べ人数）>	
事業名		確保数	
子育て短期支援事業（ショートステイ）		70	
ショートステイ・ファミリー・サポートセンター事業		30	

(7)乳児家庭全戸訪問事業

○事業内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○事業実績

母子保健推進員 30人、新生児訪問指導担当者（助産師）5人、地区担当職員（保健師）15人の体制で実施しています。

表 41

■年間訪問者数の推移		<単位：人（実人数）>			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
訪問実績		1,360	1,424	1,409	1,376
					1,428

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、平成27年度から平成31年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

表 42

■必要量		<単位：人（実人数）>			
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
必要量		1,460	1,418	1,390	1,315
					1,328

表 43

■確保方策

	平成 27 年度～平成 31 年度
実施体制	50人
母子保健推進員	30人
新生児訪問指導担当者（助産師）	5人
地区担当職員（保健師）	15人
実施機関	習志野市（健康支援課）

第5章 必要量と確保方策

(8)養育支援訪問事業

○事業内容

出産後の養育に関し、出産前から指導・助言等の支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○事業実績

家庭相談員およびケースワーカー、保健師により訪問および養育指導を実施しています。

支援方法は、関係機関によるアセスメント会議を経て決定しています。

表 44

■年間訪問者数の推移

<単位：人（実人数）>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問実績	5	7	8	5	4

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

表 45

■必要量

<単位：人（実人数）>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要量	8	8	8	8	8

表 46

■確保方策

	平成 27 年度～平成 31 年度
実施機関	20 人
子育て支援相談室 家庭相談員およびケースワーカー	5 人
母子保健 地区担当職員（保健師）	15 人

(9) 病児保育事業

○事業内容

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

○事業実績

本市では、「病児・病後児保育事業」として、2か所にて委託事業を実施しています。

表 47

■利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実績	1,182	1,546	1,752	1,506	1,525

○必要量と確保方策

一日あたりの受け入れ可能人数をこれまでの 8 人から 10 人として、必要量を確保します。

表 48

■必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要量	2,829	2,857	2,858	2,788	2,776
確保方策	2,870	2,870	2,870	2,870	2,870
需給差	41	13	12	82	94

表 49

■確保方策の内訳

施設名	開設年度	確保数
エンジエル保育室（赤松小児科内科医院）	既設	1,148
キッズケアルームなでしこ（済生会習志野病院）	既設	1,722

第5章 必要量と確保方策

(10) ファミリー・サポート・センター事業

(就学児童対象(病児・緊急対応強化事業以外))

○事業内容

小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○事業実績

ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、平成25年度末現在で利用会員2,046人、提供会員265人、両方会員168人となっています。

表 50

■利用実績

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用実績	1,228	957	1,463	930	602

○必要量と確保方策

現状で、保護者の希望どおりに援助が行える体制にあることから、必要量に応じた確保を図ります。

表 51

■必要量と確保方策

<単位：人日（年間延べ人数）>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要量	1,018	1,024	1,029	1,046	1,062
確保方策	1,018	1,024	1,029	1,046	1,062
需給差	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査事業

○事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○事業実績

県内委託医療機関や助産所等で委託方式により実施しています。

検査項目は、基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、HTLV-1 検査、クラミジア検査です。

表 52

<単位：年回（年間延べ回数）>

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
事業実績	16,612	17,635	17,662	16,751	17,634

○必要量と確保方策

現状において、すべて実施できていることから、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの確保方策は、現状の実施体制と同等の体制とします。

表 53

■ 必要量

<単位：年回（年間延べ回数）>

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
必要量	20,650	20,650	20,328	20,034	19,684

表 54

■ 確保方策

	平成 27 年度～平成 31 年度
実施場所	県内委託医療機関、助産所等
実施体制	委託方式
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、HTLV-1 検査、クラミジア検査
実施時期	妊娠 8 週～39 週頃（計 14 回）

第6章

計画の推進体制

(中扉・裏)

1 > 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、主体となる子どもや子育て家庭とそれを取り巻く、地域・保育所、幼稚園など子ども子育て事業者・学校・関係機関、団体・行政などが相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、具体的な取り組みなどについて、広報習志野・ホームページの他、様々な手法により周知し、市民の取り組みへつなげます。

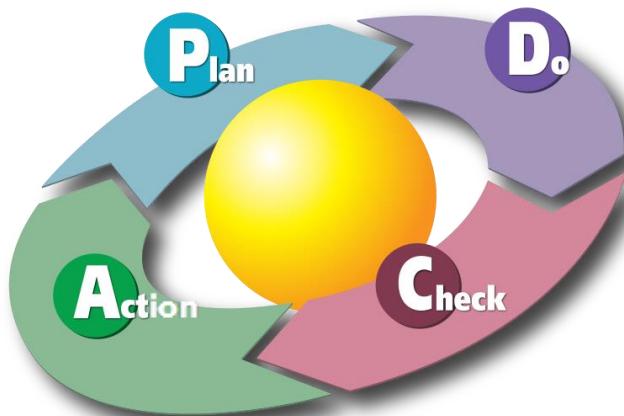
(2) 計画推進体制と進捗・管理

本計画の推進にあたっては、こども部が所管となり、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画内容を着実に実施していきます。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、習志野市子ども・子育て会議が中心となり、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し点検するとともに、事業評価・再調整などを行い、継続的な取り組みを推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市の広報、市ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の向上のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善（Plan・Do・Check・Action）」のすべての段階に市民が参加し、市民とともに継続的に、柔軟に実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。



2 家庭・地域・事業者の役割

本計画の推進にあたっては、実際に子育てをされている家庭、その家庭を支援する地域や事業者についても、共にその役割を担っていただき、「子どもの健やかな成長をみんなのやさしさで支えるまち 習志野」を実現してまいります。

(1)家庭の役割

- ・親も子も自分らしく成長し、自分らしく子育てをします。
- ・家族で規則正しい生活習慣に努め、健康で明るい家庭を家族皆でつくります。
- ・家族・他者を尊重し認めながらかかわりあい、人と人とのつながりを大切にします。
- ・地域や組織の一員であることを認識し、自分の行動に責任を持ちます。
- ・困った時には、言葉にして誰かの力をかり、人の言葉に耳を傾けます。困った人がいる時には、手を差しのべ支援します。

(2)地域の役割

- ・地域の子育て家庭を温かく見つめ、傍に住む子どもや保護者に声をかけ、コミュニケーションを図るなど人と人とのつながりを大切にします。
- ・困っている子どもや、子育て家庭には手を差し伸べ、孤立させない子育ち・子育てを支えます。
- ・地域のマンパワーを結集し、行政や事業者と協働し、子どもや家庭が元気で、活力ある地域社会を目指します。
- ・町会・自治会等やまちづくり会議等の自治組織は、地域のまとめ役として、子どもや子育て家庭の状況を把握し、ニーズを集約し、公的サービスでは対応できない部分を補う役割を果たします。

(3)事業者の役割

- ・事業者は、行政との協働の中で、専門的知識と技能を生かし、教育・保育のニーズが多種多様にわたる地域の中で、本計画を推進します。
- ・事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、子どもや保護者の不安の解消を図るとともに、個々のニーズを充足するために地域や行政と連携し、サービスを提供します。
- ・子ども一人ひとりにあった教育・保育を提供するとともに、地域の一員として、地域活動などに積極的に参加し、人と人とのつながりを結ぶ役割を果たすよう、努めます。
- ・企業などの事業主は、子育てしやすい職場環境を積極的に整備するとともに、地域活動の参加などにより地域とのかかわりを深めます。

參考資料

(中扉・裏)

○習志野市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日
条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条
第1項の規定に基づき、習志野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(3) 子どもの保護者
(4) 市民
(5) その他市長が必要と認める者
2 市長は、前項第4号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。
3 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

参考資料

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるものほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

○習志野市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	氏名	所属等	任期	備考
学識経験者	稻垣 美加子	淑徳大学総合福祉学部	H25.9.26～H27.3.31	会長
	臺 有桂	横浜市立大学 医学部	H25.9.26～H27.3.31	副会長
	大塚 類	青山学院大学 教育人間科学部	H25.9.26～H27.3.31	
事業者	清水 尚代	習志野市立こども園	H25.9.26～H27.3.31	
	藤本 志磨	私立幼稚園協会	H25.9.26～H27.3.31	
	茂呂 利男	私立保育園	H25.9.26～H26.3.31	
	阿久津 房子	私立保育園	H26.4.1～H27.3.31	
保護者	武井 園恵	習志野市幼稚園P T A連絡協議会	H25.9.26～H26.3.31	
	佐藤 麗子	習志野市幼稚園P T A連絡協議会	H26.4.1～H27.3.31	
	佐々木 篤	習志野市保育所保護者会連絡会	H25.9.26～H27.3.31	
	菱田 淳一郎	習志野市学童保育連絡協議会	H25.9.26～H26.3.31	
	十文字 満美	習志野市学童保育連絡協議会	H26.4.1～H27.3.31	
	三代川 寿朗	習志野市P T A連絡協議会	H25.9.26～H26.5.26	
	宮内 宏和	習志野市P T A連絡協議会	H26.5.27～H27.3.31	
	杉田 弘幸	私立幼稚園協会	H25.9.26～H27.3.31	
公募市民	柘 まゆみ	公募	H25.9.26～H27.3.31	
その他市長が必要と認める者	早山 美生	習志野市小中学校長会	H25.9.26～H27.3.31	
	高橋 君枝	習志野市民生委員・児童委員協議会	H25.9.26～H27.3.31	
	飯島 松樹	商工会議所	H25.9.26～H27.3.31	

参考資料

○習志野市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

年月日	事項
平成 24 年 8 月 22 日	子ども・子育て支援法公布
平成 25 年 2 月 7 日 ～ 平成 25 年 2 月 25 日	ニーズ調査実施 調査対象 就学前児童の保護者 5,000 人 回収結果 2,438 人（回収率 48.8%）
平成 25 年 9 月 26 日	平成 25 年度第 1 回子ども・子育て会議 (概要説明、習志野市子ども・子育て支援の現状について)
平成 25 年 10 月 17 日	平成 25 年度第 2 回子ども・子育て会議 (基本理念・基本視点の設定について)
平成 25 年 10 月 31 日	平成 25 年度第 1 回習志野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会・作業部会
平成 25 年 11 月 7 日	平成 25 年度第 3 回子ども・子育て会議 (基本理念・基本視点の設定、教育・保育提供区域について)
平成 25 年 12 月 3 日	平成 25 年度第 2 回習志野市子ども・子育て支援事業計画作業部会
平成 25 年 12 月 15 日	平成 25 年度第 4 回子ども・子育て会議 (基本理念・基本視点・目標、習志野市子どもの満足度調査について)
平成 26 年 2 月 12 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日	子どもの満足度調査実施 調査対象 小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生 合計 4,653 人 回収結果 2,415 人（回収率 51.9%）
平成 26 年 3 月 7 日	平成 25 年度第 5 回子ども・子育て会議 (教育・保育の「量の見込み」について)
平成 26 年 3 月 17 日	平成 25 年度第 3 回習志野市子ども・子育て支援事業計画作業部会
平成 26 年 3 月 27 日	平成 25 年度第 6 回子ども・子育て会議 (認可基準及び確認基準、教育・保育の「量の見込み」について)
平成 26 年 4 月 28 日	平成 26 年度第 1 回子ども・子育て会議 (地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて)
平成 26 年 5 月 27 日	平成 26 年度第 2 回子ども・子育て会議 (地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、各種基準について)
平成 26 年 6 月 24 日	平成 26 年度第 3 回子ども・子育て会議 (放課後児童健全育成事業の量の見込み、各種基準について)
平成 26 年 7 月 24 日	平成 26 年度第 4 回子ども・子育て会議 (教育・保育の確保方策、各種基準について)
平成 26 年 8 月 18 日	平成 26 年度第 5 回子ども・子育て会議 (教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の確保方策について)
平成 26 年 9 月 25 日	平成 26 年度第 1 回習志野市子ども・子育て支援事業計画作業部会

習志野市子ども・子育て支援事業計画策定の経過 続き

年月日	事項
平成 26 年 9 月 29 日	平成 26 年度第 6 回子ども・子育て会議 (事業計画案について)
平成 26 年 10 月 17 日	平成 26 年度第 7 回子ども・子育て会議 (事業計画案について)
平成 26 年 11 月 6 日	平成 26 年度第 1 回習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
平成 26 年 11 月 14 日 ～ 平成 26 年 12 月 10 日	「広報習志野」及び市ホームページ、情報公開コーナー、各幼稚園・保育所・こども園・放課後児童会・こどもセンター・きらっ子ルーム等事業計画案公表及び市民意見募集
平成 27 年 1 月 9 日	平成 26 年度第 2 回習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会
平成 27 年 1 月 20 日	平成 26 年度第 8 回子ども・子育て会議 (事業計画最終案について) 福祉問題審議会に諮問・答申
平成 27 年 1 月 28 日	教育委員会議に議案提出
平成 27 年 2 月 9 日	府議決定
平成 27 年 3 月 17 日	平成 26 年度第 9 回子ども・子育て会議 (事業計画の決定について)
平成 26 年 3 月 31 日	事業計画書公表

参考資料

○用語解説

あ

預かり保育 (21, 26, 27, 31, 36, 62, 102 頁)

市立幼稚園・こども園で在園児を対象に、通常の保育時間終了後、当該園で預かる保育のこと。

一時預かり（一時保育） (2, 16, 45, 62, 70, 104, 105, 106 頁)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所・こども園等で一時的に預かること。

NPO (4, 49, 51, 70 頁)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配すること目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。

か

きらっ子ルーム（つどいの広場） (18, 46, 62, 69, 70, 75, 100, 101, 104, 106, 107 頁)

子育てに関する相談及び援助、地域の子育てに関する情報の提供等を行う、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることができる施設のこと。

休日保育 (16, 43, 53, 54, 62 頁)

休日（日曜日・祝日）においても、家庭で保育することができない市内認可保育所に在籍している園児を預かること。

合計特殊出生率 (1, 11 頁)

1人の女性が一生の間に産む子どもの数のこと。

子育てふれあい広場 (18, 31, 70 頁)

市内にお住まいの未就園児親子に、幼稚園及びこども園の園庭や遊戯室等を開放する場のこと。

こどもセンター (18, 31, 46, 62, 68, 69, 70, 75, 100, 101, 104, 106, 107 頁)

子どもと保護者が自由に遊んだり、交流したり、子育てに関する情報や学習機会の提供を行い、子どもの健やかな発達のために、子どもとその保護者を支援するための施設のこと。

子育て支援コンシェルジュ (62, 69, 75, 107 頁)

こどもセンターやきらっ子ルーム等、子どもまたは保護者の身近な場所で、多様な子育て支援サービスの情報提供、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のこと。

コーホート要因法 (23 頁)

コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法のこと。

さ

時間外保育（延長保育） (43, 45, 53, 62, 75, 96 頁)

保育認定を受けた子どもを、認定こども園、保育所等において、通常の利用日や利用時間以外の日・時間に行う保育のこと。

小規模保育 (53, 62, 83, 85, 87, 89, 93 頁)

乳幼児に対し、比較的小規模の下、多様なスペースできめ細やかな保育を、利用定員 6 人以上 19 人以下で行う事業のこと。

ソーシャルインクルージョン (45 頁)

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

た

待機児童 (2, 15, 43, 83, 85, 87, 89, 91, 93 頁)

保育に欠ける要件を満たす保護者が入所申請をしたにもかかわらず、定員超過等のため入所できない状況にある児童のこと。

地域開放（保育所・こども園） (18, 31, 70 頁)

市内在住の乳幼児の親子に、保育所及びこども園の所庭を開放すること。

な

乳児家庭全戸訪問事業 (19, 60, 75, 109 頁)

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のこと。

参考資料

は

病児・病後児保育 (16, 31, 45, 63, 111 頁)

子どもが病気の時に、家庭の事情や仕事の都合等で育児が困難な場合において、医療機関に付設された施設で一時的に保育をする事業のこと。

ファミリー・サポート・センター

(18, 26, 27, 31, 35, 36, 45, 51, 62, 70, 75, 104, 105, 106, 108, 112 頁)

子どもの一時的な預かりや宿泊を伴う預かり、保護者の体調不良時や産前産後の家事支援等の援助を受けたい人（利用会員）と、援助できる人（提供会員）が会員となり、会員相互援助活動により地域で支え合うシステムのこと。

放課後児童健全育成事業 (放課後児童会) (2, 17, 32, 33, 43, 46, 54, 68, 71, 75, 97, 99 頁)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図るため、遊び及び生活指導を通して異年齢集団の中でお互いを思いやる心や自立心を養う場を提供する事業のこと。

放課後子供教室 (46, 68, 71 頁)

全ての児童を対象とし、地域住民等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動などを行う教室のこと。

ま

ママ・パパになるための学級 (19, 59, 67 頁)

安心して妊娠・出産・育児に臨めるように、グループワークや体験学習をとおして知識・技術を提供する場を設けるとともに、身近な地域での仲間づくりを推進する。

や

養育支援訪問事業 (75, 110 頁)

出産後の養育に関し、出産前から指導・助言等の支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦に対して、その居宅を訪問し、支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業のこと。

習志野市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月
編集・発行 習志野市

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼1-1-1
習志野市 こども部こども政策課
TEL: 047-451-1151
FAX: 047-453-5512